

第2次 岩倉市 環境基本計画

2023年度～2032年度



五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境

岩倉市



小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。

私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、

調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和（家族仲間の和を願って）

育てよう 心 からだ みんなの健康（市民一人一人の幸せを願って）

高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし（生活の質の向上を願って）

守ろう 自然 環境 みんなの地球（かけがえのない地球の存続を願って）

つくろう 人 まち みんなの未来（豊かな社会の実現を願って）



はじめに

健康で明るい緑の文化都市

～五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境～

をめざして



本市では、これまで、平成24年3月に「岩倉市環境基本条例」を制定し、平成25年3月には「環境都市宣言」を行うとともに「岩倉市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造に関する施策や事業を総合的・計画的に推進してまいりました。

しかしながら、地球温暖化による気候変動や生物多様性の保全、海洋プラスチックごみなどの環境問題は、年々多様化、深刻化し、健康面や防災面などにおいて私たちの生活にも直接的、間接的に影響を与えるほどになっています。

このような状況に対応し、現在の私たちが享受している恵みを将来世代に引き継いでいく指針とするため、「岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「岩倉市生物多様性地域戦略」を一体とした「第2次岩倉市環境基本計画」を策定しました。

とりわけ、地球温暖化対策については、国が掲げる2050年カーボンニュートラルに賛同し、二酸化炭素排出量を2030年度には2013年度比で46%削減、そして2050年度までに実質ゼロにすることを目標とし、このたび2023年2月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

今後は、本計画に基づき、脱炭素社会の実現をはじめとした様々な環境施策を着実に進めていくとともに、市民や事業者、学校、地域、市民団体など様々な主体とのマルチパートナーシップのもと、基本理念である「五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境」の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力、そして、積極的なご参画を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、2か年にわたり熱心にご協議いただいた岩倉市環境基本計画検討委員会の皆さまをはじめ、慎重なご審議をいただきました岩倉市環境審議会の皆さま、並びに、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまおよび関係各位に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

岩倉市長 久保田 桂朗

第2次岩倉市環境基本計画 目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の位置づけと役割	3
3	計画の期間	4

第2章 これまでの取組と課題

1	第1次計画の達成状況	6
2	データからみる岩倉市の環境	15
3	市民アンケート・事業所アンケート結果概要	21

第3章 岩倉市がめざす将来像と社会の姿

1	岩倉市のめざす将来都市像	26
2	基本理念	26
3	基本方針	27
4	SDGs（持続可能な開発目標）の推進	28
5	マルチパートナーシップ型事業の展開	29
6	施策の体系	30

第4章 施策の展開

基本方針1	脱炭素社会の実現	34
基本方針2	循環型社会の構築	37
基本方針3	自然との共生と生物多様性の保全	39
基本方針4	安全・安心・快適な生活環境づくり	42

第5章 地球温暖化対策の目標 岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1	地球温暖化に関する基本的事項	46
2	温室効果ガス排出量の状況と削減目標	49
3	削減目標達成に向けた取組	52
4	マルチパートナーシップ型事業	60

第6章 生物多様性保全の目標 岩倉市生物多様性地域戦略

1	生物多様性の重要性	64
2	本市の自然環境	70
3	岩倉市生物多様性地域戦略のめざすもの	75
4	戦略の目標達成に向けた取組	76
5	マルチパートナーシップ型事業	85

第7章 計画の推進に向けて

1	本計画や施策・事業等の周知	90
2	環境学習等の推進	90
3	計画の進行管理	91
4	計画推進とSDGsの実現	92

資料編

1	用語の解説	98
2	岩倉市環境基本条例	101
3	岩倉市環境審議会	106
4	岩倉市環境基本計画検討委員会	110
5	岩倉市環境基本計画検討作業部会	113
6	市民・事業者の意向把握	115

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

1960年代から1970年代にかけての高度成長期の我が国の発展を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式は、私たちの生活を豊かにする半面、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少や公害をもたらしてきました。かつての環境政策は、公害の防止・対策や生活環境衛生の向上を図るものが中心でした。

このような時代背景の中、本市では、1972年（昭和47年）に「岩倉市環境保全に関する基本条例」を制定し、ごみの分別回収など環境に配慮した取組を他自治体に先んじて進めてきました。

ところが、近年、大規模で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常な気象現象が世界各地で発生しています。これらの現象は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書でも指摘されているように地球温暖化に起因しており、我が国における水害や土砂災害の度重なる発生とも無縁ではない、人類共通の喫緊の課題となっています。2019年（令和元年）末に最初の症例が発見され、またたく間に世界に拡散しパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症など新たな感染症についても、その多くは野生生物の生息環境の悪化に起因しており、地球温暖化の進行が原因となって発生リスクが益々高まっているとの指摘もあります。

また、無秩序な開発や地球温暖化に伴う気候変動などにより、種の絶滅の危機が依然として進んでおり、生物多様性の保全も人類の存続において重要な課題になっています。

さらに、地球規模での海洋汚染、中でもマイクロプラスチックを海洋生物が誤食することによる生態系や人体への悪影響も懸念されているとともに、気候変動や新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷や紛争を引き金とする世界的な食糧価格の高騰などにより、世界各地で深刻な食料・水資源の不足が大きな問題となっています。その一方で、我が国においては食品ロスの問題が顕在化しています。

このような地球規模で進む環境問題の危機に際して、2015年（平成27年）9月の国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、193の国連加盟国・地域が2030年（令和12年）を期限に達成をめざした取組を進めています。“「持続可能な開発」には、環境と経済の両立が不可欠である”、“気候変動等の環境問題は、貧困対策や格差、人権、平和などとともに相互に不可分の関係にあり、それらを総合的に取り組む必要がある”という共通認識のもとで、市民・事業者・市などが協調し、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められています。

本市では、2012年（平成24年）には「岩倉市環境基本条例」を制定し、「すべての市民は、良好で快適な環境のもとに健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。」という認識を改めて共有しました。また、この条例に依拠した「岩倉市環境基本計画」を2013年（平成25年）に策定し、これに基づき環境施策・事業を推進してきました。

この計画の計画期間の最終年度である2022年度（令和4年度）を迎えたとともに、この計画の上位計画である第5次岩倉市総合計画が策定されたことから、本市における持続可能な環境まちづくり

の今後 10 年間の目標と取組の方向性を定めることを目的に、新たに「第2次岩倉市環境基本計画（以下、本計画）」を策定しました。

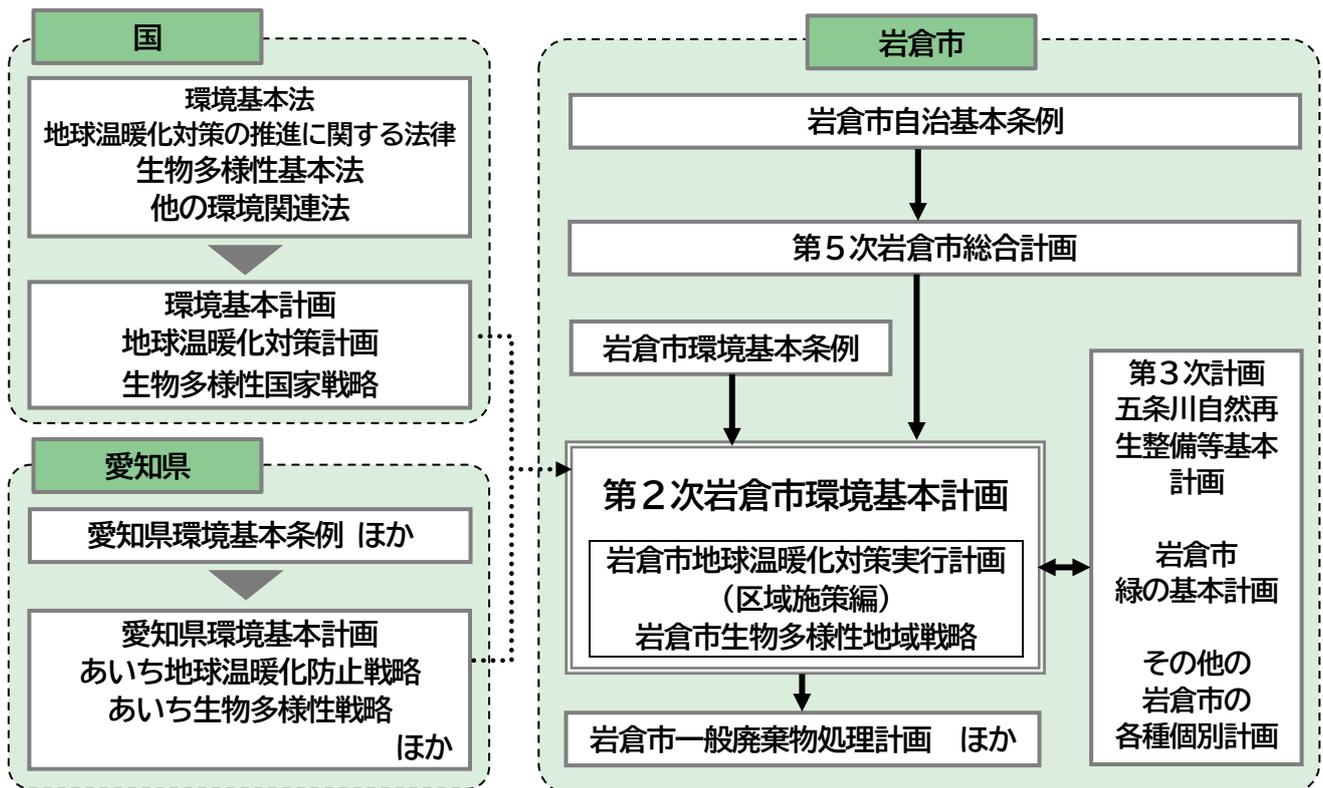
なお、本計画は、「岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「岩倉市生物多様性地域戦略」を内包する形で策定したものです。

2 計画の位置づけと役割

本市では、10年間のまちづくりの羅針盤である第5次岩倉市総合計画を2021年（令和3年）4月からスタートさせ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現に向け、基本理念「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」に基づき、各分野の施策・事業を推進しています。

本計画は、第5次岩倉市総合計画における5つのまちづくりの基本目標の中でも特に「基本目標4 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）」の実現により将来都市像の実現をめざすものであり、環境に関する施策・事業を総合的に整理し、位置づけるものです。

図表 1-2-1 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）の10年間を計画期間とします。
 ただし、本市の環境を取り巻く状況に大きな変化等があった場合には、必要に応じて見直しを行う
 ことがあります。

《参考》

岩倉市環境基本条例（平成24年3月）

前文

私たちのまち岩倉は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、五条川を中心に肥沃な土壌が広がり、水と緑に恵まれた豊かな自然環境のもと、いにしえより続く先人の努力により尾張地方の中心地のひとつとして発展を遂げてきた。

しかしながら、わが国の発展を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式は、私たちの生活を豊かにする一方で、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少や公害をもたらしたばかりでなく、地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球規模の環境問題を招いており、これまで以上に良好な環境を保全していくことはもとより、創造していく姿勢が求められている。

すべての市民は、良好で快適な環境のもとに健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような認識のもと、私たちは市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たすことによって、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本的施策（第7条～第12条）

第3章 総合的推進のための施策（第13条～第15条）

第4章 効果的推進のための施策（第16条～第20条）

第5章 岩倉市環境審議会（第21条～第25条）

附則

第5次岩倉市総合計画

■将来都市像

健康で明るい緑の文化都市

■基本理念 **マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす**

■まちづくりの基本目標

- 1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）
- 2 個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）
- 3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）
- 4 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）
- 5 協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

第2章

これまでの取組と課題

第2章 これまでの取組と課題

1 第1次計画の達成状況

(1) 成果指標からみた達成状況

第1次環境基本計画において《10年後の目標》として掲げた14の成果指標の達成状況は以下のとおりです。対基準値については14成果指標中8つが基準値を達成していますが、対目標値になると14成果指標中2つしか基準値を達成していないのが現状です。新型コロナウイルス感染症の影響などもあったとはいえ、今後の課題として残っています。

基本方針1：低炭素型社会の実現

単位施策の成果指標	基準値 (H23)	目標値 (R4)	現状値 (R3)	達成状況		指標の説明
				対基準値	対目標値	
①地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	—	策定 (R2)	策定 (R4)	×	×	—
②住宅用太陽光発電システム設置費補助件数(件)	60	60	66	○	○	年間補助件数 ※～H30(パネル単体) ※現在は、「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」
③省エネ商品やリサイクル商品の購入に努めている市民の割合(%)	29.7 (H20)	40.0	19.6 (H30)	×	×	市民意向調査での回答のあった割合
④緑のカーテンの公共施設設置数(箇所)	14	26	27	○	○	公共施設における緑のカーテン設置箇所数

基本方針2：資源循環型社会の構築

単位施策の成果指標	基準値 (H23)	目標値 (R4)	現状値 (R3)	達成状況		指標の説明
				対基準値	対目標値	
⑤市民1人当たりのごみ排出量(g/日)	494	390	446	○	×	年間収集ごみ量 ÷年度末総人口 ÷365日
⑥ごみの資源化率(%)	26.2	34.0	21.4	×	×	年間の(収集資源物量+集団回収量)÷(収集ごみ量+収集資源物量+集団回収量)

基本方針3：自然共生と生物多様性の確保

単位施策の成果指標	基準値 (H23)	目標値 (R4)	現状値 (R3)	達成状況		指標の説明
				対基準値	対目標値	
⑦五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合(%)	71.8 (H22)	80.0	73.5	○	×	市民アンケート：「とても感じている」+「感じている」
⑧自然生態園で生息するトンボの種類(種)	18	26	16	×	×	当概年の調査で確認した種類数
⑨自然生態園及び五条川でのイベント参加人数(人)	840	1,100	232 (H30:588)	×	×	自然生態園及び五条川の水辺まつりの参加者数

基本方針4：地域における生活環境の向上

単位施策の成果指標	基準値 (H23)	目標値 (R4)	現状値 (R3)	達成状況		指標の説明
				対基準値	対目標値	
⑩公害(騒音・振動・水質汚濁等)の防止対策に満足している市民の割合(%)	71.2 (H20)	80.0	77.9 (H30)	○	×	市民意向調査: 「満足」+「やや満足」+「普通」
⑪五条川待合橋地点のBOD値(mg/l)	2.0	1.8	1.9	○	×	愛知県の環境基準類型指定水域の環境基準地点で月1回県が実施する測定値の平均値
⑫アダプトプログラム里親登録者数(人)	2,226	2,800	2,277	○	×	年度末登録者数
⑬都市公園等の箇所数(箇所)	83	90	85	○	×	都市公園等の箇所数

基本方針5：協働による環境にやさしいまちづくり

単位施策の成果指標	基準値 (H23)	目標値 (R4)	現状値 (R3)	達成状況		指標の説明
				対基準値	対目標値	
⑭環境関連イベントへの参加者数(人)	10,679	12,000	461 (H30: 10,509)	×	×	環境フェア、クリーンチェックいわくら等の環境関連イベントへの参加者の総数

(2) 主要事業の達成度評価からみた達成状況

第1次計画では、5つの基本方針を実現するために実施する事業を「主要事業」と位置づけ、その進捗状況を管理し、達成度を年度ごとに評価してきました。基本施策ごとの主要事業の達成度評価点※からみた主な成果と課題を整理すると以下のとおりです。

「2-2 廃棄物の適正処理の推進」や「4-1 公害対策等の推進」の評点は4.4と高い一方で、「1-2 事業活動における温室効果ガスの低減」については2.5と低く、事業者に対する地球温暖化対策への行政としてのアプローチが十分でなかったといえます。また、「5-1 環境学習・環境教育の推進」の評点は3.4で、「3-2 多様な生態系の保全及び創造」の評点も3.7とあまり高くありません。

※主要事業の達成度評価基準 年度ごとの評価点の平均を「評点」とした。

実施した事業		
点	ソフト事業（イベントなど）	ハード事業（工事など）
5	問題なく実施できている	当該年度で事業が完全に終了した
4	軽微な課題・問題点はあるものの、滞りなく実施できている	当該年度で事業の8割程度が終了している
3	複数の課題・問題点があり、次年度実施にあたっては見直しが必要である	当該年度で事業の6割程度が終了している
2	課題・問題点が大きく、次年度実施にあたっては大幅な見直しが必要である	当該年度で事業の4割程度が終了している
1	課題・問題点により、次年度実施が難しい、または不可能な状態にある	当該年度で事業の2割程度が終了している
検討した事業		
5	実施に向けた検討が終了し、次年度実施できる状態にある	
4	実施に向けた検討がおおむね終了し、次年度軽微な調整をすれば実施できる状態にある	
3	実施に向けた検討・打ち合わせを行い、おおむね2～4年後には実施できそうな状態にある	
2	実施のめどは立っていないものの、内部・外部との打ち合わせを行った	
1	検討に向けての情報収集を行った	

基本方針1：低炭素型社会の実現

1-1：市民生活における温室効果ガスの低減

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.7	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅用太陽光発電システム設置費補助事業（No.5）は、「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業」として補助メニューを増やしつつ、再生可能エネルギー利用の促進と、HEMSによる見える化を進めることができた。また、緑のカーテンの実施を市民や事業者に広く呼びかけ、地球温暖化対策に自ら関わってもらう機会を創出した。 ●農業フェア（No.7）や野菜の広場運営事業（No.8）、新ブランド野菜研究事業（No.9）によって、地元産の食物に愛着をもってもらい、地産地消の推進に寄与した。

No.	事業名	評点
1	CO ₂ の「見える化」機器等普及促進事業	3.4
2	優秀な省エネ実践市民特典制度事業	3.3
3	CO ₂ 削減ライトダウンキャンペーン	3.8
4	地球環境にやさしい生活術・経済活動術の普及拡大事業（省CO ₂ 編）	3.4
5	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	4.1

No.	事業名	評点
6	廃食用油回収事業	4.0
7	農業フェア	4.0
8	野菜の広場運営事業	3.3
9	新ブランド野菜研究事業	3.6
10	レジ袋有料化事業	3.9

1-2：事業活動における温室効果ガスの低減

評点の平均	主な成果・課題のポイント
2.5	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業者に対して主に緑のカーテン事業への参加を呼びかけ、地球温暖化対策への意識の高揚を図ることができた。また、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったものの、緑のカーテン講座の実施に向けた準備と、広報活動を行った。 ●しかしながら、環境技術等のノウハウの提供や助言、移転など各事業所の温室効果ガス排出量の削減に直接寄与するような制度を整えるには至らなかった。

No.	事業名	評点
11	中小事業所への環境技術移転等推進事業	1.5

No.	事業名	評点
12	地球環境にやさしい生活術・経済活動術の普及拡大事業（省CO ₂ 編）【No.4の再掲】	3.4

1-3：行政の環境配慮率先行動の推進

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.9	<ul style="list-style-type: none"> ●ノー残業デー（No.13）やノーカーデー（No.14）、さわやかエコスタイルキャンペーン（No.15）など、職員による省エネルギー・エコについて率先して取り組んでいる。また、市庁舎や他の公共施設についても、環境に配慮した管理や省エネ型機器の導入を進めている。 ●率先行動についてはおおむね実施が進んでおり、実践する職員や公共施設を増加させ、さらに拡大していくことが望ましい。

No.	事業名	評点
13	ノー残業デー	2.9
14	ノーカーデー	3.0
15	さわやかサマースタイルキャンペーン（H27～さわやかエコスタイルキャンペーン）	4.1
16	地球温暖化対策実行計画の改定	3.9
17	環境に配慮した庁舎管理	3.9
18	さくらの家新エネルギー導入事業（太陽光発電）	5.0
19	屋外公共施設における省エネルギー機器等導入事業	3.9

No.	事業名	評点
20	水道施設（配水ポンプ設備）の更新	3.0
21	学校における節電等の省エネ活動の推進	4.0
22	公共施設におけるCO ₂ の「見える化」事業	3.9
23	公用車の低公害車化、エコドライブの推進	3.9
24	保育園園庭芝生化事業	5.0
25	緑のカーテン事業	3.7

1-4：環境負荷の少ない都市づくり

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.7	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路北島藤島線整備事業（No26）によって、市内東西交通がいわゆる円滑となり、走行距離や使用時間、アイドリング時間を減少させ、温室効果ガスの削減に寄与した。都市計画道路桜通線整備事業（No31）についても引き続き整備に向けて進めていく。放置自転車等対策事業（No27）や尾北自然歩道休憩所整備事業（No29）や尾北自然歩道道路整備事業（No30）によって、自転車や徒歩で移動を楽しむまちづくりを進めた。 ●移動手段における温室効果ガス削減という観点から、エコカーやエコドライブ、カーシェアリングの普及についても検討の余地がある。

No.	事業名	評点
26	都市計画道路北島藤島線整備事業	4.3
27	放置自転車等対策事業	3.7
28	ユニバーサルデザインの推進	3.9
29	尾北自然歩道休憩所整備事業	3.6
30	尾北自然歩道道路整備事業	3.8

No.	事業名	評点
31	都市計画道路桜通線整備事業	3.0
32	保護樹等指定事業	3.4
33	公共緑化事業	3.0
34	緑化木無料配布事業	4.6

基本方針2：資源循環型社会の構築

2-1：廃棄物の3Rの促進

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.9	<ul style="list-style-type: none"> ●親子ごみ探検教室（No35）や大人の社会見学（No36）、学校における3Rの推進（No42）を通じて、ごみの減量や3Rに対する市民意識の向上に努めた。分別収集（No37）や日曜資源回収ステーション（No38）をはじめ、適正な分別と資源化の徹底および機会の提供が着実に進められている。 ●コロナ禍である令和元年度および令和2年度を除けば、排出されるごみの量も年々減少している。 ●今後は、フードロスの削減やプラスチックごみの削減、リサイクルが課題となっている。

No.	事業名	評点
35	親子ごみ探検教室	4.5
36	大人の社会見学	3.4
37	分別収集	4.6
38	日曜資源回収ステーション	4.6
39	市役所庁内で排出されるごみの分別及び資源化	3.9
40	廃食用油回収事業【No.6の再掲】	4.0
41	粗大ごみ有料戸別収集事業	4.4
42	学校における3Rの推進	4.0
43	環境サポーターの養成	2.9

No.	事業名	評点
44	資源ごみ回収団体助成金	4.4
45	地球環境にやさしい生活術・経済活動術の普及拡大事業（3R編）	3.5
46	事業所ごみ減量化・資源化マニュアルの作成・配布	3.7
47	リサイクル工房	3.0
48	古紙と古着の日	4.4
49	いわくらフリーマーケット	3.5
50	不用品データバンク	3.5
51	生ごみ処理機購入補助	4.4
52	剪定枝・落ち葉等の堆肥化調査	2.9

2-2：廃棄物の適正処理の推進

評点の平均	主な成果・課題のポイント
4.4	<ul style="list-style-type: none"> ●分別収集（No53）や日曜資源回収ステーション（No54）、資源ごみ回収団体助成金（No55）、古紙と古着の日（No56）の事業の充実によって、家庭系一般廃棄物や資源の分別は着実に進んでいる。 ●事業者に対しては、廃棄物の適正な処理についての啓発（No58）において、誤った処理を行う業者への指導やリーフレットの配付を行い、啓発に努めた。 ●不法投棄に対しては、不法投棄監視ウィーク（No59）における一斉回収の実施や、不法投棄防止防犯カメラの設置（No60）により、不法投棄の未然防止のための啓発と、適切な原状回復に努めた。 ●防犯カメラによる監視のみでは不十分であるため、市民や地域と一体となって、不法投棄をしない、させないという機運を高めるとともに、不法投棄者に対する厳格な対処が求められる。

No.	事業名	評点	No.	事業名	評点
53	分別収集【No37の再掲】	4.6	57	ごみ焼却施設の整備	4.9
54	日曜資源回収ステーション【No38の再掲】	4.6	58	廃棄物の適正な処理についての啓発	3.9
55	資源ごみ回収団体助成金【No44の再掲】	4.4	59	不法投棄監視ウィーク	4.0
56	古紙と古着の日【No48の再掲】	4.4	60	不法投棄防止防犯カメラの設置	4.1

基本方針3：自然共生と生物多様性の確保

3-1：自然とふれあえる場の保全及び創造

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.8	<ul style="list-style-type: none"> ●五条川親水事業（No61）や桜管理等事業（No63）によって、市民や市民団体と協働で五条川や桜に親しみながら、保全と管理に努めた。 ●また、緑化ウォール事業（No64）や花のあるまちづくり事業（No68）によって、幹線道路や五条川沿岸に緑や花を植え付けた。 ●さらに、農業振興事業（No70）や農業振興地域整備事業（No71）で農地の確保や保全を支援しながら、農業体験事業（No76）や市民農園事業（No77）で市民が農業とふれあう機会を創出した。

No.	事業名	評点	No.	事業名	評点
61	五条川親水事業	3.3	70	農業振興事業	3.9
62	多自然型河川整備による五条川護岸整備事業	3.0	71	農業振興地域整備事業	3.1
63	桜管理等事業（五条川桜の施肥等）	4.7	72	農業委員会業務	4.0
64	緑化ウォール事業	3.7	73	農地バンク事業	4.0
65	保護樹等指定事業【No32の再掲】	3.4	74	新ブランド野菜研究事業【No9の再掲】	3.6
66	公共緑化事業【No33の再掲】	3.0	75	自然生態園施設管理事業	4.8
67	緑化木無料配布事業【No34の再掲】	4.6	76	農業体験事業	3.8
68	花のあるまちづくり事業	3.7	77	市民農園事業	4.0
69	学校等における緑化事業	4.0	78	友好交流事業	3.7

3-2: 多様な生態系の保全及び創造

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.7	<ul style="list-style-type: none"> ●外来生物駆除事業 (No81) や外来生物バスターズ事業 (No85) を実施し、定期的に外来生物を駆除するとともに、その対象も広げている。 ●水生生物調査 (No83) 等では、小学生が五条川の生態系について知る機会を創出した。 ●学校ビオトープ事業 (No86) は、児童が虫や植物の生態を観察するとともに、市内をつなぐビオトープネットワークの形成に寄与している一方で、全体的に設備が老朽化しており、維持管理の困難性や毛虫などの害虫対策などが課題として残っている。

No.	事業名	評点
79	自然生態園施設管理事業【No.75の再掲】	4.8
80	外来生物の問題点を学ぶ講座の開催	2.2
81	外来生物駆除事業	3.9
82	学校による生態系の体験学習・生物調査等事業	3.5

No.	事業名	評点
83	水生生物調査	4.0
84	市民ぐるみの身近な生き物調査の実施	3.9
85	外来生物バスターズ事業	2.9
86	学校ビオトープ事業	4.0

3-3: 水循環の構築

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.7	<ul style="list-style-type: none"> ●水源の定期的な点検により、地下水の有効利用と維持管理が図られている (No87)。雨水地下貯留施設設置事業 (No88) では、五条川小学校運動場に調整池を設置し、大雨時に貯水できるようになった。今後は大矢公園に調整池を設置する。 ●また、各家庭における浸水対策を進めるため、雨水貯留施設等設置費補助金制度 (No89) を継続して実施している。

No.	事業名	評点
87	地下水の有効利用	3.9
88	雨水地下貯留施設設置事業	3.9
89	雨水貯留施設等設置費補助金制度	3.0
90	五条川親水事業【No.61の再掲】	3.3
91	桜管理等事業 (五条川桜の施肥等) 【No.63の再掲】	4.7
92	緑化ウォール事業【No.64の再掲】	3.7

No.	事業名	評点
93	農業振興事業【No.70の再掲】	3.9
94	農業振興地域整備事業【No.71の再掲】	3.1
95	農業委員会業務【No.72の再掲】	4.0
96	農地バンク事業【No.73の再掲】	4.0
97	新ブランド野菜研究事業【No.9の再掲】	3.6

基本方針4: 地域における生活環境の向上

4-1: 公害対策等の推進

評点の平均	主な成果・課題のポイント
4.4	<ul style="list-style-type: none"> ●水質調査委託 (No.100) をはじめ、騒音・振動測定 (道路) (No.101)、航空機騒音測定 (No.102)、臭気指数規制の導入 (No.103) など、環境リスクの評価と監視は継続して実施できている。 ●一方で、それらの低減について効果的な対策を講じることは難しく、現状維持に留まっている。また、雑草や樹木の繁茂、野焼き、ペットのトラブル等の生活型公害に関する苦情は年々多様化・増加している。原因の解消に努めると同時に、住民同士の理解と調和を促す努力が求められる。

No.	事業名	評点
98	岩倉市公害防除施設整備資金利子補給補助金	3.4
99	公害等苦情処理	3.1
100	水質調査委託	5.0
101	騒音・振動測定 (道路)	5.0

No.	事業名	評点
102	航空機騒音測定	4.6
103	臭気指数規制の導入	5.0
104	光化学スモッグ対策	5.0
105	水生生物調査【No.83の再掲】	4.0

4-2: 快適な地域環境の保全

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.7	<ul style="list-style-type: none"> ●アダプトプログラム事業 (No.106) やクリーンチェックいわくら (No.107)、クリーンキャンペーン (No.108) の実施により、環境活動への市民参加の機会を確保している。特定の個人や団体だけでなく、広く一般市民が参加できる取組へと展開したい。 ●単独処理浄化槽や汲み取り便槽から、下水道への接続または合併処理浄化槽への転換をさらに進めていく必要がある (No.110~No.113)。 ●犬猫の適正飼養の啓発・周知や地域猫活動への支援を継続し、ペットトラブルの解消と改善に努めていく必要がある (No.115, No.116)。

No.	事業名	評点
106	アダプトプログラム事業	4.0
107	クリーンチェックいわくら	4.2
108	クリーンキャンペーン	5.0
109	不法投棄監視ウィーク【No.59の再掲】	4.0
110	下水道出前講座	3.0
111	水洗化改造資金利子補給事業	3.4
112	合併処理浄化槽設置整備補助金の交付	3.0
113	し尿処理	3.0

No.	事業名	評点
114	スズメバチ等駆除	5.0
115	岩倉市地域ねこ支援活動事業	3.1
116	狂犬病予防注射	3.1
117	保護樹等指定事業【No.32の再掲】	3.4
118	公共緑化事業【No.33の再掲】	3.0
119	緑化木無料配布事業【No.34の再掲】	4.6
120	屋外広告物取締り事業	4.0

基本方針5: 協働による環境にやさしいまちづくり

5-1: 環境学習・環境教育の推進

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.4	<ul style="list-style-type: none"> ●環境学習実施プログラムの作成は進展させることができなかったが、その他の環境学習や環境教育については、継続して実施できている (No.121~No.127)。 ●歴史・文化資源の保護や継承についても継続して取り組んでおり、一定の成果が得られている一方で、これらの事業が市民の環境意識の向上や環境活動の推進に結びついているかどうかの検証が必要である (No.128~No.134)。

No.	事業名	評点
121	親子ごみ探検教室【No.35の再掲】	4.5
122	環境フェア	4.0
123	環境学習実施プログラム(実施計画)の作成	1.0
124	学校による生態系の体験学習・生物調査等事業【No.82の再掲】	3.5
125	水生生物調査【No.83の再掲】	4.0
126	学校ビオトープ事業【No.86の再掲】	4.0
127	学校における環境教育事業	3.7

No.	事業名	評点
128	文化財データベース化事業	3.1
129	文化財展示・PR事業	3.1
130	岩倉探訪	4.0
131	史跡公園施設管理	3.1
132	文化財保護事業	3.1
133	山車展示・巡行事業	4.0
134	山車映像情報発信事業	3.1

5-2：環境行動を促す支援の充実

評点の平均	主な成果・課題のポイント
3.9	<ul style="list-style-type: none"> ●市民プラザ内に設置した市民活動支援センターが中心となり、市民と市民団体の交流や市民団体同士の交流が図られている。また、市民活動助成金事業（No.135）によって、資金や運営上の支援を受けることで、誰もが市民活動を始めやすい環境が整っている。 ●しかしながら、メンバーの高齢化や後継者不足など活動の継続に不安を抱える団体も少なくない。また、事業者や地域団体との交流については発展の余地が残されており、マルチパートナーシップの実現に向けてさらなる展開が望まれる。

No.	事業名	評点
135	市民活動助成金事業	4.0
136	市民活動支援センター事業	4.0

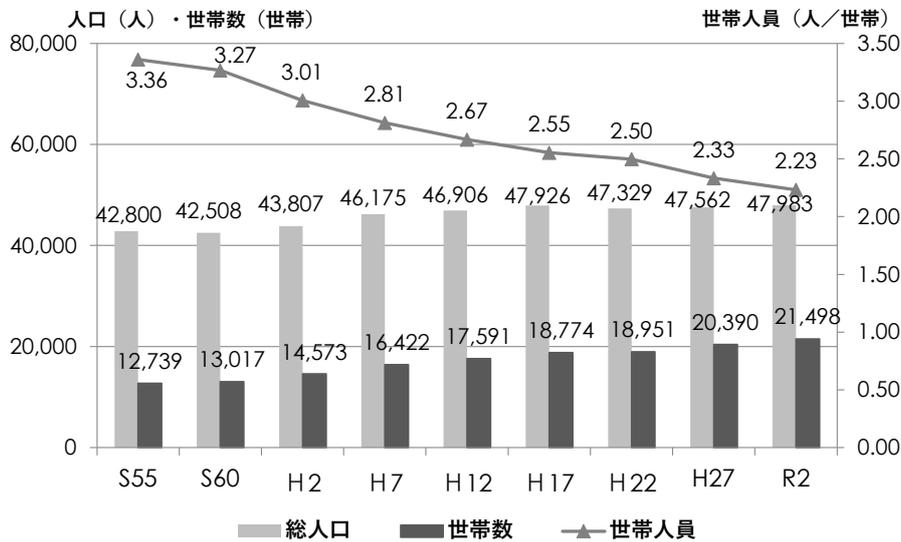
No.	事業名	評点
137	まちづくり交流会事業	3.7

2 データからみる岩倉市の環境

①人口と世帯数

●人口はおおむね横ばい。世帯数は増加傾向。

図表 2-2-1 岩倉市の人口・世帯数の推移

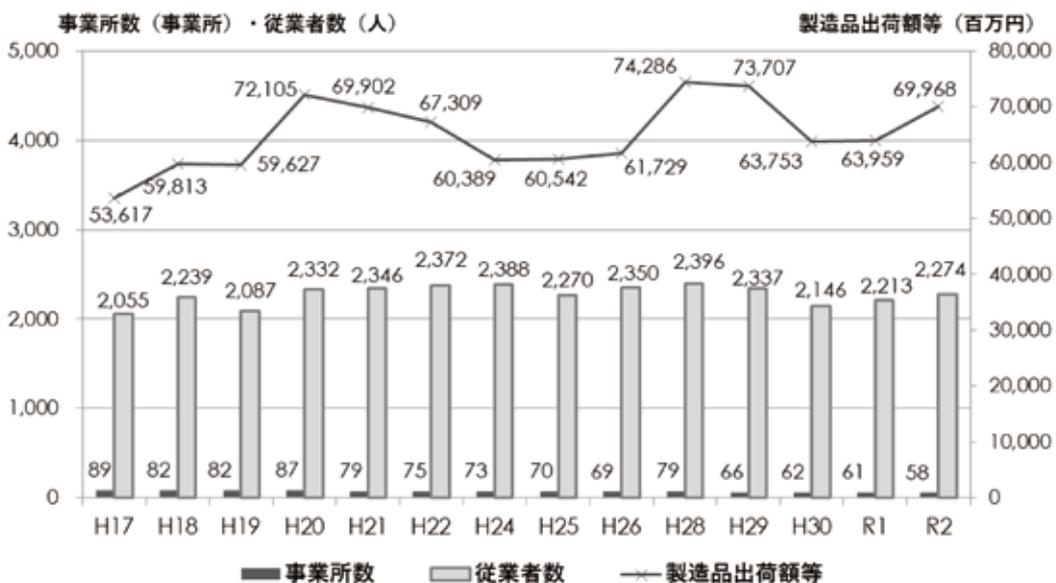


資料：国勢調査

②産業の状況（製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等）

●多少上下しながらもおおむね横ばいで推移。

図表 2-2-2 岩倉市における製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査（従業者4人以上の事業所、H23、H27なし）

③岩倉市役所における温室効果ガスの削減実績

- 平成 29 年度から令和 3 年度にかけて 19.2%削減。新型コロナウイルス感染症の影響で市民利用施設の利用が減ったことも影響したと推察。

図表 2-2-3 排出源別温室効果ガス排出量の削減実績

単位：kg-CO2

排出源	平成29年度 温室効果ガス排出量	令和3年度 温室効果ガス排出量	温室効果 ガス削減量	温室効果ガス 削減率 (%)
重油	27,371	0	▲ 27,371	▲ 100.0
軽油	59,258	43,535	▲ 15,723	▲ 26.5
灯油	57,636	35,947	▲ 21,689	▲ 37.6
ガソリン	71,214	65,097	▲ 6,117	▲ 8.6
LPガス	31,264	16,807	▲ 14,457	▲ 46.2
都市ガス	826,122	1,018,509	192,387	23.3
電気	3,200,923	2,272,597	▲ 928,326	▲ 29.0
公用車走行	2,418	2,094	▲ 324	▲ 13.4
合計	4,276,206	3,454,585	▲ 821,620	▲ 19.2

※四捨五入の関係で数値に誤差が生じる場合がある。

資料：岩倉市建設部環境保全課

図表 2-2-4 施設区別温室効果ガス排出量の削減実績

単位：kg-CO2

施設区分	平成29年度 温室効果ガス排出量	令和3年度 温室効果ガス排出量	温室効果 ガス削減量	温室効果ガス 削減率 (%)
市民利用施設	753,273	459,316	▲ 293,957	▲ 39.0
事業施設	1,884,451	1,648,656	▲ 235,795	▲ 12.5
教育・福祉施設	1,638,482	1,346,613	▲ 291,869	▲ 17.8
合計	4,276,206	3,454,585	▲ 821,621	▲ 19.2

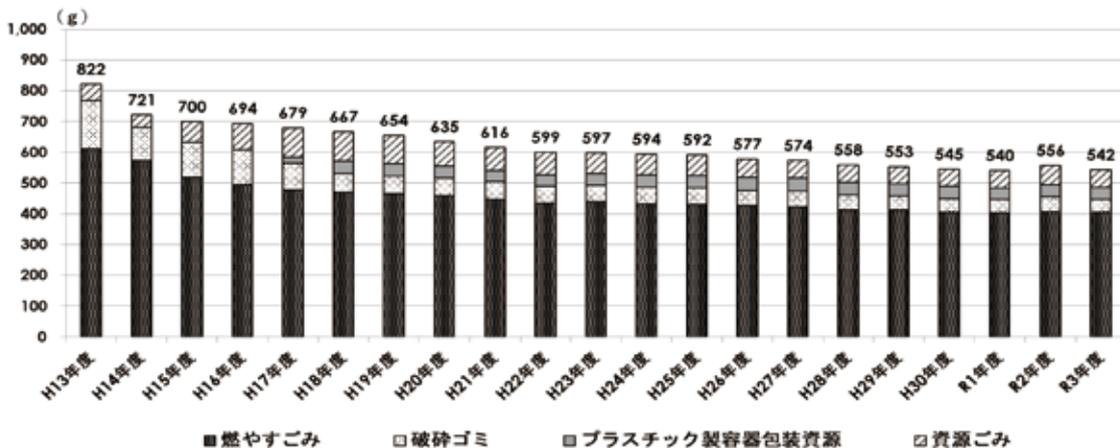
※四捨五入の関係で数値に誤差が生じる場合がある。

資料：岩倉市建設部環境保全課

④ごみの排出量の推移

- 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 年度に一旦増加した以外は、一貫して減少傾向。

図表 2-2-5 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量の推移

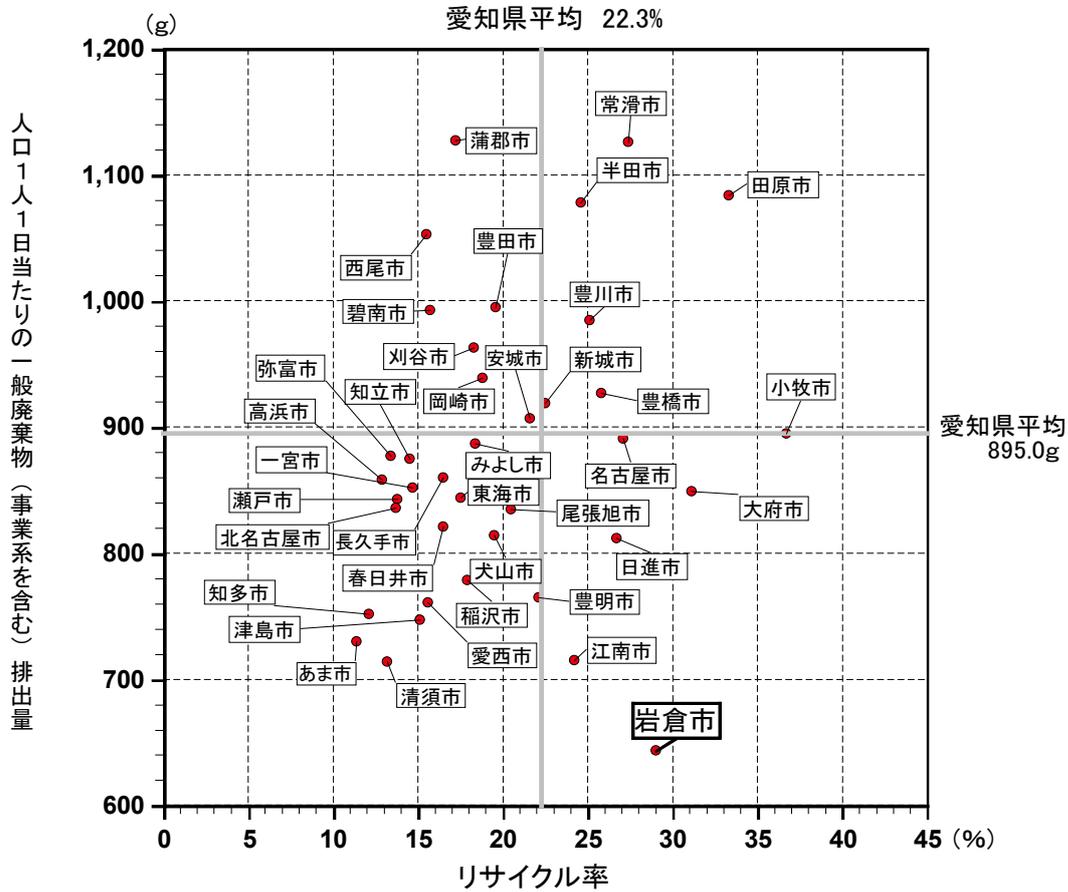


資料：岩倉市建設部環境保全課

⑤リサイクルの状況

- 人口1人1日当たりの一般廃棄物（事業系を含む）排出量は、愛知県下34市の中で最も少なく、リサイクル率は愛知県下34市の中で第4位。

図表2-2-6 リサイクル率と人口1人1日当たりの一般廃棄物（事業系を含む）排出量の水準



資料：令和2年度廃棄物処理事業実態調査

⑥市内での生物調査の結果

- 東海地域でも極めて先駆的なビオトープである「岩倉市自然生態園」は、昆虫類をはじめとした多様な動植物が生息する自然の宝庫。

図表 2-2-7 市内における生物調査の結果【種類数】

確認できた植物種数			確認できた動物種数		
分類	H22年調査	R3年調査	分類	H22年調査	R3年調査
樹木・草本	897	306	哺乳類	8	7
菌類	—	60	鳥類	83	38
計	897	366	爬虫類	9	6
			両生類	6	4
			魚類	13	—
			昆虫	320	344
			計	439	399

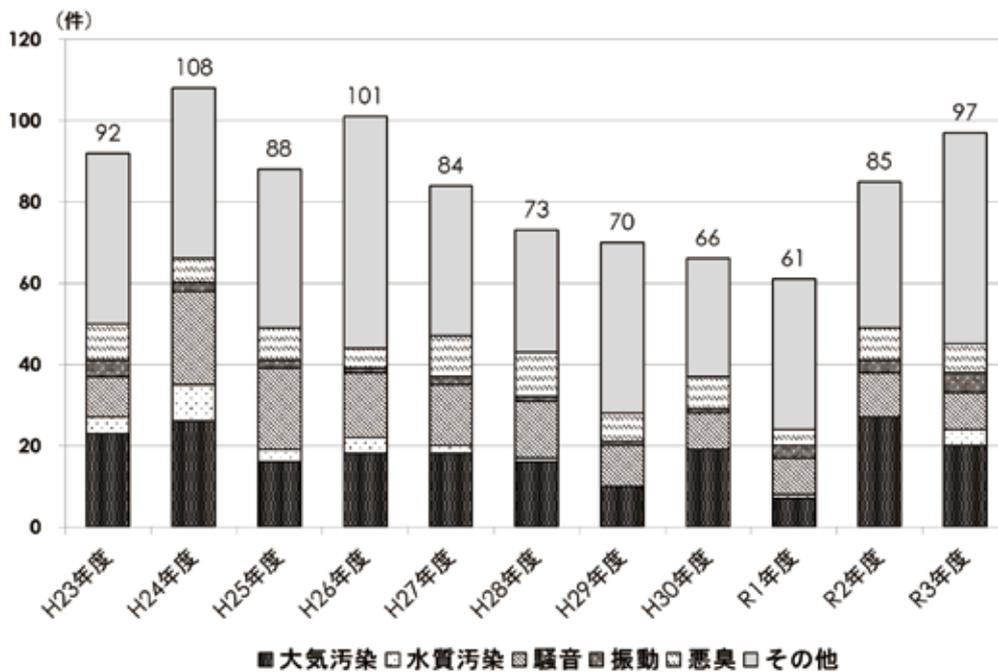
資料：「岩倉市自然生態園生きもの生息調査報告書」（令和3年度、岩倉ナチュラリストクラブ）

資料：「岩倉で見られる生き物」（平成22年度、岩倉ナチュラリストクラブ）

⑦公害苦情件数の推移

- 公害苦情件数は増減しているが、依然として大気汚染やその他（雑草、ふん害など）が高い割合。※本図表における大気汚染は、すべて野焼きなどの屋外燃焼行為を示す。

図表 2-2-8 岩倉市における種別公害苦情件数の推移

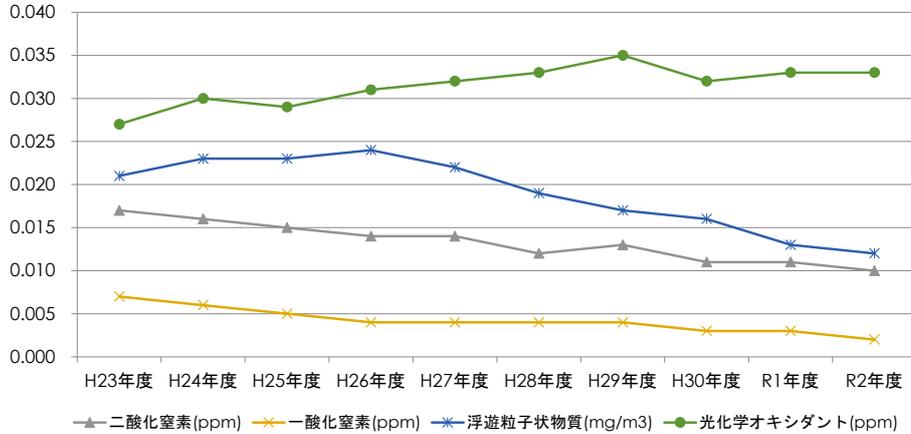


資料：岩倉市建設部環境保全課

⑧大気汚染の状況

- 物質ごとにみると、二酸化窒素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質については、おおむね減少傾向。光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについては、増加傾向。

図表 2-2-9 岩倉市における環境測定の結果【大気汚染】

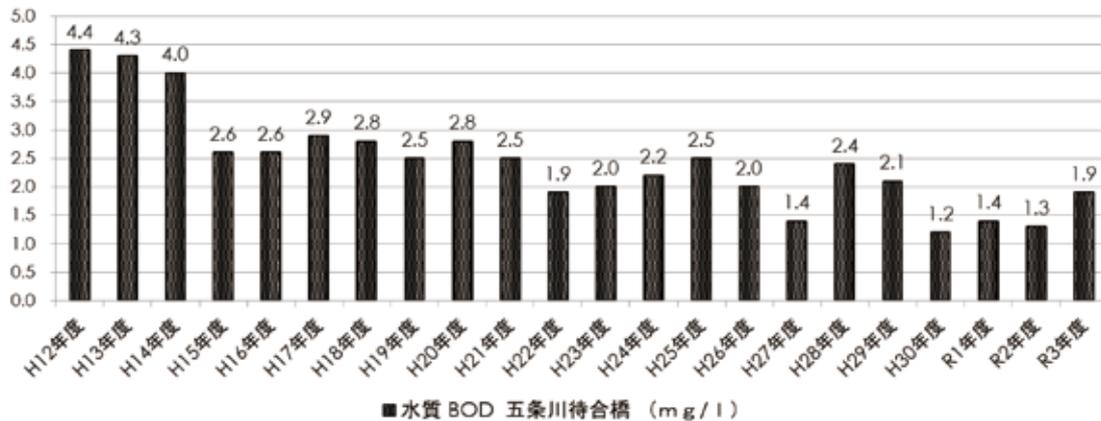


資料：大気汚染調査報告（愛知県）

⑨水質汚染の状況

- 平成 12 年度には 4.4mg/l と高い数値であったが、下水道整備の進展とともに改善。

図表 2-2-10 岩倉市における環境測定の結果【水質 (BOD)】

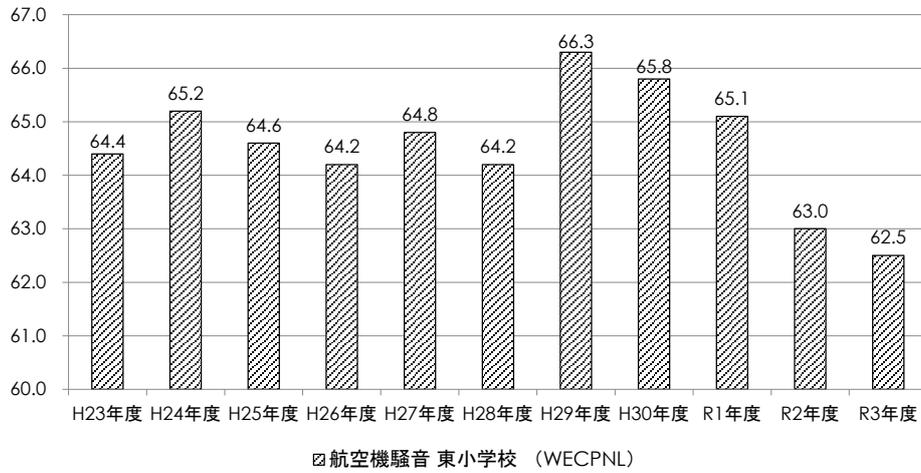


資料：岩倉市建設部環境保全課

⑩航空機騒音の状況

●航空機騒音は、一貫して環境基準（70WECPNL）未満を維持。

図表 2-2-11 岩倉市における環境測定の結果【航空機騒音】

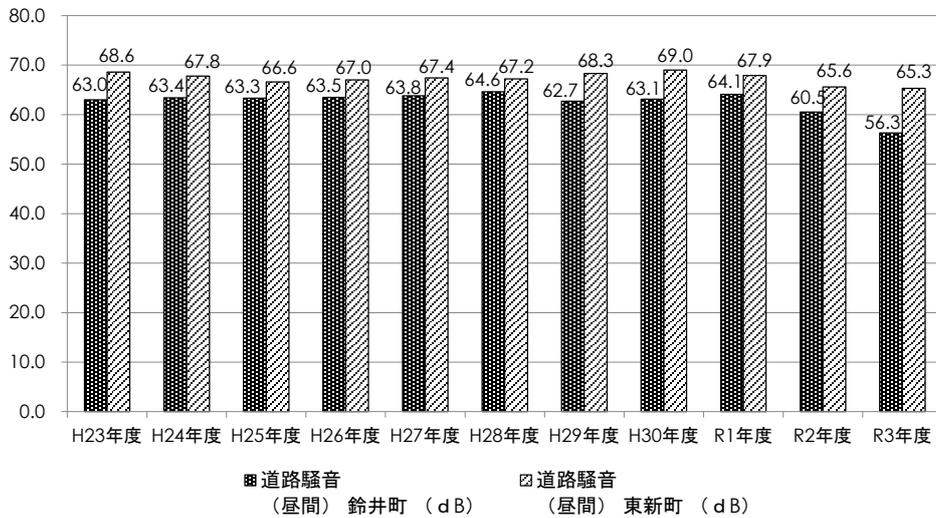


資料：岩倉市建設部環境保全課

⑪道路騒音の状況

●道路騒音は、一貫して環境基準（70dB）未満を維持。

図表 2-2-12 岩倉市における環境測定の結果【道路騒音】



資料：岩倉市建設部環境保全課

3 市民アンケート・事業所アンケート結果概要

(1) 調査概要

市民の環境問題への意識や取組状況、今後の意向などを把握し、本計画の課題や今後の方向性を検討するために、「環境に関する市民アンケート調査」を実施しました。

【調査期間】令和3年11月26日（金）～12月13日（月）

【調査対象】住民基本台帳から無作為に抽出した市内在住の18歳以上の市民2,000人

【有効回答数】864人（有効回答率43.2%）

また同期間に、事業所に対して、環境問題への取組状況や今後の意向、課題などを把握するための「環境に関する事業所アンケート調査」を実施しました。

【調査期間】令和3年11月26日（金）～12月13日（月）

【調査対象】市内所在の事業所300社

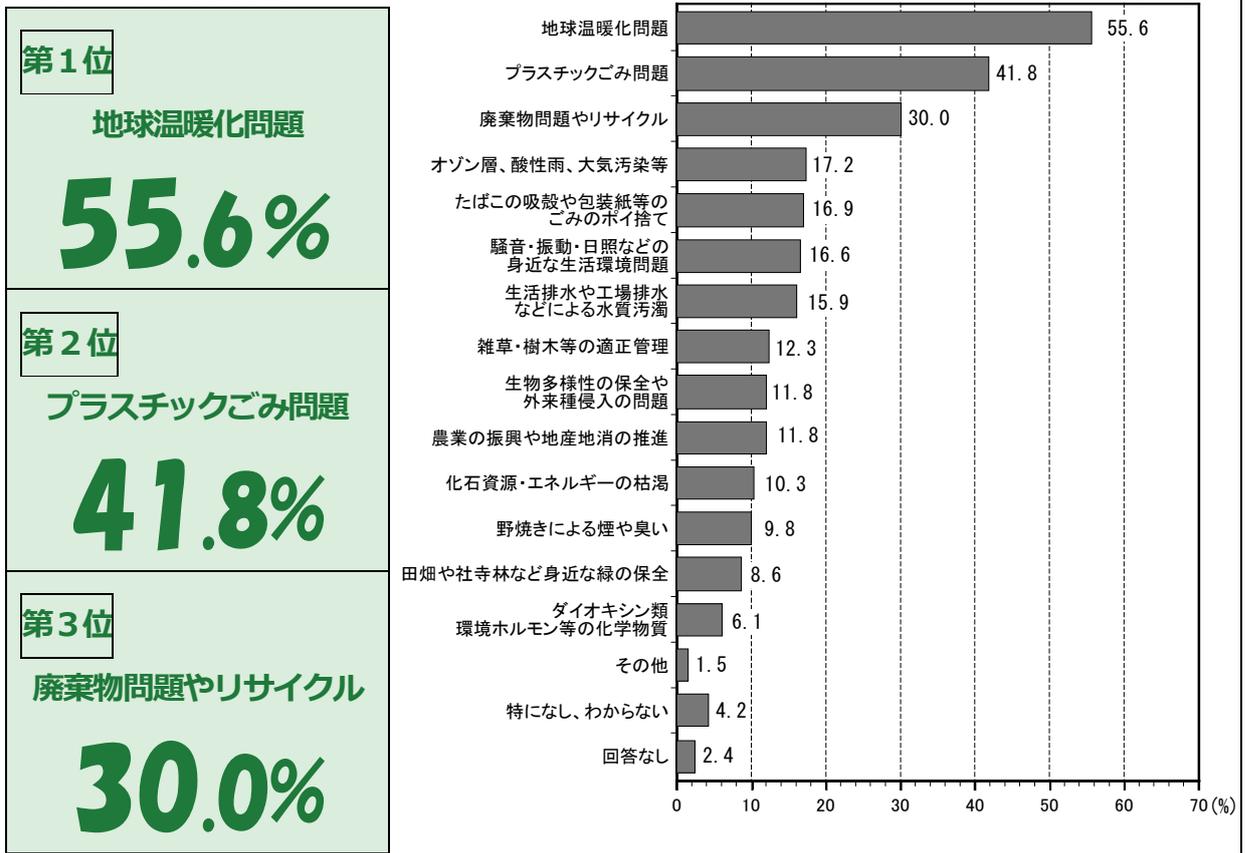
【有効回答数】122社（有効回答率40.7%）

(2) 調査結果のポイント（市民）

■3つの社会像に対する興味・関心



■関心のある環境問題



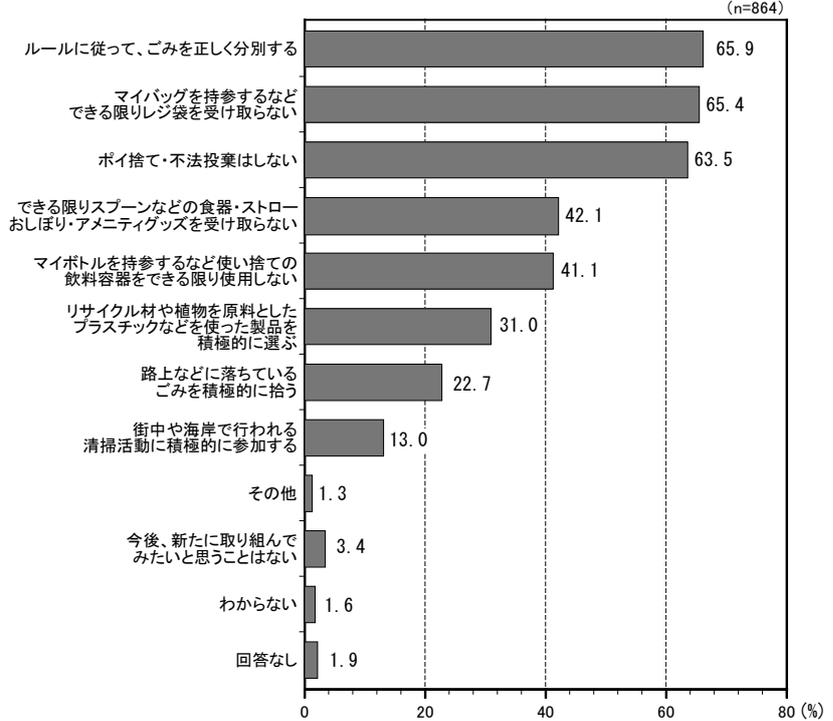
■SDGsについて



■プラスチックごみ問題



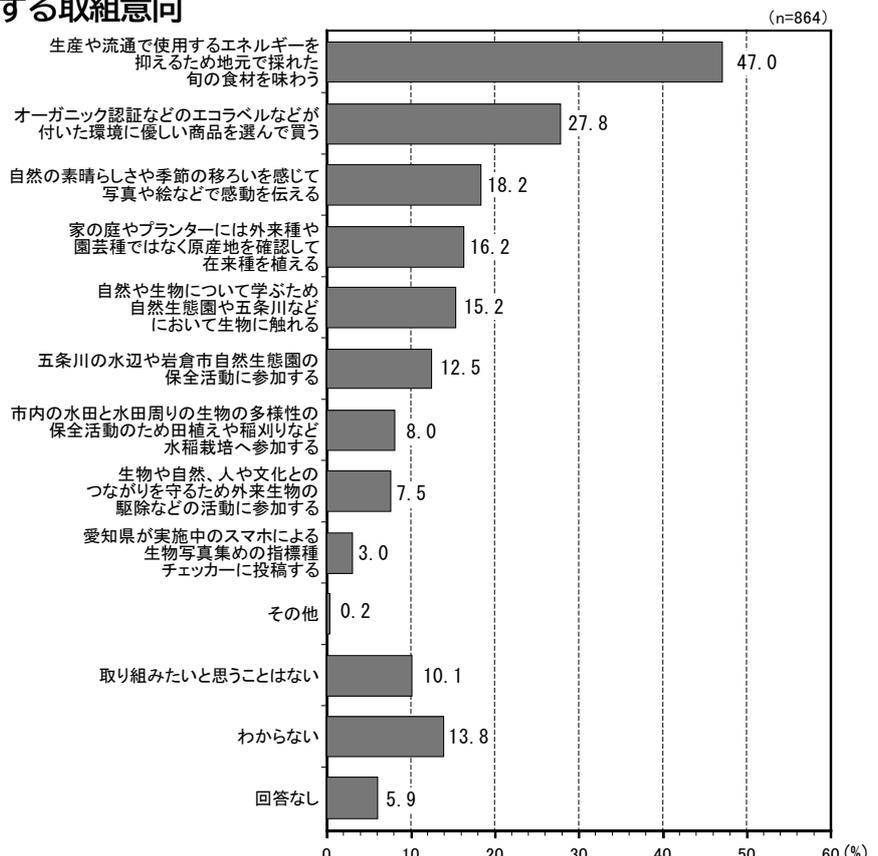
■プラスチック問題への今後の取組意向



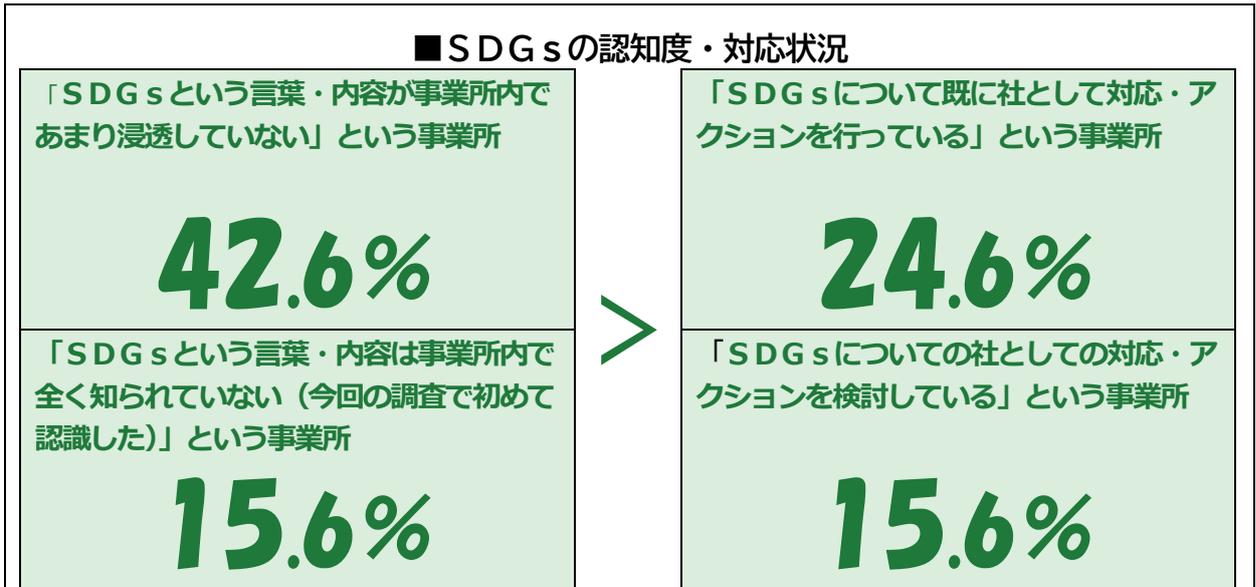
■生物多様性の認知度



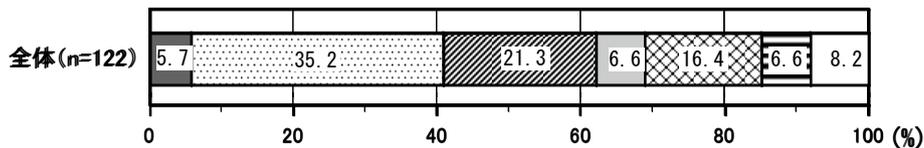
■生物多様性の保全に対する取組意向



(3) 調査結果のポイント (事業所)

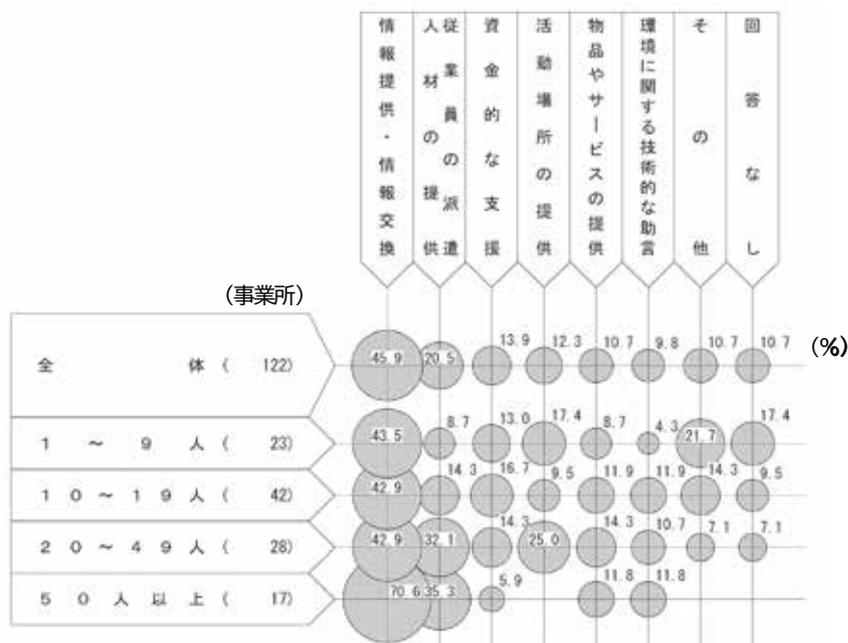


■環境に関する地域への協働に対する考え



- 地域住民やNPO等の活動に積極的に参加したい。一緒に活動したい
- ▨ 地域住民やNPO等の活動に、側面から支援や協力をしていきたい
- ▧ 行政等の参加もあれば、地域住民やNPO等の活動にも協力していきたい
- ▩ 事業所における環境に関する取組に、地域住民も参加してほしい
- ▩ 地域住民やNPO等との協働や参加については、積極的に取り組みたくない
- ▨ その他
- 回答なし

■環境に関する地域活動への協力の可能性 (従業員規模別)



第3章

岩倉市がめざす将来像と社会の姿

第3章 岩倉市がめざす将来像と社会の姿

1 岩倉市のめざす将来都市像

1975年（昭和50年）の設定以来、第5次岩倉市総合計画に引き継がれている本市の普遍的なありべき姿である将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を、引き続き本計画の将来都市像として位置づけます。特に“緑”に象徴される環境側面からその実現をめざすものとします。

健康で明るい緑の文化都市

緑には、市民共有の財産である五条川と桜、そして周りの田畑。身近な自然から地球を考え、多様な自然を守り育てることで、いつまでも私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるように……という想いが込められています。

2 基本理念

「岩倉市環境基本条例」で掲げている基本理念を尊重しつつ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を環境側面から実現していく上で踏まえるべき基本理念（基本的な考え方や行動姿勢）を以下のように掲げます。

五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境

●五条川の恵み

自然の営みや先人たちの活動により生まれ、受け継がれてきた本市の環境を、本市の最も象徴的な環境資源である五条川に見立てて表現しています。

●未来へつなぐ

五条川の恵みや人々の暮らしの積み重ねによって培われてきた本市の環境は、先人から譲り受け、また、次世代へ受け継いでいくべき貴重な財産です。この本市の恵まれた環境を、将来につなげていくことの重要性和着実な行動に結びつけていく姿勢、協働によって進めていくことの大切さを表現しています。

●人と環境

環境をよりよいものにしていく上で必要不可欠な要素である知恵や市民・事業者・市等の連携・協働による取組を「人」という言葉に集約しています。「人」という言葉には、新たな協働の概念として第5次岩倉市総合計画のまちづくりの基本理念として掲げている「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」に相通じる意味合いをもたせています。一方、「環境」という言葉には、次世代に受け継ぐべき自然、風土、動植物、エネルギー資源、快適な暮らしなどを集約しています。

《参考》

岩倉市環境基本条例(平成24年岩倉市条例第4号)

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない豊かな環境の恵みを現在及び将来の世代の市民が受けることができるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、持続的に発展することができる循環型社会が形成されるように推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、多様な生物が生息することができる生態系及び自然環境が広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然及び生物を大切にすることを養い、自然との触れ合いを深め、人と自然との共生が実現されるように推進されなければならない。
- 5 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、市民一人一人の日常生活及び事業者の事業活動が現在及び将来の世代の地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 基本方針

基本理念さらには将来都市像を具現化するため、以下のように4つの基本方針と基本施策を設定して、施策・事業を推進します。

基本方針	基本施策
1 脱炭素社会の実現	1 環境にやさしいライフスタイルの促進
	2 環境に配慮した事業活動・行政の率先行動の推進
	3 環境負荷の少ないまちづくりの推進
2 循環型社会の構築	1 ごみの減量化・資源化
	2 廃棄物の適正処理
3 自然との共生と 生物多様性の保全	1 生物多様性への理解促進
	2 自然との共生
	3 身近な地域での生物多様性の保全・創出
4 安全・安心・快適な 生活環境づくり	1 公害対策の推進
	2 清潔で美しいまちづくり

4 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。SDGsは、193の国連加盟国・地域が2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際社会全体の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本計画の施策を実行することは、SDGsの達成にもつながります。（P92 図表 7-4-1）



出典：国際連合広報センター

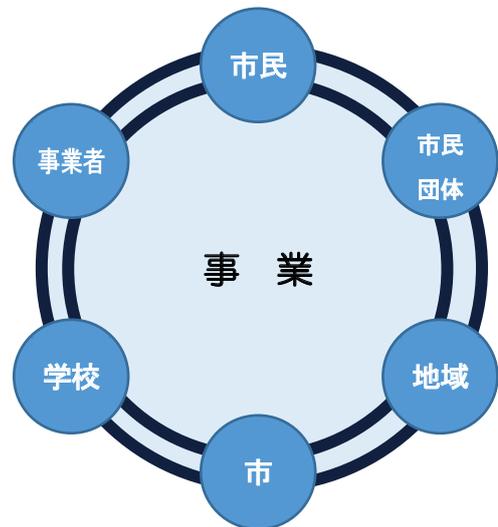
5 マルチパートナーシップ型事業の展開

特定の汚染者（工場等）が発生源となり、ある特定の地域で被害が発生するというかつての公害問題とは大きく異なり、今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因しています。特に温室効果ガスなどに起因する地球環境問題などは、気候などの空間的な広がりに影響を与えるだけでなく、現世代よりも将来世代に対して深刻な悪影響を及ぼすといった特質があります。

したがって、その対応にあたっては、行政だけではなく、一人ひとりの市民や事業者など多様な主体が“自分ごと”として考え、環境に関する取組に主体的に参画し、協働していくことが必要不可欠です。これは、第5次岩倉市総合計画のまちづくりの基本理念として掲げている「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」とも相通じるものがあります。

そこで、本計画に掲げるさまざまな施策・事業を実行していく際には、常にマルチパートナーシップを意識することが重要であると考え、その象徴として8つの“マルチパートナーシップ型事業”を本計画（第4章参照）に盛り込むものとししました。

マルチパートナーシップ型事業は、さまざまな主体が連携・参画し、それぞれの主体が持つ長所やスキル・ノウハウを存分に発揮することで、相乗的な事業効果の実現をめざします。また、事業の実施による課題解決を目的とすることはもちろん、事業の実施やその過程において、マルチパートナーシップについての相互理解を深め、さまざまな場面における連携の強化とマルチパートナーシップの拡大につながる契機となることも期待しています。



6 施策の体系

将来都市像

基本理念

基本方針

基本施策



健康で
明るい
緑の
文化都市

五条川の恵み
未来へつなぐ
人と環境

基本方針 1 脱炭素社会の実現



- 1 環境にやさしいライフスタイルの促進
- 2 環境に配慮した事業活動・行政の率先行動の推進
- 3 環境負荷の少ないまちづくりの推進

基本方針 2 循環型社会の構築



- 1 ごみの減量化・資源化
- 2 廃棄物の適正処理

基本方針 3 自然との共生と生物多様性の保全



- 1 生物多様性への理解促進
- 2 自然との共生
- 3 身近な地域での生物多様性の保全・創出

基本方針 4 安全・安心・快適な生活環境づくり



- 1 公害対策の推進
- 2 清潔で美しいまちづくり

単位施策

- ①暮らしにおける省エネルギーの促進
- ②省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の利用促進

- ①事業所等における環境配慮行動の促進
- ②市の環境配慮率先行動の実施

- ①緑の保全と創造
- ②自動車における環境負荷の軽減
- ③徒歩や自転車です生活できるまちづくり

- ①3Rの推進と情報発信
- ②事業所におけるごみの減量化・資源化
- ③リサイクル活動の充実
- ④生ごみ等の減量化・資源化

- ①廃棄物不法投棄対策の推進
- ②集積場所の適正管理
- ③ごみ等処理施設の管理運営

- ①市民や事業者等への周知・啓発
- ②生物多様性に関する環境学習等の推進

- ①五条川的环境整備と保全
- ②緑の保全と創造【再掲】

- ①生きものの生息調査等の実施
- ②在来種の保護と外来種対策
- ③自然生態園の適切な管理運営
- ④県や協議会との連携

- ①環境測定・監視等の実施
- ②産業型公害と都市・生活型公害の防止

- ①良好な生活環境の創出
- ②公衆衛生対策の推進

マルチパートナーシップ型事業

- ①緑のカーテン拡大プロジェクト

地球温暖化防止の取組の一環として、夏季の省エネルギー対策に有効な「緑のカーテン」の設置を、公共施設をはじめ各家庭や事業者などさまざまな主体とともに拡大していきます。

- ②脱炭素型機器・設備等の普及拡大プロジェクト

従来の住宅用地球温暖化対策設備の導入支援に加えて、個人や事業者に対する次世代自動車や充電設備（V2H）等の導入支援を実施し、公民連携で普及啓発します。

- ③温室効果ガス排出量削減率先企業の設定

岩倉市の産業部門を代表する企業を「温室効果ガス排出量削減率先企業」として選定し、温室効果ガスの排出量削減を実践してもらうとともに、その取組を中小企業・小規模企業へ紹介することにより、市内の産業部門全体の温室効果ガス排出量の削減を促進します。

- ①食品ロス削減チャレンジプロジェクト

地元の食品小売店や飲食店、市民団体などと連携して食品ロス削減を推進します。また、地元の企業などと連携して、フードドライブをはじめとした食品ロス削減に資する公民連携型プロジェクトの推進とその体制構築をめざします。

- ①在来種を育てよう運動

身近な地域における生物多様性を保全していくため、各家庭や各事業所等で在来種の草花や樹木、生きものなどを育てていく運動を進めます。

- ②外来生物バスターズ

市民や事業者など多様な主体の参画により、外来種の早期発見による生態系かく乱の未然防止や外来生物の駆除作戦を展開します。

- ①新たなクリーンアッププロジェクト

従来の清掃活動に加えて、スポーツや遊びの要素を取り入れた新しいスタイルのレクリエーション型・多世代参加型のクリーンアッププロジェクトを展開します。

- ②ペット共生化プロジェクト

犬のふん害や野良猫・捨て猫問題を解決するため、飼養者や動物病院、地域や市民団体などと協働し、飼い主のマナーの向上やペット問題の未然防止により、ペットと共生したまちづくりを進めます。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本方針1

脱炭素社会の実現

本市の特徴・取組

- 平均気温の上昇、猛暑日や大雨の増加など、私たちの身近な生活や自然環境への地球温暖化の影響が顕在化してきており、本市でも無縁ではありません。
- 本市では、これまで、「家庭でできる地球温暖化対策（岩倉版 COOL CHOICE）」や「住宅用地球温暖化対策設備の設置補助」、「緑のカーテン事業」などを進めてきました。
- 令和3年11月に実施した「環境に関する市民アンケート」によると、地球温暖化問題は、市民にとって最も関心のある環境問題となっており、「家の照明はこまめに切っている」をはじめ、各家庭において地球温暖化防止行動に取り組んでいます。
- しかしながら、「省エネ型の電気製品や機器の購入」や「1日の電灯使用時間を減らす」など取組余地がある行動もみられます。
- 事業所においても「日常的な節電」の取組は86.1%の事業所で行われていますが、「環境負荷の低い業務用自動車や作業車の導入」や「省エネルギーに配慮した建物の工夫」、「自然エネルギーの利用」、「省エネルギー型の機器・設備の導入」については、これからの課題となっています。

本市を取り巻く環境変化

- 地球温暖化防止という世界的課題に対し、「パリ協定」が2015年に採択され、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすると掲げられました。
- 令和2年10月、菅元首相が所信表明において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。
- 令和3年4月、菅元首相が気候変動サミットにおいて2030年までに温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）をめざすこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。
- 省エネルギーや電力の脱炭素化（再生可能エネルギーの拡大、原発再稼働）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する製造業の生産量の減少や旅客および貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等から、我が国の2020年度のCO₂排出量は2013年度比で18.4%減少したものの、道半ばという状況にあります。
- SDGsを取り入れた企業経営や行政運営が注目され、その対応が求められています。

将来展望（将来の姿）

- ①各家庭や事業所で省エネルギー型の家電製品や機器・設備が普及し、再生可能エネルギーの活用と地球温暖化対策の取組が日常的に行われるようになっており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて温室効果ガスの排出量が大幅に削減されています。
- ②事業所における脱炭素に向けた取組や市の環境配慮率先行動が定着しています。
- ③次世代自動車や充電設備（V2H）の普及が進んでおり、また、緑のカーテン事業に取り組む公共施設や家庭、事業所が増えているなど環境負荷の少ないまちづくりが展開されています。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値	指標の説明
二酸化炭素排出量削減率（2013年度比）	15.7% (R1)	46.0% (R12)	環境省提供の自治体カルテに基づく標準的手法による推計値
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助件数	66件/年	80件/年	当該年の補助件数
公共施設・事業所における緑のカーテン設置箇所数	33箇所	50箇所	当該年の設置箇所数
省エネ商品やリサイクル商品の購入に努めている市民の割合	19.6% (H30)	40.0%	市民意向調査での回答のあった割合

施策の内容



基本施策	単位施策と内容
1 環境にやさしい ライフスタイル の促進	①暮らしにおける省エネルギーの促進 ＊地球温暖化対策に関する認知度の向上 ＊家庭でできる地球温暖化対策の推進 ＊フードマイレージの低減を図る観点からの地産地消の推進 ②省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の利用促進 ＊住宅用地球温暖化対策設備の設置促進 ＊省エネ型家電製品等の利用促進 ＊次世代自動車の利用促進 ＊廃食用油の回収によるバイオ燃料としての再生促進
2 環境に配慮した 事業活動・行政 の率先行動の推 進	①事業所等における環境配慮行動の促進 ＊温室効果ガス排出量削減に関する情報提供 ＊温室効果ガス排出量削減に関する事業者間の情報共有機会の創出 ＊中小事業者向け省エネ相談（愛知県事業）の普及啓発 ＊次世代自動車の導入促進 ②市の環境配慮率先行動の実施 ＊ノー残業デーの実施やノーネクタイ等軽装勤務の励行 ＊環境に配慮した庁舎管理 ＊公共施設における省エネ型機器や再生可能エネルギー設備の設置 ＊グリーン契約による環境負荷の少ない電力の調達 ＊公共施設のLED化の推進 ＊公用車における次世代自動車の導入
3 環境負荷の少な いまちづくりの 推進	①緑の保全と創造 ＊緑の基本計画に基づく緑地の整備 ＊農地の保全 ＊樹林・樹木の保全 ＊緑のカーテンの普及 ②自動車における環境負荷の軽減 ＊道路交通の円滑化の推進 ＊次世代自動車の利用・導入促進 ③徒歩や自転車です生活できるまちづくり ＊徒歩や自転車による移動の促進 ＊公共交通機関の利用の促進 ＊エコ モビリティ ライフの周知・啓発 ＊バリアフリー環境の向上とユニバーサルデザインの推進

マルチパートナーシップ型事業

事業名	概要
①緑のカーテン拡大プロジェクト	地球温暖化防止の取組の一環として、夏季の省エネルギー対策に有効な「緑のカーテン」の設置を、公共施設をはじめ各家庭や事業者などさまざまな主体とともに拡大していきます。
②脱炭素型機器・設備等の普及拡大プロジェクト	従来の住宅用地球温暖化対策設備の導入支援に加えて、個人や事業者に対する次世代自動車や充電設備（V2H）等の導入支援を実施し、公民連携で普及啓発します。
③温室効果ガス排出量削減率先企業の設定	岩倉市の産業部門を代表する企業を「温室効果ガス排出量削減率先企業」として選定し、温室効果ガスの排出量削減を実践してもらうとともに、その取組を中小企業・小規模企業へ紹介することにより、市内の産業部門全体の温室効果ガス排出量の削減を促進します。

基本方針2

循環型社会の構築

本市の特徴・取組

- 全国に先駆け「環境保全都市宣言（昭和46年）」を行った本市は、地域主体の分別収集や古紙と古着の日などの実施により、市民生活の中にごみの減量化と資源化が浸透しています。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、他の自治体と比較して、大幅に少なくなっています。
- 市民の資源排出機会を増やすため、地区における分別収集に加えて、日曜資源回収ステーションやe-ライフプラザの開設により利便性の向上を図ってきました。
- 紙媒体等の排出量の減少や民間事業者による回収増加等により、資源化率は低下傾向が続いており、引き続き再資源化活動を促進していく必要があります。
- 再資源化よりも発生抑制と再使用が十分でないことから、市民・事業者・市が連携して、昨今問題になっているプラスチックごみの削減や食品ロスの削減に取り組んでいくことが求められます。
- 本市のごみ収集は、各地区で設置している集積場所における集団回収方式をとっていますが、ごみ出しのルール違反やポイ捨て等の不法投棄が課題となっています。
- 燃やすごみ等は、小牧岩倉衛生組合「小牧岩倉エコルセンター」で処理をしています。

本市を取り巻く環境変化

- 平成30年に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「2025年度までに廃棄物の埋立量を2000年度比約77%減」、循環型社会ビジネスの市場規模を「2025年度までに2000年度比約2倍」を目標に掲げ、持続可能な社会づくりとの統合的な取組を進めています。
- 食品ロス発生量の増加を背景に、国では「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットを踏まえて、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定め、その実現に向けて令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行しました。
- プラスチックごみによる海の生態系への悪影響の問題が契機となって、世界中で脱プラスチック議論が進み、日本でも令和元年に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。そして、2030年までに「ワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」や「バイオマスプラスチックを約200万トン導入」などの目標掲げプラスチック利用の削減、再資源化を進めています。
- 愛知県では、平成29年に策定した「あいち地域循環圏形成プラン」と令和3年に策定した「第5次愛知県環境基本計画」、さらには令和4年に策定した「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」に基づき、地域循環圏づくりの推進やあらゆる場面での3Rの促進など資源循環型社会づくりを進めています。

将来展望（将来の姿）

- ①不要なものや必要以上のものを買控え、ごみを減らし、長期使用・再使用に心がけ、資源として再生していく3Rが、市民の暮らし・事業者等の事業活動に浸透・定着しています。
- ②プラスチックごみの削減や食品ロスの削減につながるような行動が定着しており、市民のライフスタイルとして浸透しています。
- ③不法投棄がなくなり、ごみ集積場のごみ出しルールがしっかりと守られており、清潔で美しいまちの環境が保たれています。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値	指標の説明
市民1人1日当たりの家庭系ごみ（資源ごみを含まない）排出量	446g/日	419g/日	年間収集ごみ量÷年度末総人口÷365日
ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	71.5% (R2)	78.0%	市民アンケート：「現在取り組んでいる」

施策の内容



基本施策	単位施策と内容
1 ごみの 減量化・資源化	①3Rの推進と情報発信 <ul style="list-style-type: none"> *ごみに関する情報発信と分別ルールの意識啓発 *使い捨てプラスチック製品の使用抑制 *学校における3Rの推進 *事業者や市民団体等と連携した3Rの啓発・推進
	②事業所におけるごみの減量化・資源化 <ul style="list-style-type: none"> *事業系廃棄物減量計画書の作成支援と実行の促進 *「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布
	③リサイクル活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> *リサイクルの効率化に向けた分別品目の新設・統合などの検討 *日曜資源回収ステーションとe-ライフプラザの適切な運営 *イベントの機会を活用したリサイクル品の販売 *資源ごみ回収団体助成事業の推進
	④生ごみ等の減量化・資源化 <ul style="list-style-type: none"> *食品ロス削減の推進 *生ごみ処理機の普及
2 廃棄物の 適正処理	①廃棄物不法投棄対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> *不法投棄防止の警告板や防犯カメラ等の設置 *不法投棄防止パトロールの実施
	②集積場所の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> *ごみ集積場所の清潔・安全かつ適正な維持管理 *ごみ出しルールの周知・啓発
	③ごみ等処理施設の管理運営 <ul style="list-style-type: none"> *小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営 *愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営

マルチパートナーシップ型事業

事業名	概要
①食品ロス削減チャレンジプロジェクト	<p>地元の食品小売店や飲食店、市民団体などと連携して食品ロス削減を推進します。</p> <p>また、地元の企業などと連携して、フードドライブをはじめとした食品ロス削減に資する公民連携型プロジェクトの推進とその体制構築をめざします。</p>

基本方針3

自然との共生と生物多様性の保全

本市の特徴・取組

- 本市中心部を流れる五条川は、川岸の桜並木をはじめ豊かな自然環境を有しており、本市の代表的景観、憩いの空間となっています。
- ビオトープとして整備された自然生態園では、失われつつある自然環境が保全・復元され、自然環境学習の拠点として、生物調査など市民による自然の保全活動が取り組まれています。
- 多様な生態系を保全していくため、引き続き市民団体などとの生物調査によって、生態系の変化などを把握しながら、守るべき生態系を明確にしていく必要があります。
- 外来生物の侵入により、本来そこにあった生態系がくずれてしまうことが懸念されていることから、外来生物を駆除する取組を公民連携で進めています。在来種を守っていく取組も求められます。
- 他の環境問題に比べて自然との共生への関心が低く、生物多様性についてもあまり知られていないことから、理解を促進する必要があります。

本市を取り巻く環境変化

- 近年では、プラスチックごみによる海洋汚染に伴う海鳥・海洋生態系への悪影響などが問題となっています。
- 平成22年に名古屋市で開催された「国連生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」を契機に、生物多様性への社会的な関心が高まるとともに、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、「生物多様性を社会に浸透させる」などの5つの基本戦略が推進されています。
- 平成30年に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、循環共生型の社会をめざし、自然資本の維持・充実・活用、生物多様性の保全・回復などに重点的に取り組んでいます。
- 愛知県では、令和3年に「あいち生物多様性戦略 2030」および「第5次愛知県環境基本計画」を策定し、生物多様性や海洋プラスチックごみ問題など新たな環境課題への対応やSDGsの考え方を踏まえた持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

将来展望（将来の姿）

- ①生物多様性に対する市民・事業者の理解が高まっており、身近な自然と関わった暮らしや事業活動、生物多様性につながるような取組が営まれています。
- ②五条川や自然生態園などをはじめとした市内各所が、自然と親しめる場として保全・活用されています。
- ③公園や街路、公共施設、各家庭など市内のいたるところで在来種の生物が見かけられるようになっており、外来生物が市内であまり見かけられなくなっています。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値	指標の説明
五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合	73.5% (R2)	80.0%	市民アンケート：「とても感じている」＋「感じている」
生物多様性の保全に関わっている事業所数	2箇所	50箇所	当該年の事業所数
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数	9回 (R1)	15回	当該年の実施数

施策の内容



基本施策	単位施策と内容
<p>1 生物多様性への理解促進</p>	<p>①市民や事業者等への周知・啓発 ＊生物多様性に関する認知度の向上 ＊市や市民団体が実施する環境イベントの周知・啓発</p> <p>②生物多様性に関する環境学習等の推進 ＊市民や事業者向け環境講座等の開催 ＊市職員向け研修・学習会の実施</p>
<p>2 自然との共生</p>	<p>①五条川の環境整備と保全 ＊五条川自然再生整備等基本計画に基づく多自然川づくり ＊五条川親水事業の推進 ＊五条川桜並木の保全 ＊五条川沿いの散策環境の充実 ＊河川清掃による水辺の美化と海ごみゼロウィークへの参加</p> <p>②緑の保全と創造【再掲】 ＊緑の基本計画に基づく緑地の整備 ＊農地の保全 ＊樹林・樹木の保全 ＊緑のカーテンの普及</p>
<p>3 身近な地域での生物多様性の保全・創出</p>	<p>①生きものの生息調査等の実施 ＊自然生態園や五条川、多自然調整池等における生きものの生息調査の実施 ＊あいちの生物多様性モニタリングの実施 ＊流域モニタリング調査の実施</p> <p>②在来種の保護と外来種対策 ＊身近な場所での在来種の保護 （いわくら生きものガーデン事業の推進など） ＊外来種の対策・駆除</p> <p>③自然生態園の適切な管理運営 ＊園内の適正管理と生態系の保全 ＊ワークショップ内の展示物や資料の充実 ＊自然生態園での行事の実施</p> <p>④県や協議会との連携 ＊県と連携した取組 ＊尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携した広域的な取組</p>

マルチパートナーシップ型事業

事業名	概要
①在来種を育てよう運動	身近な地域における生物多様性を保全していくため、各家庭や各事業所等で在来種の草花や樹木、生きものなどを育てていく運動を進めます。
②外来生物バスターズ	市民や事業者など多様な主体の参画により、外来種の早期発見による生態系かく乱の未然防止や外来生物の駆除作戦を展開します。

基本方針4

安全・安心・快適な生活環境づくり

本市の特徴・取組と社会動向変化

- 公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる『大気汚染』『水質汚濁』『土壌汚染』『騒音』『振動』『地盤沈下』『悪臭』により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されています。とりわけ、感覚公害とされる『騒音』『振動』『悪臭』は日常生活に関係の深いものであり、その規制や指導については、地域に密着した市の役割となっています。
- 公害のないまちとするため、本市では、河川の水質や道路の騒音について監視し、環境基準等の達成状況を把握しています。また、愛知県では、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気測定局を設置し、微小粒子状物質（PM2.5）を含む大気汚染物質を常時測定し、その結果を公表しています。
- 平成30年に実施した「市民意向調査」の結果によると、公害の防止対策に満足している市民は平成20年に比べて上昇しているものの、日常生活からの騒音や野焼き、ペットのふん害に関する苦情（都市・生活型公害）は依然として多くを占めています。
- 一方、たばこの火による火傷や吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱、副流煙による望まない受動喫煙など、路上喫煙に関してさまざまな問題が指摘されていることを受け、本市では、喫煙者と非喫煙者が互いに快適で暮らしやすい地域環境を形成することを目的とした「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」を令和3年度に制定し、路上喫煙禁止区域を指定するなど路上喫煙の規制を行っています。
- 本市では、市民参加による一斉清掃美化活動「クリーンチェックいわくら」や道路や公園等で日常的な清掃活動等を行う「アダプトプログラム」などを長年にわたって実施していますが、きれいなまちを維持していくためには、若い世代をはじめ、より多くの市民が楽しく参加できる方法により地域の美化活動を発展させていく必要があります。

将来展望（将来の姿）

- ①周囲の生活環境への影響に配慮した市民生活、事業活動が行われており、産業型公害や都市・生活型公害の少ない、誰もが安全で安心して暮らせるまちになっています。
- ②市民一人ひとりの地域環境に対する意識やモラルが高まっており、若者も含めたあらゆる世代の市民が楽しみながら美化活動に参加し、誰もが気持ちよく快適に暮らせるきれいな地域環境になっています。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値	指標の説明
公害防止対策に満足している市民の割合	77.9% (H30)	80.0%	市民意向調査：「満足」＋「やや満足」＋「普通」
五条川待合橋地点のBOD値	1.9mg/ℓ	1.2 mg/ℓ	当該年の測定値
環境美化活動に取り組んでいる人数	7,555人 (R1)	9,000人	クリーンチェックいわくら・アダプトプログラムの日の一斉清掃・水生生物調査等の参加者数

施策の内容



基本施策	単位施策と内容
1 公害対策の推進	①環境測定・監視等の実施 ＊河川等の水質調査の実施 ＊地盤沈下測定の実施 ＊騒音・振動・悪臭測定の実施
	②産業型公害と都市・生活型公害の防止 ＊国や県との連携による公害対策の徹底 ＊公害発生工場や作業等への指導と支援 ＊光化学スモッグなど有害化学物質への迅速な対応と情報発信 ＊野焼きやペットのトラブルなど都市・生活型公害への対応
2 清潔で美しいまちづくり	①良好な生活環境の創出 ＊暮らしのマナー向上のための周知・啓発 ＊アダプトプログラムなど環境美化活動の推進 ＊五条川等の河川清掃 ＊喫煙者と非喫煙者がともに快適に暮らせる環境づくり
	②公衆衛生対策の推進 ＊公共下水道の整備と維持管理および接続促進 ＊合併処理浄化槽の普及促進 ＊害虫対策の推進

マルチパートナーシップ型事業

事業名	概要
①新たなクリーンアッププロジェクト	従来の清掃活動に加えて、スポーツや遊びの要素を取り入れた新しいスタイルのレクリエーション型・多世代参加型のクリーンアッププロジェクトを展開します。
②ペット共生化プロジェクト	犬のふん害や野良猫・捨て猫問題を解決するため、飼養者や動物病院、地域や市民団体などと協働し、飼い主のマナーの向上やペット問題の未然防止により、ペットと共生したまちづくりを進めます。

第5章

地球温暖化対策の目標

岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第5章 地球温暖化対策の目標

岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

この章を地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として位置づけ、本市域から排出される温室効果ガスの削減について目標を示すとともに、達成に向けた取組を推進していきます。

1 地球温暖化に関する基本的事項

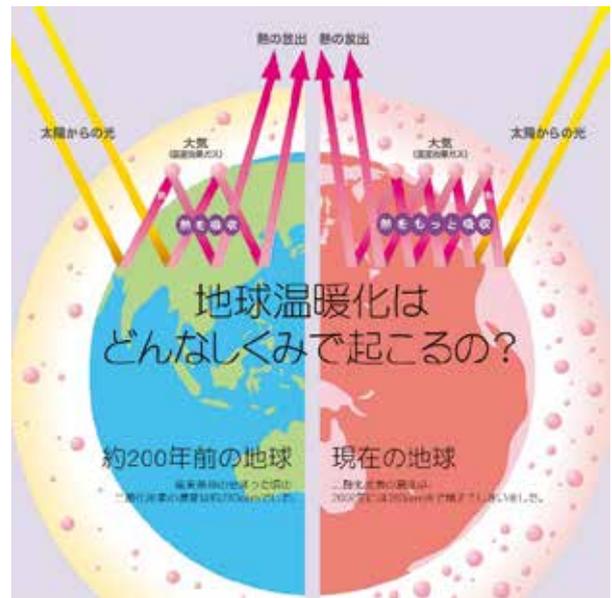
(1) 地球温暖化とは

地球は、太陽の光によって地表が温められます。これにより生じた熱は、地表から宇宙へ放射されますが、この熱を大気中に存在する温室効果ガスが吸収することで、地球の平均気温は約 14℃に保たれています。

もし温室効果ガスによる熱の吸収がなければ、地球の平均気温は約-19℃になるといわれています。

しかし、温室効果ガスが増えすぎると、大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増え、地球の平均気温が上昇してしまいます。

これが、「地球温暖化」です。



(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

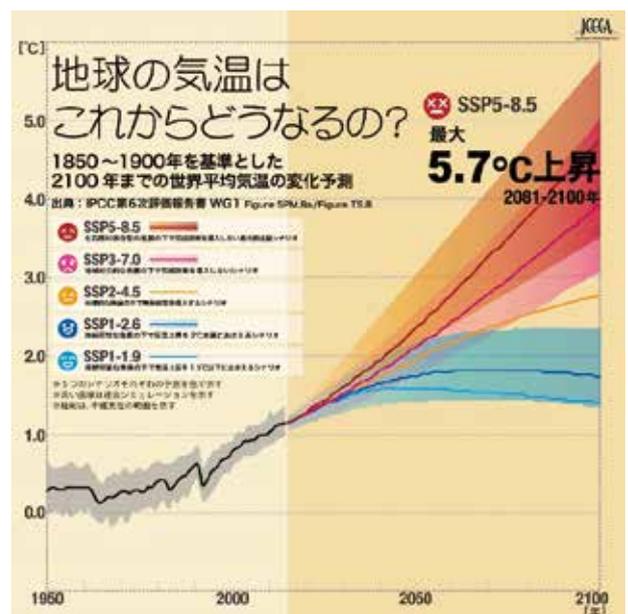
(2) 地球温暖化の状況

世界の平均気温（陸域と海上を合わせたもの）は 1850 年から 2020 年までの間に 1.09℃上昇しています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第 6 次評価報告書において、「人間の影響が大気、海洋および陸域を温暖化させてきたことに疑う余地はない」とされ、地球温暖化の要因は人間の活動であると断定されました。

また、この報告書では、このまま地球温暖化の対策をとらず、従来通りの化石燃料に依存し続けた場合、世界の平均気温は 2100 年までに最大で 5.7℃上昇するとされています。

この地球温暖化の進行を止めるためにも、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を限りなくゼロへと近づける「脱炭素のまちづくり」が求められています。



(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

（3）地球温暖化に伴う気候変動の影響

地球温暖化に伴う気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えており、氷河・氷床の融解や海水の熱膨張による海面水位の上昇、洪水や干ばつの増加、動植物の分布域の変化、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動およびその影響が各地で観測され始めています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、これら気候変動の影響の拡大が予想されることから、「地球温暖化の進行を抑制する取組（緩和策）」だけでなく「気候変動の影響を回避・軽減する取組（適応策）」についても実施する必要があります。



緩和策と適応策

（出典）全国地球温暖化防止活動推進センター

（4）地球温暖化問題を取り巻く社会の動き

地球温暖化問題に関する国内外の動向を整理すると下表のとおりです。

図表 5-1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

※赤字は岩倉市の動向

年	国際動向	国内動向
1987 (昭 62)	国連ブルントラント委員会「Sustainable Development (持続可能な開発)」	
1992 (平 4)	国連環境開発会議 (リオの地球サミット) 気候変動枠組条約採択	
1993 (平 5)		「環境基本法」制定
1997 (平 9)	国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3)「京都議定書」採択	
1998 (平 10)		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
2000 (平 12)	国連ミレニアム・サミット	「循環型社会形成推進基本法」制定
2001 (平 13)	MDG _s (ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals)	
2005 (平 17)	愛・地球博「自然の叡智」	「あいち地球温暖化防止戦略」策定
2009 (平 21)		「岩倉市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」策定
2012 (平 24)		「あいち地球温暖化防止戦略 2020」策定
2013 (平 25)		「岩倉市環境基本計画」策定
2014 (平 26)		「第 2 次岩倉市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」策定
2015 (平 27)	国連持続可能な開発サミット SDG _s (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals) 採択 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) 「パリ協定」採択 平均気温上昇 2℃以下とし、1.5℃を努力目標	地球温暖化対策推進本部において、 「日本の約束草案」決定 2030 年度までに 2013 年度比 26%削減

年	国際動向	国内動向
2016（平28）		「地球温暖化対策計画」閣議決定 2020年度までに2005年度比3.8%以上削減 2030年度までに2013年度比26%削減 2050年度までに80%削減
2018（平30）		「第3次岩倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 「あいち地球温暖化防止戦略2030」策定 第5次環境基本計画で「地域循環共生圏」閣議決定 「気候変動適応法」施行
2019（令元）	国連気候行動サミット 2050年度までにカーボンニュートラル G20で「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択	
2020（令2）		菅元首相が所信表明において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言 「愛知県気候変動適応計画」策定
2021（令3）	国連気候変動サミット 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26） 「グラスゴー気候合意」採択 平均気温上昇1.5℃以下	「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」策定 「地球温暖化対策計画」策定 2030年度までに2013年度比46%削減 さらに50%の高みをめざす 「第5次愛知県環境基本計画」策定 「気候変動適応計画」閣議決定
2022（令4）	国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」策定
2023（令5）		「あいち地球温暖化防止戦略2030」改定 「第2次岩倉市環境基本計画」策定 「岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定

2 温室効果ガス排出量の状況と削減目標

(1) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定される温室効果ガスは以下の7種類ありますが、温室効果ガスの約93%は二酸化炭素であるとともに、発生要因等も勘案して、本計画が対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

- ①二酸化炭素 (CO₂)：化石燃料の燃焼、自動車用ガソリンの燃焼、プラスチックごみの焼却など
- ②メタン (CH₄)：家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
- ③一酸化二窒素 (N₂O)：燃料の燃焼、工業プロセス（鉱物製品や化学製品などの製造）など
- ④ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)：スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒など
- ⑤パーフルオロカーボン類 (PFCs)：半導体の製造プロセスなど
- ⑥六フッ化硫黄 (SF₆)：電気の絶縁体など
- ⑦三フッ化窒素 (NF₃)：半導体の製造プロセスなど

(2) 対象地域

対象地域は岩倉市全域とし、岩倉市の活動に起因する二酸化炭素の排出量とします。例えば、電力は実際には発電した場所で二酸化炭素が発生しますが、岩倉市で使用した電力から算出した二酸化炭素は岩倉市が排出したものとします。

(3) 排出量を算定する分野

二酸化炭素の排出量は、下の分野に区分して算定します。

産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費による排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にもあてはまらないエネルギー消費による排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費による排出 (自家用自動車からの排出は運輸部門で計上)
運輸部門	自動車（貨物・旅客）、鉄道におけるエネルギー消費による排出
一般廃棄物	一般廃棄物の焼却処分・埋め立て処分による排出

(4) 排出量の算定手法について

本計画における二酸化炭素の排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（環境省、令和4年3月）において「標準的手法」とされている、国や県の統計資料をもとに炭素排出量を部門別活動量で按分する手法により推計します。

実情と合致しない場合がありますが、一定程度の精度で排出量を把握することができ、要因分析や計画目標の設定に活用することができることとされていることから、本計画における二酸化炭素排出量の算出手法として採用しています。

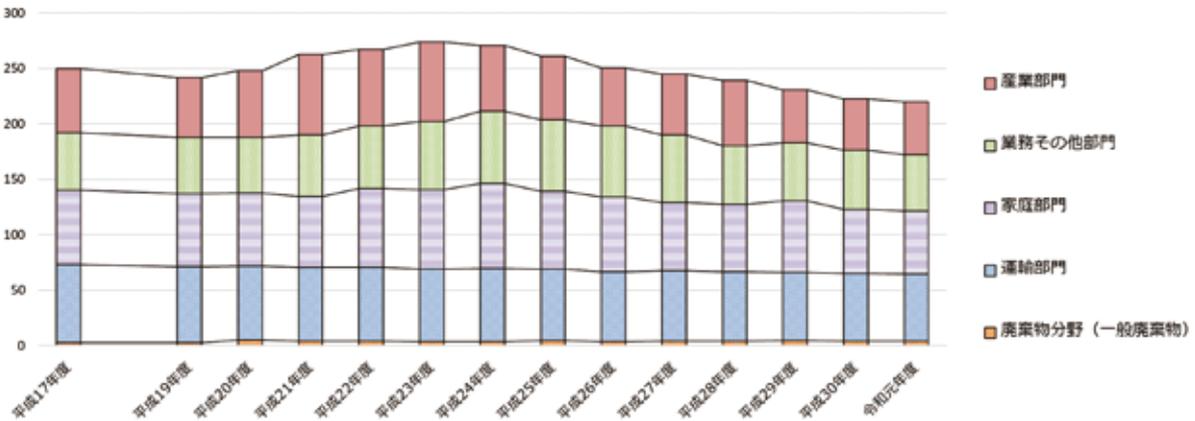
(5) 本市の二酸化炭素排出量の現状

本市の二酸化炭素の排出量は、2019年度（令和元年度）において220千t-CO₂であり、2011年度（平成23年度）をピークに減少傾向にあります。

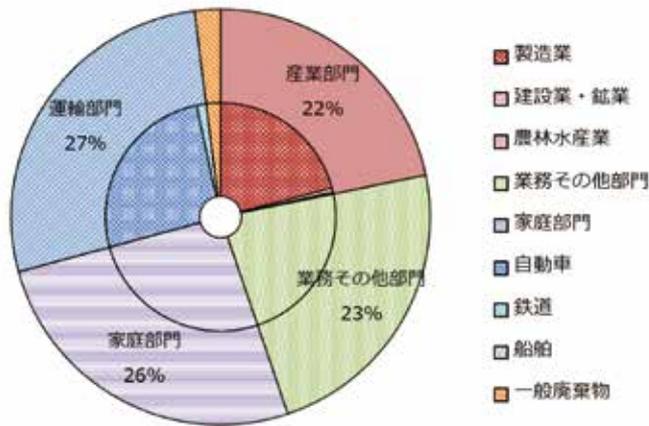
部門別構成は、2019年度（令和元年度）で、産業部門（22%）、業務その他部門（23%）、家庭部門（26%）、運輸部門（27%）、一般廃棄物部門（2%）となっており、近隣の自治体と比較すると、産業部門の占める割合が少なく、家庭部門の占める割合が多いという特徴があります。

図表 5-2-1 部門分野別 二酸化炭素排出量推移

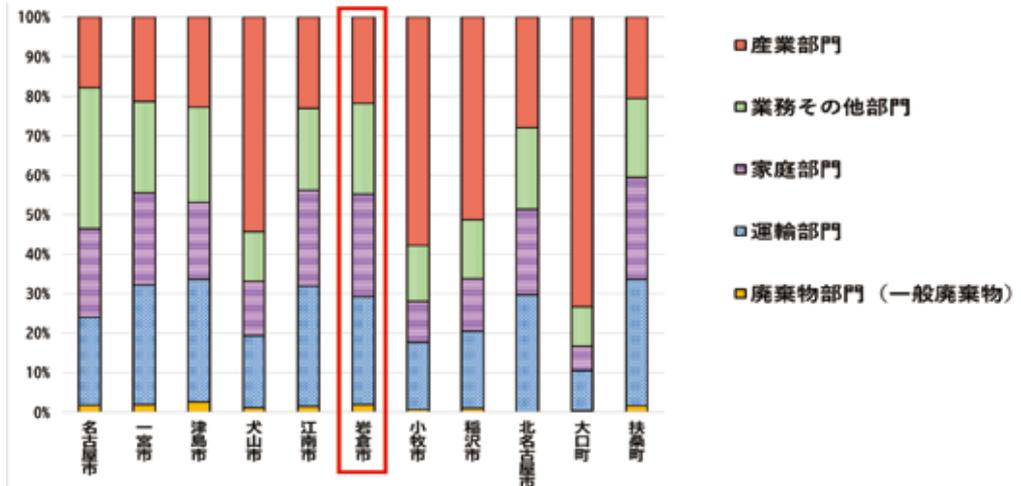
(単位：千t-CO₂)



図表 5-2-2 部門分野別 二酸化炭素排出量の構成比（2019年度）



図表 5-2-3 近隣自治体の二酸化炭素排出量の構成割合（2019年度）



（6）二酸化炭素排出量の削減目標

国では2013年度（平成25年度）を基準として、2030年度（令和12年度）に温室効果ガス排出量の46%削減を目標とし、2050年度（令和32年度）までに総排出量を実質ゼロとする計画を掲げています。

本市においても、対象とする二酸化炭素排出量について、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比46%削減をめざすこととします。

また、2030年度（令和12年度）以降についても、国の目標である2050年度（令和32年度）までに総排出量実質ゼロを長期目標とし、さらなる二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を推進していきます。

なお、部門別の削減目標についても国の計画に基づく削減量の目安を踏まえて設定しますが、特に家庭部門において大きな削減が必要になります。

●本市における二酸化炭素排出量削減の目標

	2013年度 (H25年度) 【実績値】	2019年度 (R元年度) 【実績値】	2030年度 (R12年度) 【目標値】	2050年度 (R32年度) 【長期目標】
総排出量	261千t-CO ₂	220千t-CO ₂	141千t-CO ₂	総排出量を 実質ゼロにする
平成25年度比	-	△15.7%	△46.0%	
令和元年度比	-	-	△35.9%	

●2030年度（令和12年度）二酸化炭素排出量削減の部門別目標

（単位：千t-CO₂）

	2013年度 (H25年度) 【実績値】	2019年度 (R元年度) 【実績値】	2030年度 (R12年度) 【目標値】	2013年度比 (H25年度比)	2019年度比 (R元年度比)
総排出量	261	220	141	△46.0%	△35.9%
産業	57	48	36	△36.8%	△25.0%
業務その他	65	51	33	△49.2%	△35.3%
家庭	70	57	25	△64.3%	△56.1%
運輸	64	60	43	△32.8%	△28.3%
一般廃棄物	5	4	4	△20.0%	△0.0%

3 削減目標達成に向けた取組

(1) 緩和策の方針

「緩和策」は、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量の削減や、ヒートアイランド現象の抑制、省エネルギーなど、脱炭素社会に向けた対策を進めることで、地球温暖化の進行を抑制しようという取組です。

緩和策の方針は、本計画の基本方針1「脱炭素社会の実現」の施策に基づき取組を進めていきます。

【コラム】 COOL CHOICE

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。



環境省の「COOL CHOICE」ポータルサイトでは、「賢い選択」の事例や取組の紹介をはじめとして、さまざまな情報を公開しています。

COOL CHOICE の取組例

<p>節電・地球温暖化対策のために、省エネ性能に優れたLED照明や省電力LED照明などの高効率な照明器具への切り替えを推進しています。</p> <p>日中、適切な温度にするため、高効率照明の調光や暗引き照明などを実施されている企業もあります。</p> <p>https://ondenkatazaku.env.go.jp/coolchoice/led/</p>		<p>宅配便の再配達には、環境負荷の増加や社会的損失を招いています。再配達を減らすため、置き配・宅配BOXの活用や個人宅配物をオフィスで受け取るなどの選択があります。</p> <p>https://ondenkatazaku.env.go.jp/coolchoice/boumail/</p>
<p>CoolBiz</p> <p>冷房時の室温を冷やしすぎず、軽装などの工夫で暑を快適に過ごすこと。</p> <p>https://ondenkatazaku.env.go.jp/coolchoice/coolbiz/</p>		<p>Plastics Smart レジ袋削減チャレンジ</p> <p>エコバッグ、マイボトルの利用などにより、海洋プラスチックごみの削減、CO₂排出削減になります。</p> <p>http://plastics-smart.env.go.jp/</p>
<p>WARM Biz</p> <p>暖房時の室温を温めすぎず、重ね着などの工夫で寒を快適に過ごすこと。</p> <p>省エネ効果は、夏より冬の方が大きいとされており、家庭やオフィスにとって経済的メリットもある取組です。</p> <p>https://ondenkatazaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/</p>	<p>ECO DRIVE</p> <p>みんなのクルマで発展するにだけ、約10%燃費が改善し、経済的CO₂排出削減になります。</p> <p>エコカーでエコドライブすると、もっとエコに、もっと燃費良く、そしてもっと安くドライブ！エコカー全に。</p> <p>https://ondenkatazaku.env.go.jp/coolchoice/eco/</p>	
<p>Web会議・テレワーク</p> <p>コロナ禍で在宅勤務が増加したことにより、WEB会議やテレワークの活用が推進されました。移動が減ってCO₂削減になるだけでなく、移動時間が減って生産性の向上につながることも。</p>	<p>smart move</p> <p>公共交通機関を利用して、「移動」も「エコ」!</p> <p>さらに、カーシェア、バイクシェアなど様々なシェアサービスを利用することで、経費とCO₂排出削減につながります。</p> <p>https://ondenkatazaku.env.go.jp/coolchoice/smartmove/</p>	
<p>みんなでおうち快適化チャレンジ</p> <p>自宅で過ごす時間が長くなった今、エコ住宅・省エネリフォームや、省エネ家電への買い換えにより、みんなで、おうち時間を、数回書で快適・健康・お得にしていることを呼びかけるキャンペーン。</p> <p>https://ondenkatazaku.env.go.jp/coolchoice/kaitoku/</p>	<p>気候変動対策の理解促進</p> <p>地球温暖化について、社内報や一斉メール、研修や講演会の開催などを通じて発信することで、社員一人一人の理解が深まり、具体的な行動のきっかけとなります。</p> <p>※地域地球温暖化防止推進センターとの連携など。 https://www.jccca.org/eng/regin/vsnr/</p>	
<p>再生可能エネルギーへの切り替え</p> <p>太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない、重要な国産エネルギー源です。</p> <p>オフィスや自宅で契約している電力会社やプランを、再生可能エネルギーを重視しているものに切り替えることで、脱炭素化に寄与できます。</p>	<p>ビルのZEB化、住宅のZEH化</p> <p>高い燃焼性と省エネ設備で消費エネルギーを大幅削減する「省エネ宅」、太陽光発電などエネルギーを創る「創エネ」により、正味のエネルギー消費量をゼロにする、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）とZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、災害時の事業継続性の向上とリスク対策にもつながります。</p>	

（出典）環境省

（2）緩和策の内容【基本方針1 脱炭素社会の実現】

基本施策1 環境にやさしいライフスタイルの促進

【単位施策】

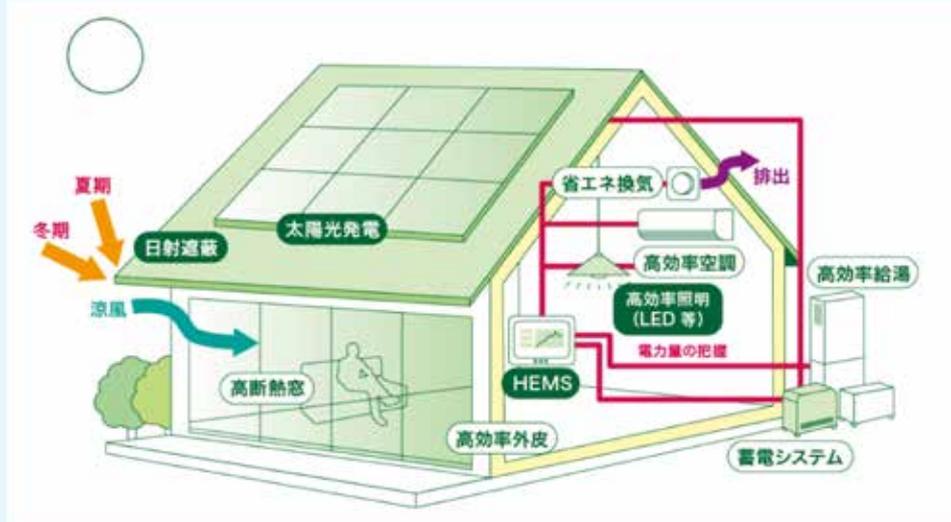
①暮らしにおける省エネルギーの促進	
*市民や事業者に対し、広報いわくらや市ホームページを活用して、地球温暖化に関する情報提供や講座を実施することで、地球温暖化による危機や地球温暖化対策の重要性への認知度の向上を進めます。	
*クールビズ・ウォームビズ、節水、節電など家庭でできる地球温暖化対策の情報を発信することにより、市民の脱炭素に向けたライフスタイルへの転換をはじめとした、CO ₂ を削減するための賢い選択「COOL CHOICE」の取組を促進します	
*フードマイレージとは「食料の輸送量 (t)」と「輸送距離 (km)」をかけあわせた指標のことで、「食品の輸送が地球環境に与える負荷」を数値化して把握することができます。食品の輸送に係るCO ₂ 排出量の低減を図るため、輸送距離の短い地元の食品や旬の食品を、日々の食生活に意識して取り入れることを推進します。	
②省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の利用促進	
*家庭内のエネルギー収支をゼロにする住宅（ZEH）や、エネルギーの使用状況を表示し、空調や照明等の機器が最適な運転となることを促す家庭用エネルギー管理システム（HEMS）などの住宅用地球温暖化対策設備の設置を促進します。	
*エアコンや電気冷蔵庫、LED照明などの家電製品について、エネルギー消費量を抑えた省エネ型家電製品の利用を促進することで、エネルギー利用に起因する温室効果ガスの排出量を抑制します。	
*エネルギー効率に優れる電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の次世代自動車の利用を市民へ周知・啓発し、普及拡大を促進します。	
*地球環境にやさしいリサイクル燃料であるバイオ燃料としての再生を促進するため、市民から廃食用油（家庭で使用された植物性の食用油）を回収します。	

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○LED照明など省エネ型家電製品などを使用します。 ○エネルギー効率・環境性能に優れた次世代自動車を利用します。 ○家庭内でのクールシェア・ウォームシェアに取り組みます。 ○クールビズ・ウォームビズに取り組みます。 ○クールシェア・ウォームシェアスポットを利用します。 ○地元産や旬の食品を積極的に食生活に取り入れます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化について積極的に情報収集に努めます。 ○LED照明など電気消費量が少ない高効率機器・設備などを使用します。 ○エネルギー効率・環境性能に優れた次世代自動車を導入します。 ○クールビズ・ウォームビズに取り組みます。 ○クールシェア・ウォームシェアスポットを提供します。

【コラム】ZEH（ゼッチ）

ZEH（Net Zero Energy House）は、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー性能を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることをめざした住宅のことです。



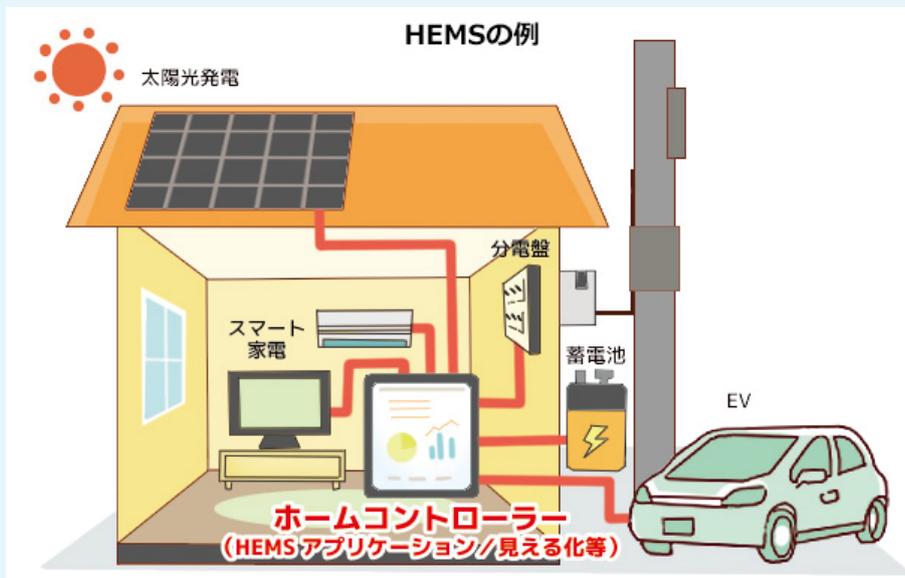
（出典）経済産業省 資源エネルギー庁

【コラム】HEMS（ヘムス）

HEMS（Home Energy Management System、家庭用エネルギー管理システム）は、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのことで、家庭の省エネルギー化を促進するツールとして導入が進んでいます。

制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御があります。

表示機能には、機器ごとのエネルギー消費量などをパソコン、テレビ、スマートフォンの画面などに表示するほか、使用状況に応じた省エネルギーアドバイスを行うなどの機能を併せ持つものもあります。



（出典）経済産業省 資源エネルギー庁

基本施策2

環境に配慮した事業活動・行政の率先行動の推進

【単位施策】

①事業所等における環境配慮行動の促進	
*愛知県地球温暖化防止活動推進センターや商工会と連携し、事業者等に対し、具体的な温室効果ガス排出抑制のための取組や近隣の先行事例等について情報提供を行います。	
*市内事業者が一体となって地球温暖化対策に取り組む体制を構築するために、事業者間における温室効果ガス排出量削減に関する懇談会などの情報共有の場を創出します。	
*中小事業者が計画的に省エネルギーに取り組むことができるように、愛知県の事業である「あいち省エネ相談」について周知、普及啓発を行います。	
*次世代自動車をはじめとした、高効率な省エネ型機器や設備の導入を促進することで、事業者のエネルギー利用に起因する温室効果ガスの排出量を抑制します。	
②市の環境配慮率先行動の実施	
*市職員の環境行動指標である「エコチェック22」をもとに、ノー残業デーの実施やノーネクタイ等軽装勤務の励行などにより、職員の省エネルギーに対する意識の向上を図ります。	
*公共施設において、不要な場所や時間は照明を消灯します。また、緑のカーテンを設置して、エアコンは適正な温度設定で稼働するなど環境に配慮した庁舎管理を行います。	
*公共施設における高効率な省エネ型機器や再生可能エネルギー設備の導入を積極的に行います。	
*グリーン契約（環境にやさしい製品やサービスの調達に配慮した契約）に基づき、二酸化炭素排出係数の低い事業者から電力を調達します。	
*公共施設に使用されている照明器具等のLED化を進めることで、エネルギーの使用量を抑制します。	
*公用車使用に伴う環境負荷を低減するため、エネルギー効率に優れたEV、FCV、PHV等の次世代自動車を積極的に導入します。	

【市民・事業者に期待される取組】

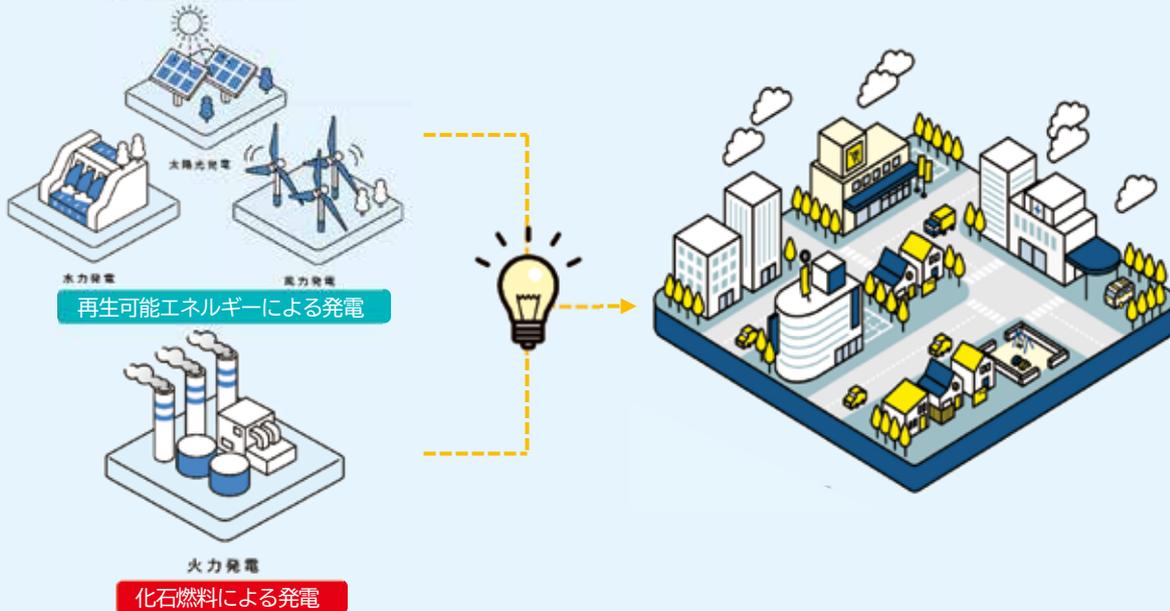
主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や市の取組を参考にして、生活に積極的に取り込みます。 ○環境に配慮した事業活動を行っている企業の製品を積極的に利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者間で情報共有を図りながら、一体的に省エネルギーに取り組みます。 ○再生可能エネルギーを活用した電力事業者と電気契約します。 ○中小事業者においては、「あいち省エネ相談」を活用し、温室効果ガス排出量の削減をめざします。 ○エネルギー効率・環境性能に優れた次世代自動車を導入します。 ○自社の温室効果ガス削減の取組を発信します。

【コラム】電力の排出係数と低炭素化

発電には、化石燃料を使用する火力発電や再生可能エネルギーを使用する太陽光発電、風力発電、水力発電等、さまざまな方法があります。

電力の排出係数とは、電力の供給にどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値のことをいいます。電力の排出係数を引き下げる（＝電力の低炭素化）ためには、再生可能エネルギーなどのCO₂を排出しないエネルギーを使用する発電の比率を高めることが重要です。

平成28年度からの電力の小売り全面自由化に伴い、家庭や事業所で使用する電気をライフスタイルや価値観に応じて自由に選ぶことができるようになりました。排出係数が低い電力を選ぶことで、CO₂排出の抑制につながります。



【コラム】次世代自動車（EV、FCV、PHV）

種類	仕組み	車両特性
<p>EV 電気自動車 Electric Vehicle</p>	<p>バッテリー 電動機・発電機</p>	<p>EV は、外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モーターを動力源として走行する車です。ガソリンを使用しないため、走行時にCO₂を排出しません。</p>
<p>PHV プラグインハイブリッド自動車 Plug-in Hybrid Vehicle</p>	<p>バッテリー 内部燃機 電動機・発電機 燃料タンク</p>	<p>EV とハイブリッド自動車の長所を合わせて進化させたクルマです。 充電することもでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車として走行することができるため、電池切れの心配がありません。</p>
<p>FCV 燃料電池自動車 Fuel Cell Vehicle</p>	<p>バッテリー 電動機・発電機 FCスタック 水素タンク</p>	<p>水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモーターで走行するクルマです。 走行中に排出されるのは、水のみでCO₂は排出されません。</p>

（出典）一般社団法人 次世代自動車振興センター

基本施策3 環境負荷の少ないまちづくりの推進

【単位施策】

①緑の保全と創造	
*緑の基本計画に基づき、公園や広場をはじめ農地や街路樹、広くは個人や事業者の敷地内の植栽を含む緑地を整備・増進し、温室効果ガスの吸収源の拡大を図ります。	
*山や森林を持たない本市にとって、農作物も貴重な温室効果ガスの吸収源です。愛知県や農業委員会等関係機関と連携しながら農地の保全に努めます。	
*樹林・樹木を保全することで、温室効果ガスの吸収源の増進を図ります。また、運搬に係るCO ₂ 排出量を低減するため、県産木材や県産木材製品の利用を促進します。	
*緑のカーテンには、室内温度上昇の抑制、壁面緑化、温室効果ガスの吸収等さまざまな効果が期待できます。事業者の協力のもと市民に対し緑のカーテンの取組を周知するとともに、小学生を対象に緑のカーテン教室を開くことで普及拡大を推進します。	
②自動車における環境負荷の軽減	
*交通の流れや交通量を改善し、通過・流入交通を分散・回避することにより、渋滞による車の停滞時間を減らし、温室効果ガスの排出量を削減します。	
*エネルギー効率に優れるEV、FCV、PHV等の次世代自動車の利用を市民や事業者へ周知・啓発し、普及拡大を促進します。	
③徒歩や自転車です生活できるまちづくり	
*徒歩や自転車による移動を促進することで、自動車使用に伴う環境負荷を低減します。	
*自動車に頼りすぎず、自動車と公共交通機関などのバランスが取れた交通社会の実現に向けて、公共交通機関の利用を促進します。	
*愛知県が提唱する自動車と電車・バス等の公共交通機関、自転車、徒歩などを賢く使い分けるライフスタイル「エコ モビリティ ライフ（エコモビ）」の周知・啓発を行います。	
*誰もが安心して移動できるよう、バリアフリー環境を向上させるとともに、ユニバーサルデザインの導入を推進します。	

【市民・事業者に期待される取組】

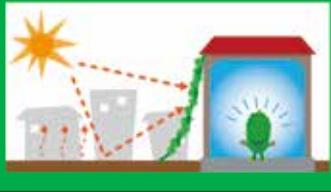
主 体	取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○緑のカーテンを設置します。 ○日常生活において、徒歩や自転車、公共交通機関など、二酸化炭素の排出の少ない移動手段を選択します。 ○自動車の運転では、環境に配慮したエコドライブを心がけます。 ○宅配ボックスや配送日指定制度を利用して、荷物の再配達を抑制します。 ○エネルギー効率・環境性能に優れた次世代自動車を利用します。 ○住宅等において、県産木材や県産木材製品の利用を心がけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所や工場等において緑地を確保するように心がけます。 ○建築物等において、県産木材や県産木材製品の利用を心がけます。 ○敷地、屋上、壁面などを緑化するように心がけます。 ○緑のカーテンを設置するとともに、市民へPRします。 ○出勤や出張等において、電車・バス等の公共交通機関、自転車、徒歩など、二酸化炭素の排出の少ない移動手段を選択します。 ○自動車の運転では環境に配慮したエコドライブを心がけます。 ○エネルギー効率・環境性能に優れた次世代自動車を導入します。

【コラム】緑のカーテン

①緑のカーテンの効果

1 日射の熱エネルギーを約80%カット。

十分に葉が茂った緑のカーテンは、日射の熱エネルギーの約80%をカットする遮蔽効果があります。



2 葉の蒸散作用で放射熱を抑える。

植物は水を吸い上げ、葉から水分を蒸散させます。その時に気化熱を奪うことで葉の温度上昇が抑えられます。緑のカーテンは日陰を作るだけでなく、室内への放射熱も抑えてくれます。



3 家の周囲の表面温度を抑える。

強い日射しで表面温度が高くなった窓付近の地面や壁、エアコンの室外機などから熱が放出されるのも暑さの原因。緑のカーテンで多くの部分を日射しから遮ることで、放射熱の発生と進入を抑えることができます。

（出典）環境省

②緑のカーテンの公共施設での設置

市役所庁舎や児童館など、市の公共施設に緑のカーテンを設置しています。



市役所庁舎



第五児童館



自然生態園

③緑のカーテンの事業所での設置

市内の事業所においても、緑のカーテンを設置していただいています。

～緑のカーテンを設置された事業所～

- (株)丹羽工務店 ○千村どうぶつ病院
- 認定こども園 ゆうか幼稚園 ○(有)岩栄自動車
- 洋菓子店 アンジュール ○丹羽ベビー(株)
- 岩倉小規模多機能ホームちあき
- 団樂の家 いわくら ○ニワホーム(株)
- デイサービスセンター・優悠の家
- 中部サンデー販売(株)
- (敬称略・順不同)



（3）適応策の方針

「適応策」は、最大限の緩和策でも避けられない地球温暖化による気候変動に対し、事前の備えや新しい気候条件の利用等により、被害を最小化あるいは回避しようとする取組です。

適応策の方針は、国の気候変動適応計画、あいち地球温暖化防止戦略 2030 および愛知県気候変動適応計画に基づき取組を進めていきます。

（4）適応策の内容

①農業における対策
*気候変動による農作物への影響に関する情報収集に努めます。
*日照不足、高温といった気象条件や、自然災害に対する管理・技術対策、病害虫発生予報などについて農業者へ周知します。
②水環境・水資源における対策
*「岩倉市下水道（雨水）整備計画」に基づき、下水道雨水幹線などの雨水排水施設を計画的に整備します。
*気候の変動により河川水質に変化が生じる可能性があるため、河川や地下水などの水質調査を引き続き実施します。
③自然生態系における対策
*気候変動に伴う外来生物の定着による在来種への影響を把握するため、市民・市民団体などからの情報収集に努めるとともに、外来生物の防除に関する啓発を行います。
*ハザードマップの周知、防災情報の提供などにより、災害時の地域防災力の強化や被害軽減を図ります。
④自然災害への対策
*農地が雨水を貯留し洪水被害を軽減するグリーンインフラとしての機能を発揮できるよう、耕作放棄地の発生抑制に努めます。
*豪雨による水害を減らす雨水貯留浸透施設などの整備を行います。
⑤健康における対策
*広報いわくらや市ホームページなどで熱中症の注意喚起や熱中症対策に関する情報提供を行います。愛知県の熱中症警戒アラートによる情報をほっと情報メールやSNS等で配信します。
⑥都市環境における対策
*ヒートアイランドによる暑熱を回避する空間として、都市公園をはじめとする街中の緑を適正に管理します。

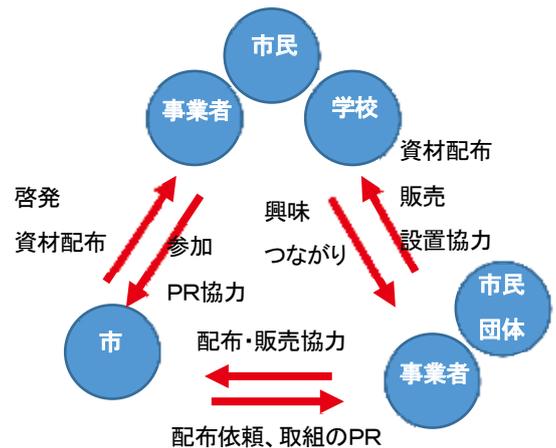
4 マルチパートナーシップ型事業

地球温暖化対策の取組におけるマルチパートナーシップの象徴として、「第4章 施策の展開」の基本方針1で示した3つのマルチパートナーシップ型事業を実施します。

ここでは、各事業の概要や目的、マルチパートナーシップの観点について、想定される進め方とともにその試案を以下に示します。

（試案）地球温暖化対策の目標を実現するための マルチパートナーシップ型事業推進プログラム

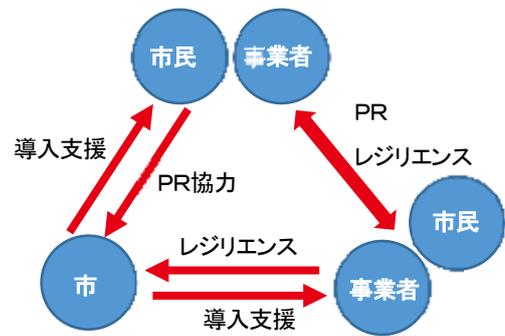
マルチパートナーシップ型事業 ①
緑のカーテン拡大プロジェクト
地球温暖化防止の取組の一環として、夏季の省エネルギー対策に有効な「緑のカーテン」の設置を、公共施設をはじめ各家庭や事業者などさまざまな主体とともに拡大していきます。



事業の概要・目的
<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止対策の取り組みやすい契機として、市民や事業者などのさまざまな主体に対して緑のカーテンの設置を広く促していきます。 ○市民団体や事業者による苗や種、土の「配布」や「販売」など、緑のカーテンの「設置」以外での関わり方も広く展開していきます。

マルチパートナーシップの観点
<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設をはじめ市民・事業者・学校などさまざまな主体において、緑のカーテンを設置します。 ○市民団体と協働し、市を経由する以外にも苗や種が直接参加者へ配布される仕組みを構築することで、市民が市民団体の活動に触れる機会を創出します。 ○市内の生花店やホームセンターと協働し、「緑のカーテンコーナー」を設置するなどして、資材の販売を契機として事業に取り組んでもらいます。 ○市内小学校で緑のカーテン教室を開催し、各家庭で実践してもらえるよう促します。 ○参加者の体験談を広報いわくらや市ホームページで紹介し、市民から市民への広がり促します。

マルチパートナーシップ型事業 ②
脱炭素型機器・設備等の普及拡大プロジェクト
従来の住宅用地球温暖化対策設備の導入支援に加えて、個人や事業者に対する次世代自動車や充電設備（V2H）等の導入支援を実施し、公民連携で普及啓発します。



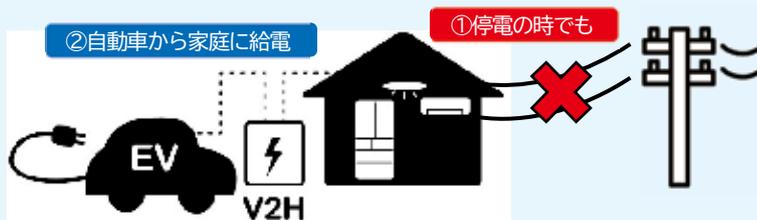
事業の概要・目的
○市民向けに従来の住宅用地球温暖化対策設備の導入支援対象品目を広げるなど、より脱炭素に寄与する設備の導入を支援します。
○市民だけでなく事業者に対しても次世代自動車や充電設備（V2H）の導入支援を実施することで、事業者が地球温暖化防止対策に積極的に関わることができます。

マルチパートナーシップの観点
○市から市民、事業者など複数の主体に対して脱炭素型機器や設備の導入を支援します。
○脱炭素型機器や設備を導入した市民や事業者を、広報いわくらや市ホームページなどで紹介することで、PRに協力してもらうことができます。
○次世代自動車を導入した市民や事業者に協力を依頼し、次世代自動車を非常用電源として災害時のレジリエンスに活用します。

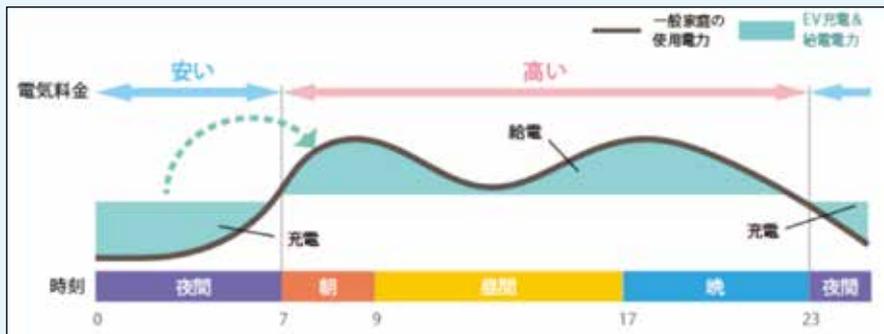
【コラム】 EVと家庭をつなぐ給電システム - V2H -

V2Hは「Vehicle to Home」の略称で、EV等の自動車に蓄えた電力を家庭に供給できる機能のことをいいます。

停電や震災等で電力供給が寸断されてしまった場合でも、自動車が蓄電池としての役割を持ち、自動車のバッテリーから電力を取り出して家の電力に使うことができます。このため、V2Hの普及は自動車使用の低炭素化のみならず、まちの防災力の効果にもつながることが期待できます。



また、電力需要が低く、電気料金の安い夜間に、自動車で充電し、それを昼間に使うことで電気代を節約することができます。さらに、電気使用のピーク時に自動車から電気を供給すれば、電力会社の電力需要のピークシフトに貢献します。

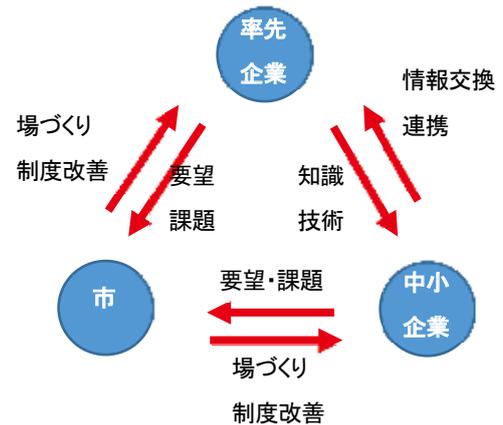


(出典)
一般社団法人
次世代自動車振興センター

マルチパートナーシップ型事業 ③

温室効果ガス排出量削減率先企業の設定

岩倉市の産業部門を代表する企業を「温室効果ガス排出量削減率先企業」として選定し、温室効果ガスの排出量削減を実践してもらうとともに、その取組を中小企業・小規模企業へ紹介することにより、市内の産業部門全体の温室効果ガス排出量の削減を促進します。



事業の概要・目的

- 産業部門を代表する企業に温室効果ガス排出量削減率先企業として排出量削減を実践してもらうことで、直接的な温室効果ガス排出量の削減を期待します。
- 率先企業として、その実践内容を他の事業者へ紹介してもらい、地球温暖化対策の取組を広げていきます。
- 率先企業の取組における課題やニーズを聴き取り、補助金制度などの事業者に対する市の支援や、その他の政策に反映していきます。

マルチパートナーシップの観点

- 率先企業から率先企業、率先企業からその他の事業者など事業者間の情報交換や技術移転となる場を創出します。
- 率先企業と市との間の情報提供、情報収集を円滑にすることで、事業者の取組が市の政策へ反映されます。それにより改善された施策を実施することで、さらなる事業者の支援へとつなげます。

第6章

生物多様性保全の目標

岩倉市生物多様性地域戦略

第6章 生物多様性保全の目標 岩倉市生物多様性地域戦略

この章を「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略として位置づけ、本市における自然との共生と生物多様性の保全の目標を示すとともに、達成に向けた取組を推進していきます。

1 生物多様性の重要性

(1) 生物多様性、生態系とは

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」をいいます。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。名前が付けられている生きものが約175万種、未知のものも含めると、3,000万種ともいわれています。

これらの生命は、それぞれに個性があり、関わり合い支え合って生きています。そして、これらの生きものたちと、生きものたちが生息する自然環境をあわせて「生態系」といいます。

植物が光合成で養分をつくり、その植物を動物が食べる。動物が死ぬと微生物が分解し、その養分を植物が取り入れる。このように、生きものがそれぞれの役割を担っています。地球温暖化の影響や人間活動により、ある特定の生きものが出現・増加したり、これまでいた生きものが減少・絶滅したりして生態系に乱れが生じると、他の生きもの全体に影響が出てしまうことになります。

生物多様性は、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があるとされています。

生態系の多様性

海、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの自然がそれぞれの地域に形成されていること。

種の多様性

いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。

遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。例えば、アサリの貝殻やナミテントウの模様はさまざまですが、これは遺伝子の違いによるものです。



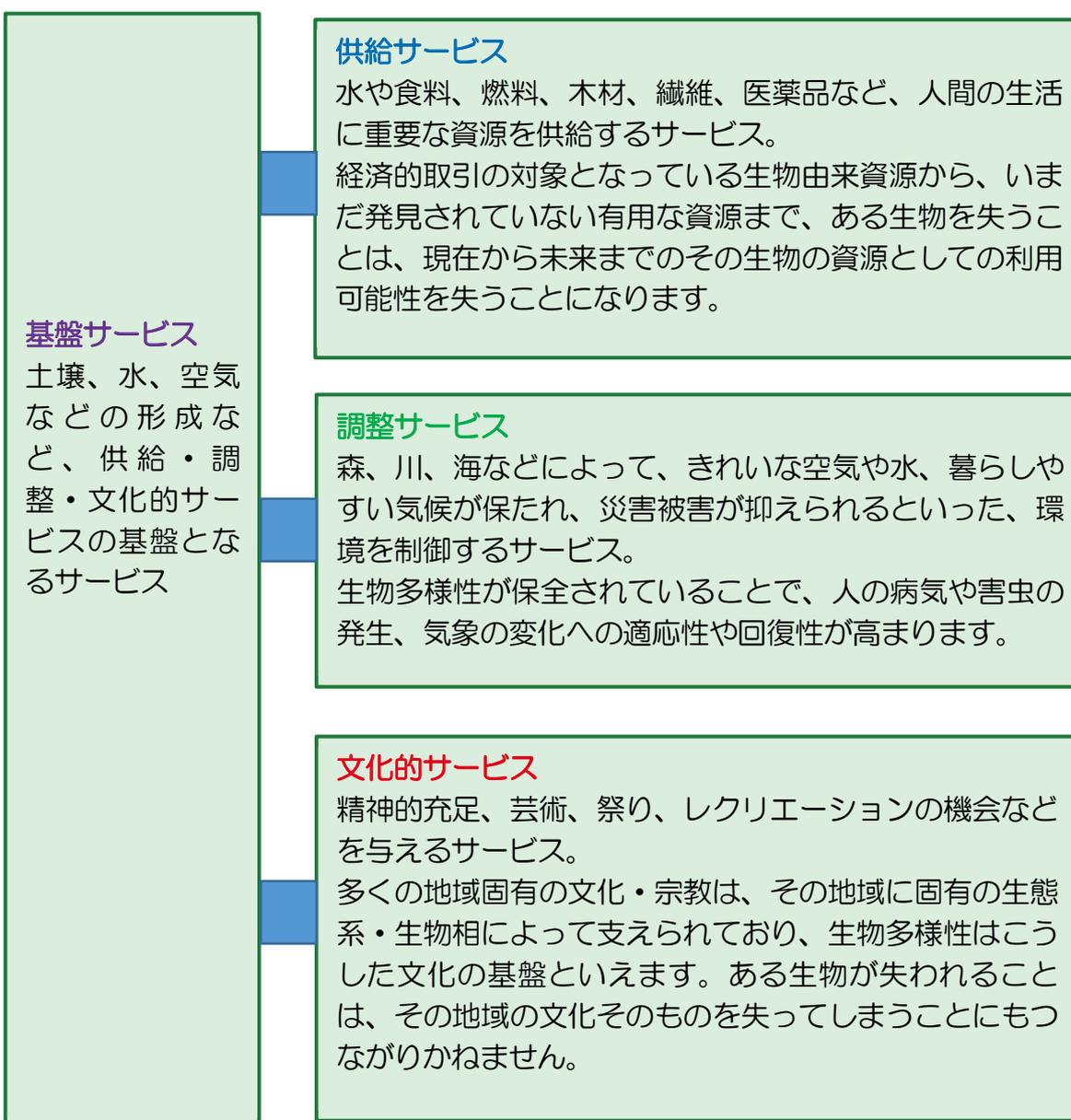
▲同じナミテントウでも模様はさまざま

(2) 生物多様性がもたらす生態系サービス

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。生態系サービスは、「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つに分類され、その価値は市場で取引されるもの以外は見えにくくなっていますが、生態系サービスが有する価値を評価して、その価値を可視化しようとする取組が進みつつあります。

こうした生態系サービスを提供する生態系、生物多様性や自然資源といった自然の恵みを持続的に利用できるようにするために保全していく必要があります。

<4つの生態系サービス>



(3) 生物多様性の重要性

生物多様性がもたらすのは、暮らしに欠かせない水や食料、燃料、木材、繊維、医薬品をはじめとするさまざまな恵みです。生物多様性が保全された豊かな自然が、私たちのいのちと暮らしを支えています。



自然のめぐみ
(出典) 環境省

【コラム】バイオミミクリー

自然界の形態や機能を模倣したり、そこからヒントを得たりすることで、さまざまな問題の解決や、画期的な技術革新につながる場合があります。これを生きものの真似という意味から「バイオミミクリー」といいます。



(出典) 環境省

(4) 生物多様性が直面する4つの危機

日本国内の生物多様性を脅かす要因はさまざまですが、大きく分けて「4つの危機」に分類されます。

第1の危機（開発など人間の過剰な活動による危機）

無秩序な開発を含む土地や河川、海の利用の変化や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少といった危機です。

第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第1の危機とは逆に、耕作が放棄された農地など自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる危機です。

第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来種の侵入や化学物質などによる汚染など、生態系の質の低下による危機です。

第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性雨など地球環境の変化による危機です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次評価報告書において、「人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしている」と評価されています。

【コラム】自然生態園の昆虫に温暖化の影響が！

昆虫は変温動物であり、気温の影響を受けやすい生物であるため、地球温暖化による影響が比較的早く現れるといわれています。中でも、南方系のチョウが温暖化によって日本を北上しているといわれています。

自然生態園で見られる南方系のチョウの代表がナガサキアゲハです。平成18年から観察されています。このチョウは、アゲハチョウより大型の黒いチョウで、園内をひらひらと優雅に飛んでいる姿がよく見られます。

その他にも、ムラサキツバメ（令和元年）、ムラサキシジミ（平成14年～）、クロコノマチョウ（平成15年～）、モンキアゲハ（平成16年～）、ツマグロヒョウモン（開園当初から。東海地方は平成に入ってから生息が確認）が観察されています。

（P84 図表 6-4-2 参照）



▲ナガサキアゲハ



▲ムラサキシジミ



▲ツマグロヒョウモン

(5) 生物多様性を取り巻く社会の動き

図表 6-1-1 生物多様性に関する国内外の動向

※赤字は岩倉市の動向

年	国際動向	国内動向
1971 (昭46) 1972 (昭47)	「ラムサール条約」採択	岩倉市市制施行 環境保全都市宣言 「岩倉市環境保全に関する基本条例」制定 「自然環境保全法」制定
1973 (昭48) 1985 (昭60)	「ワシントン条約」採択	「～よみがえれ岩倉の水辺～ 五条川レクリエーションゾーン整備計画」 策定
1987 (昭62)	国連ブルントラント委員会「Sustainable Development (持続可能な開発)」	
1992 (平4)	国連環境開発会議 (リオの地球サミット) 「気候変動枠組条約」採択 「生物多様性条約」採択	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の 保存に関する法律 (種の保存法)」制定
1993 (平5)	「生物多様性条約」発効	「生物多様性条約」締結 「環境基本法」制定
1995 (平7)		「～よみがえれ五条川の自然～ 五条川自然再生整備等基本計画 (五条川整備計画Part2)」策定 「生物多様性国家戦略」策定 「愛知県環境基本条例」制定
1996 (平8)		岩倉市自然生態園開園
2000 (平12)	生物多様性条約のバイオセーフティに関 する「カルタヘナ議定書」採択 国連ミレニアム・サミット 「国連ミレニアム宣言」採択	
2001 (平13)	MDGs (ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals)「国連ミレニアム宣 言」等の国際開発目標を統合 「ミレニアム生態系評価 (MA)」開始	
2002 (平14)		「自然再生推進法」制定 「新・生物多様性国家戦略 (第2次)」 策定
2004 (平16)		「特定外来生物による生態系等に係る被害 の防止に関する法律 (外来生物法)」制定
2005 (平17)	愛・地球博「自然の叡智」 国連「ミレニアム生態系評価 (MA)」成果発表	
2007 (平19)		「第3次生物多様性国家戦略」策定
2008 (平20)		「生物多様性基本法」制定

年	国際動向	国内動向
2010 (平 22)	国連生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) 名古屋市で開催 「名古屋議定書」と「愛知目標」採択	「生物多様性国家戦略 2010」策定 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (生物多様性地域連携促進法)」制定
2012 (平 24)		「岩倉市環境基本条例」制定 「生物多様性国家戦略 2012-2020」策定
2013 (平 25)		「岩倉市環境基本計画」策定 環境都市宣言 「あいち生物多様性戦略 2020」策定
2014 (平 26)		「第 3 次計画 五条川自然再生整備等基本計画～活かし育もう五条川の魅力～」策定
2015 (平 27)	国連持続可能な開発サミット 「SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)」採択	
2018 (平 30)	国連生物多様性条約第 14 回締約国会議 (COP14) 「OECD」の定義が採択	「第 5 次環境基本計画」閣議決定 「地域循環共生圏」を提唱 「気候変動適応法」制定 「愛知県環境学習等行動計画 2030」策定
2019 (平 31・ 令元)	G20 で「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択	「自然環境保全法」改正
2020 (令 2)		「愛知県気候変動適応計画」策定
2021 (令 3)	G 7 で「ネイチャーポジティブ」、 「30by30」を約束 国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) 第一部「昆明宣言」採択	「第 5 次愛知県環境基本計画」策定 「あいち生物多様性戦略 2030」策定
2022 (令 4)	国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) 第二部「昆明・モントリオール目標」採択 23 項目の目標の一つに「30by30」	
2023 (令 5)		「第 2 次岩倉市環境基本計画」策定 「岩倉市生物多様性地域戦略」策定

2 本市の自然環境

(1) 市街地と田園風景が共存する平坦でコンパクトなまち

本市は愛知県の西北部、名古屋市から北西 10 km圏の位置にあります。濃尾平野のほぼ中央部に位置しており標高は市の中心部で約 10m、標高差は4 mほどの平坦な地形です。県内でも人口密度が高い住宅都市である一方、市内中心を流れる五条川をはじめとして市街地における社寺林、市街地の周縁部に広がる農地などの身近な自然が広がり、市民のやすらぎの場として親しまれています。このため、大都市近郊にあって緑が決して多いとはいええないにもかかわらず、自然豊かなまちとしてのイメージ形成にもつながっています。

(2) 陸域生態系

市街地の周縁部に広がる農地などに身近な自然があります。

田園集落の一角にある自然生態園は、東海地域でも先駆的なビオトープとして 1996 年（平成 8 年）に開園し、失われつつある自然環境を保全・復元し、身近な自然にふれあう場として、四季を通じて自然観察や環境教育活動が行われています。園内は、地域のお宮の森と一体となっており、とんぼ池と呼ばれる池や水路、湿地、林があり、昆虫や水生生物が生息して、生態系が保全されています。また、渡り鳥も多く立ち寄り、愛知県鳥獣保護区に指定されています。



▲岩倉市自然生態園

自然生態園を中心とした地域で、市民団体「岩倉ナチュラルリストクラブ」によって、年間を通して生きもの生息調査が実施されています。開園当初から継続して行われており、毎年作成される調査結果は、自然生態園のワークハウスで見ることができます。また、最新の生きもの生息調査の結果を市のホームページで見ることができます。

自然生態園 「令和3年度岩倉市自然生態園生きもの生息調査報告書」2022.3

(写真の生きものには、令和3年度に確認されていないものもあります)

●昆虫

令和3年度は、陸生昆虫と水生昆虫をあわせて 344 種の昆虫が確認できました。トンボおよびチョウについては、出現状況の経年変化を記録しています（P83 図表 6-4-1、P84 図表 6-4-2 参照）。

令和3年度は、トンボは 16 種、チョウは 27 種確認できました。



▲チョウトンボ

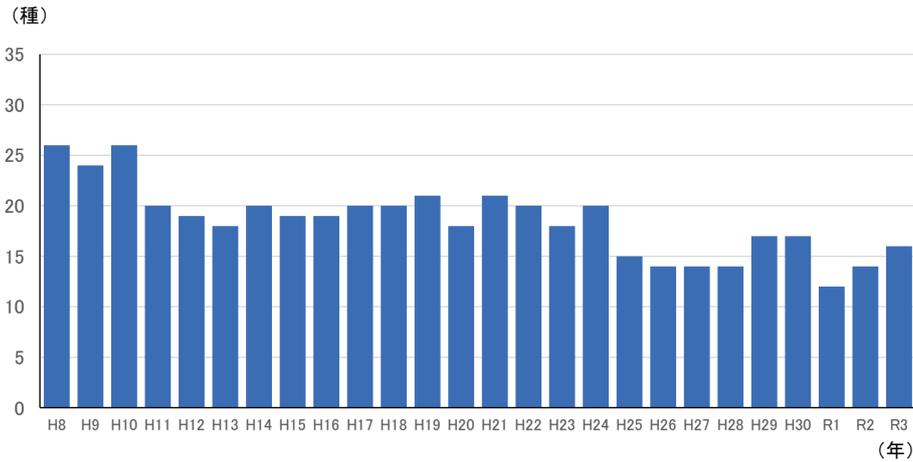


▲アオモンイトンボ



▲アキアカネ

図表 6-2-1 自然生態園で観察されたトンボの推移 (種数)



▲アオスジアゲハ

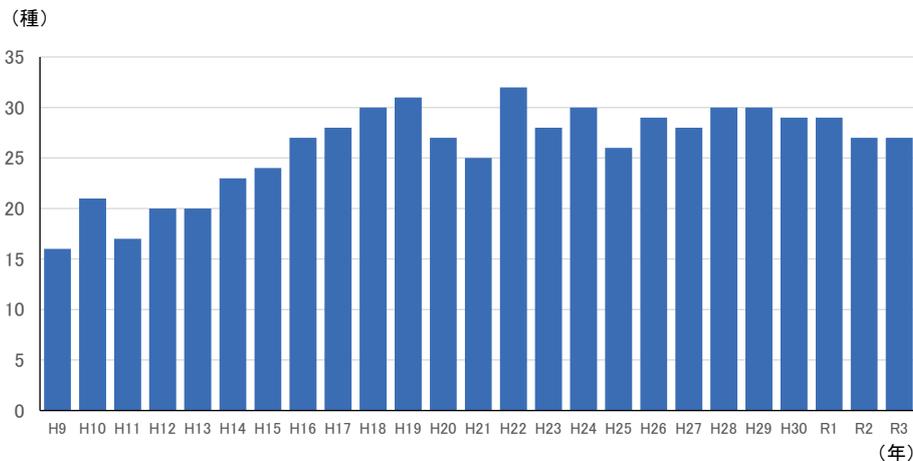


▲キアゲハ



▲ベニシジミ

図表 6-2-2 自然生態園で観察されたチョウの推移 (種数)



●爬虫類・両生類

令和3年度、爬虫類はヤモリ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、シマヘビ、外来生物のアカミミガメの6種、両生類は絶滅危惧種(国ⅠB類)・(県Ⅱ類)、準絶滅危惧種(国:準)のトノサマガエル(国:準)、ニホンアマガエル、ヌマガエル、の4種が確認されています。



▲左・中：ナゴヤダルマガエル
右：トノサマガエル



▲シマヘビ

●ほ乳類

令和3年度は、絶滅危惧種のカヤネズミ（県Ⅱ類）、その他はアブラコウモリ、イタチ類、コウバモグラ、タヌキ、外来生物のヌートリアやアライグマが目撃、食痕などの痕跡で確認されています。



▲カヤネズミ

●鳥類

令和3年度は、絶滅危惧種のアカハラ（県ⅠA類）をはじめ、準絶滅危惧種のおオタカ（国：準）・（県：準）、ハイタカ（国：準）、コサメビタキ（県：準）の38種の鳥類が確認されています。



▲カワセミ



▲メジロ



▲オオタカ

●植物

自然生態園内の樹木は、開園時に岩倉市周辺でよく見られた樹木が植えられています。また、鳥類の種子散布（排泄）による実生で、種類が増えています。

令和3年度は、維管束植物（草本・木本）は306種、菌類（キノコ類）は60種が確認されています。



▲サネカズラ

(3) 河川生態系

市の中心部を北から南にかけて流れる五条川（市域南側で西へと周囲）、市の東端を北から南に流れ、岩倉南部中学校の北で合流する矢戸川と巾下川、そしてこの流れは岩倉南部中学校の南で五条川と合流します。五条川では、以前から五条川流域の小学校による水生生物調査や市民団体「岩倉の水辺を守る会」による魚類調査が行われており、生息する水生生物が確認されています。

五条川

●水質

五条川は公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を受けており、河川D類型（BOD 8mg/l 以下）の環境基準が適用されています。岩倉市の調査地点は待合橋で、水質の向上が見られ、平成29年3月31日にE類型からD類型に変更されています。

きれいな水にするためには、家庭から出る排水を下水道や合併処理浄化槽により適切に処理し、毎日の生活で油を流さない、シャンプーや洗剤などを使いすぎない、食品くずを流さないなどの工夫が必要です。

●水生生物

五条川には、コイ、ドジョウ、ギンブナ、ナマズ、ヨシノボリ、オイカワ、モクズガニ、絶滅危惧種のメダカ（国Ⅱ類）・（県Ⅱ類）、トンボのヤゴなどが生息しています。

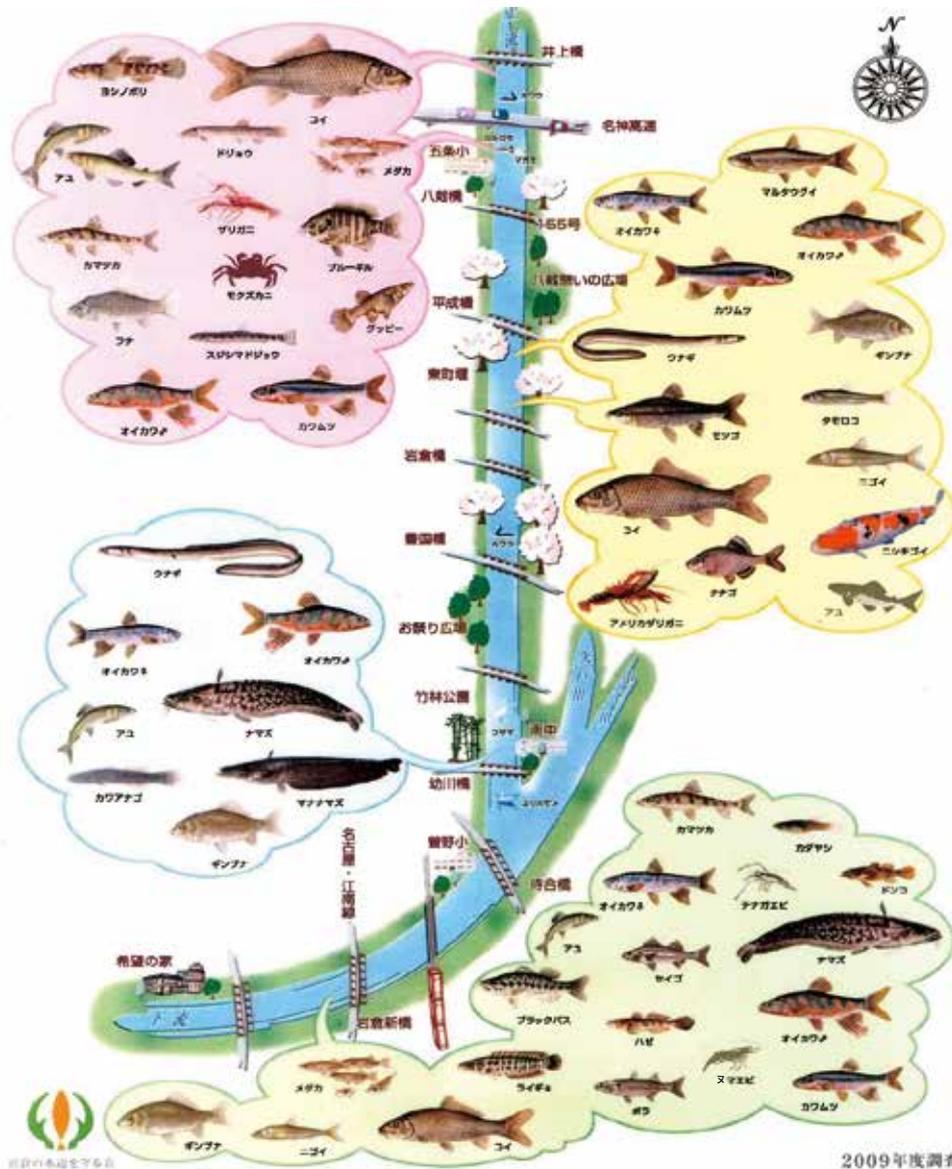
五条川小学校が令和元年5月17日に実施した水生生物調査（八剣中児童遊園付近）では、指標生物のうち、コオニヤンマのヤゴ、スジエビ、ヒラタドROMシ、ヤマトシジミ、タニシ、ヒル、ミズカマキリ、ミズムシ、指標生物以外ではモツゴ、モクズガニ、テナガエビが見つっています。

令和4年8月24日に実施した流域モニタリング調査では、指標生物は見つかりませんでした。チチブ、オイカワ、メダカ、ヌマエビが見つっています。



▲五条川小学校水生生物調査

図表 6-2-3 五条川魚類生息図（2009年度 岩倉の水辺を守る会）



※この五条川魚類生息図には、外来種の魚類も含まれています。五条川に生息する在来種や外来種を知り、生態系の保全について考えていくことが大切です。

(4) 外来種

外来種は、本来の生息地から、もともと生息していなかった地域に人為的に持ち込まれた生物のことです。反対に、もともとその地域に生息していた生物は在来種と呼ばれます。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」において、「外来生物」は国外由来の外来種を指します。

本来その場所にいなかった生きものが人為的に持ち込まれることで、もともとあった生態系に大きな影響を与えてしまうことがあります。

五条川で多く見られるアカミミガメは、以前はお祭りなどでミドリガメの名で売られており、自然生態園や田んぼで見られるアメリカザリガニは、食用として輸入されたウシガエル（こちらも外来種）の餌として日本に持ち込まれたものが全国に広がったといわれています。

アカミミガメは、天敵のいない日本で爆発的に増えて在来種のイシガメなどの生息を脅かしています。アメリカザリガニは、トンボのヤゴをはじめとする水生生物を減らす原因となっており、水田の畔に穴をあけるなど農業への影響も甚大です。

岩倉市では、他にもアライグマ、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）、ヌートリア、ハクビシン、台湾タケクマバチ、セアカゴケグモ、キマダラカメムシ、植物ではオオキンケイギク、オオカナダモ、キシヨウブ、セイタカアワダチソウ、トウネズミモチ等が確認されています。

国外からきた外来生物だけでなく、国内の他の地域から来た外来種（国内外来種）も、在来種の脅威となっています。例えば、絶滅危惧種のメダカは地域の固有種が各地で生息していますが、飼育していたメダカを放流することによる遺伝的かく乱が問題となっています。

広がってしまった外来種の生きものを完全に駆除することは非常に困難です。

・「入れない」 もともとその地域にいない生きものをむやみに入れない

・「捨てない」 飼っている動物や育てている植物を野外に捨てない

・「広げない」 野外にいる生きものを他の地域に広げない



▲オオキンケイギク



▲アメリカザリガニ



▲アカミミガメ



▲スクミリンゴガイ



▲ヌートリア



▲台湾タケクマバチ

3 岩倉市生物多様性地域戦略のめざすもの

(1) 目標

本市は、身近な自然を未来に残していくために、市民・事業者・学校・市などがそれぞれの特性を活かした生物多様性の保全のための役割を担い、SDGsを推進しつつ、気候変動などの自然環境に与える影響を軽減して、

身近な自然との共生

をめざし、目標とします。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値	指標の説明
五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合	73.5% (R2)	80.0%	市民アンケート：「とても感じている」+「感じている」
生物多様性の保全に関わっている事業所数	2箇所	50箇所	当該年の事業所数
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数	9回 (R1)	15回	当該年の実施数

(2) 計画期間と対象地域

2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までを計画期間とします。

対象地域は岩倉市全域とします。なお、この取組による影響は広く市域を越えた範囲に及ぶため、国や県の生物多様性に関する施策を注視しながら推進していくこととします。



▲環境フェアの展示（岩倉ボランティアサークル 絵：樋口藍瑠氏）

4 戦略の目標達成に向けた取組

(1) 基本方針

自然との共生と生物多様性の保全

(2) 基本施策・単位施策

基本施策1 生物多様性への理解促進

【課題】

身近な自然に対する興味や関心はあっても、生物多様性についてはあまり周知されていないことから、理解を促進する取組が必要です。

【単位施策】

①市民や事業者等への周知・啓発

- *生物多様性に関する認知度の向上
- *市や市民団体が実施する環境イベントの周知・啓発

②生物多様性に関する環境学習等の推進

- *市民や事業者向け環境講座等の開催
- *市職員向け研修・学習会の実施

【取組紹介】生物多様性に関する講座の開催「身近なきせきの生きもの講座とフィールドワーク」

生物多様性の保全の大切さを伝えるための事業として、令和4年5月22日、国際生物多様性の日に講座とフィールドワークを行いました。

講座では、私たちが住んでいる地域が多く生きものが生息する、きせきの場所であることを知ることができました。自然生態園でのフィールドワークでは、園や周囲の環境が作りだす生態系や生きものの息づかいを感じることができました。



▲講座の様子



▲フィールドワークの様子

講師：尾張西部生態系ネットワーク協議会 会長 長谷川明子氏
 協力：尾張西部生態系ネットワーク協議会 会員事業所 エスパックミック株式会社
 大同大学、名古屋 ECO 動物海洋専門学校 学生

基本施策2 自然との共生

【課題】

五条川の自然やまちの緑など、心癒される環境は私たちの生活を豊かにしてくれます。こうした環境は、私たち自身が創造していくものです。

また近年では、プラスチックごみによる海洋汚染に伴う海鳥・海洋生態系への悪影響などが問題となっています。内陸部から河川を通して海に流れてしまうプラスチックごみを出さないため、そして身近な五条川がきれいになるよう、河川清掃を多くの人で取り組むことが重要です。

【単位施策】

①五条川的环境整備と保全

- *五条川自然再生整備等基本計画に基づく多自然川づくり
- *五条川親水事業の推進
- *五条川桜並木の保全
- *五条川沿いの散策環境の充実
- *河川清掃による水辺の美化と海ごみゼロウィークへの参加

②緑の保全と創造【「環境負荷の少ないまちづくりの推進」の再掲】

- *緑の基本計画に基づく緑地の整備
- *農地の保全
- *樹林・樹木の保全
- *緑のカーテンの普及

【取組紹介】「活かし育もう五条川の魅力」

～第3次計画五条川自然再生整備等基本計画と多自然川づくり～

岩倉市の計画に五条川自然再生整備等基本計画があります。現在の第3次計画の計画期間は、2014年度から2028年度の15年間です。

基本理念は、先人たちが創造し、育ててきた五条川の治水・利水・親水の機能の維持・向上と活用を図り、多様な生きものがすみことができる自然豊かな水辺環境を保全・創出していく、そして、このような水辺環境や美しい桜並木を素地として、人々の学習・交流・健康増進などの活動を拡大し、健康で明るい緑の文化都市、岩倉のシンボルとして、市民参加のもとで五条川の魅力や価値をより一層高めていくことです。

～多自然川づくり～

この計画では、五条川を「多自然川づくり」により整備していくとしています。多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

身近な五条川で、生物多様性の保全がなされることが、岩倉市における大切な取組となっています。



基本施策3 身近な地域での生物多様性の保全・創出

【課題】

多様な生態系を保全していくため、引き続き市民団体の実施する生きもの生息調査によって、生態系の変化などを把握しながら、守るべき生態系を明確にしていく必要があります。

外来生物の侵入により、本来そこにあった生態系がくずれてしまうことが懸念されていることから、外来生物を駆除する取組を市と市民団体で進めています。在来種を守っていく取組も求められます。

市では、こうした取組を市民・事業者・学校・地域などが参画しやすいよう、機会を提供することが必要となっています。

【単位施策】

①生きものの生息調査等の実施
<ul style="list-style-type: none"> * 自然生態園や五条川、多自然調整池等における生きもの生息調査の実施 * あいちの生物多様性モニタリングの実施 * 流域モニタリング調査の実施
②在来種の保護と外来種対策
<ul style="list-style-type: none"> * 身近な場所での在来種の保護（いわくら生きものガーデン事業の推進など） * 外来種の対策・駆除
③自然生態園の適切な管理運営
<ul style="list-style-type: none"> * 園内の適正管理と生態系の保全 * ワークハウス内の展示物や資料の充実 * 自然生態園での行事の実施
④県や協議会との連携
<ul style="list-style-type: none"> * 県と連携した取組 * 尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携した広域的な取組

【取組紹介】 あいちの生物多様性モニタリング 指標種チェッカー

地域の生物多様性の現状を自分たちの手で把握するため、そして今後の保全活動を決定する上での基礎資料を作るために必要なのが、生きもの調査です。

自然生態園では、「スマートフォンやタブレットを持って昆虫をゲットしよう！」を合言葉に、年間を通して「あいちの生物多様性モニタリング」を来園者の皆さんと一緒に実施する、「スマホで昆虫採集」の取組を実施しています。

愛知県のサイト「指標種チェッカー」に自分の見つけた生きもの写真や情報が記録されます。生きもの名前が分からないときは、ワークハウスにいる説明員に聞くことができます。

楽しみながら、生物多様性の保全に貢献でき、一人からでも取り組める「スマホで昆虫採集」。自然生態園だけでなく、愛知県中で実施することができます。



▲スマホで昆虫採集の様子

● みんなで調べよう！あいちの生物多様性モニタリングハンドブック



● 指標種チェッカー



● 岩倉市「スマホで昆虫採集」



【取組紹介】身近な場所での在来種の育成

①ミニビオトープづくり

自然生態園のイベントの「ミニビオトープづくり」は、小さな容器の中に底石、飼育水、水草（マツモ：在来種）、ヌマエビ、メダカを入れて、ミニビオトープを完成させます。それぞれにビオトープを形成する役割があり、生物多様性の大切さを知ってもらうというものです。

- ・メダカがエサを食べ、
- ・ふんをする
- ・食べ残しなどをヌマエビが食べ、バクテリアが分解、
- ・水草の肥料となる
- ・水草は光合成で酸素を出し、メダカが出す二酸化炭素を吸収する
- ・ミニビオトープは、自然界の生きものたちの美しい営みを再現した小さな世界！！

他にも PH 試験薬をつかった水質検査の実演をして、メダカにとって適正な水質を知り、生きもの
の生息する水辺環境の保全の大切さを実感することができます。



▲ミニビオトープづくりの様子



▲自宅で育むミニビオトープ

②いわくら生きものガーデン事業

自宅の庭や公共施設、事業所の敷地内に植物を植えて、チョウや鳥などの生きものがやってくる空間を創造しようという取組です。在来植物であれば地域の生態系にもやさしく、昆虫たちが生息しやすい環境をつくりだすことができます。



チョウの蜜源植物や幼虫の食草、鳥が食べる実がなる樹木は、昆虫や鳥類の種類ごとに好きな草や樹木があり、どんな生きものが来るか想像しながら植える楽しみがあります。バタフライガーデンや鳥のさえずりが絶えない庭が実現するかもしれません。

【取組紹介】 広域的な取組「尾張西部生態系ネットワーク協議会」
 ～サギやケリの舞う生命（いのち）豊かな尾張平野をめざして～

生物多様性は行政の区域だけでなく、広域的に取り組んでいくことが望めます。岩倉市は、近隣の自治体、事業所、NPO法人、市民団体とともに構成されている尾張西部生態系ネットワーク協議会の会員として活動しています。

生きものの生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保するという生態系ネットワークの形成を推進しています。

岩倉市では、令和4年5月22日、協議会の会員の事業所から、資料提供や人材派遣の協力を得て、自然生態園行事の「身近なきせきの生きもの講座とフィールドワーク」を開催しました。



▲ケリ



▲身近なきせきの生きもの講座とフィールドワーク

(3) 生物多様性のためにできること

生態系の保全や希少種を守るなどことは、とても重要な取組ですが、身近な暮らしの中で取り組めることもたくさんあります。

庭や生け垣を緑化することで、生きものの生息できる場所ができます。在来種の植物であれば、生態系へのリスクを低減することにつながります。また、自然観察会に参加することで自然の楽しみ方、地域の特徴、生きものの生態やおもしろさなどを実感でき、生物多様性の理解を深めることができます。岩倉産の野菜を食べることで地域の農業を守ることができますし、生物多様性に配慮した商品やサービスを選択することで、生物多様性の一助となっている生産、流通、消費といった経済活動を支えることができます。また、地産地消と反する面があるものの、フェアトレード商品の購入は、遠くの国の農場や自然を守りつつ、生産現場の雇用を守ることもできます。

さらに、生物多様性の保全に重要な課題として、「地球温暖化」、「プラスチックごみによる生態系への影響」があり、地球温暖化対策につながる「省エネ型家電製品への買い替えや節電」、「再生可能エネルギーの導入や電力の購入」、「エコドライブ」、「公共交通機関の優先的な利用」、プラスチックごみの削減につながる「マイバッグやマイボトルの活用」も、生物多様性のためにできることです。

生物多様性の保全には、市民・事業者・学校・地域・市などの各主体がそれぞれの役割を担って、できることから取り組んでいくことが大切です。

① 一人ひとりにできること

段階	取組内容（できること）
ステップ 1	<ul style="list-style-type: none"> ★生物多様性について知ること。 ★外来種を入れない、捨てない、広げない、ペットも逃がさない。 ★自然生態園、その他の施設（動物園・水族館・植物園・環境学習施設など）を利用する。 ★自然豊かな場所に出かける。 ★在来植物で庭先や生け垣、ベランダ等を緑化する。 ★在来種の生きものを育てる。 ★旬の食材や地元産の野菜を購入し、消費する（地産地消）。 ★環境に配慮した商品やサービスを利用する。 （エコラベルがついた商品の購入など） ★緑のカーテンを設置する。 ★省エネ型家電製品に買い替えて節電する。 ★再生可能エネルギー由来の電力を購入する。 ★マイバッグやマイボトルを活用する。 ★クールビズ・ウォームビズを実施する。 ★家庭内でクールシェア・ウォームシェアを実施する。 ★エコドライブを実施する。 ★公共交通機関を優先的に利用する。
ステップ 2	<ul style="list-style-type: none"> ★身近な自然に目を向ける。 ★あいち生物多様性サポーターズに登録する。 ★生物多様性関連のイベントや講座などに参加する。 （水辺まつり、自然生態園のイベントなど） ★自然観察会に参加する。 （自然生態園の「夜の観察会」、「バードウォッチング」など） ★河川清掃、海ごみゼロウィーク、新たなクリーンアッププロジェクトに参加する。
ステップ 3	<ul style="list-style-type: none"> ★自然生態園の生態系保全活動に参加する。 （とんぼ池のマコモ刈りなど） ★その他の生物多様性の保全活動に参加する。 ★流域モニタリング調査（水生生物調査）に参加する。 ★「あいちの生物多様性モニタリング」で生きものを登録する。 （自然生態園や身近な場所で「スマホで昆虫採集」として実施） ★太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを導入する。 ★愛知県産の木材を活用する。 ★次世代自動車を導入する。
ステップ 4	<ul style="list-style-type: none"> ★生物多様性の大切さを伝える。 ★自然と共生してきた伝統的な知識・文化を伝承する。 ★外来種の駆除活動に参加する。 ★希少種の保護活動に参加する。

② 各主体にできること

主体	取組内容（できること）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ★CSR（企業の社会的責任）活動として、生物多様性の保全活動を実施する。 ★敷地内でのビオトープの創設や在来植物を植栽する。 ★緑のカーテンを設置する。 ★生物多様性に配慮した製品・サービスを提供する。 ★事業所内で生物多様性や地球温暖化に配慮した商品を利用する。 ★社員食堂で地元産の農水産物を利用する（地産地消）。 ★愛知県産の木材を使用する。 ★社屋に太陽光発電システムを導入する。 ★次世代自動車を導入する。 ★地球温暖化対策として社屋にZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を導入する。 ★従業員に対して生物多様性に関する学習や自然体験の機会を提供する。 ★地域の自然を地元の人とともに保全していく。 ★他の事業所と情報共有・協力して、生物多様性の保全や地球温暖化対策の推進に役立つ取組を実施する。 ★あいち生物多様性サポーターズに登録する。 ★あいち生物多様性企業認証制度の認証を取得する。 ★「生物多様性のための30by30アライアンス（環境省）」に参加する。 ★自らが生物多様性の保全を図っている場所について「自然共生サイト（環境省）」の認定を受ける。 ★環境マネジメントシステムの認証を取得する。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ★生物多様性に関するイベントや事業を企画する。 ★生きものの生息・生育場所や希少種の保全、外来種の駆除などの活動を行うとともに、活動の輪を広げる。 ★自然のすばらしさや生物多様性の大切さを発信する。 ★活動の場におけるモニタリングの実施、生きものの生息状況の情報を積極的に収集する。 ★あいち生物多様性サポーターズに登録する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ★生物多様性の保全の重要性や情報を広報いわくらや市ホームページなどで周知する。 ★生物多様性関連のイベントや講座などを実施する。 ★生物多様性の学びの拠点として、自然生態園の施設を充実させる。 ★五条川の自然環境を保全する。 ★市民の自宅や事業所の敷地、公共施設などの身近な場所で在来種を育てることを推進する。 ★公共施設に緑のカーテンを設置する。 ★外来生物の対策をする。 ★プラスチックごみの対策をする。 ★地球温暖化に対する緩和策と適応策を推進する。 ★生物多様性の保全に取り組める機会を創出する。

図表 6-4-1 自然生態園で観察されたトンボの推移

No.	種名	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
1	ホソミイトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	少	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	
2	キイトンボ	少	中	中	中	中	少	少	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	アオモンイトンボ	中	少	中	中	中	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	
4	アジアイトンボ	多	多	多	中	中	中	少	少	少	少	少	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	
5	クロイトンボ	中	中	中	中	中	中	中	—	少	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	
6	セスジイトンボ	多	多	多	少	少	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少	
7	*アオイトンボ	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	
8	アオイトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	
9	オオアオイトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少	—	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	少	少
10	オツネイトンボ	少	—	—	—	—	—	—	少	—	—	少	—	—	少	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少
11	ホソミオツネイトンボ	少	—	少	—	—	—	—	少	—	—	—	少	—	—	—	—	少	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—
12	ハグロトンボ	—	—	—	—	—	—	少	少	—	—	—	—	少	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	少	少	少	少
13	オナガサナエ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	オオサカサナエ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—
15	コオニヤンマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—
16	オニヤンマ	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—
17	アオヤンマ	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	カトリヤンマ	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	マダラヤンマ	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	マルタンヤンマ	少	少	少	少	少	—	—	—	少	—	—	少	—	—	少	—	少	少	—	—	—	—	—	少	—	—	—
21	クロスジギンヤンマ	中	中	少	—	少	—	—	—	少	少	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	少	少	少	—	—	—	少
22	ギンヤンマ	中	中	少	少	少	少	中	中	中	中	中	中	少	少	少	少	少	少	少	中	少	中	少	中	少	中	少
23	オオギンヤンマ	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	ヤブヤンマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少
25	タカネトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—
26	トラフトンボ	—	少	少	少	少	—	—	—	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	オオヤマトンボ	少	少	—	—	少	少	少	—	—	—	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	ハラビロトンボ	—	少	少	—	—	少	少	少	少	少	少	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少	—	—
29	シオカラトンボ	多	多	多	中	多	多	中	中	中	中	中	中	多	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
30	シオヤトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少
31	コフキトンボ	—	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	オオシオカラトンボ	—	—	—	—	—	—	少	—	—	少	少	少	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	少	少	—	—	—
33	ショウジョウトンボ	中	中	少	少	—	少	—	少	—	少	—	—	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	ミヤマアカネ	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	ナツアカネ	多	多	中	中	多	多	多	多	多	中	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	少	—	—	—	—
36	アキアカネ	多	多	中	中	多	多	多	中	少	少	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—
37	マユタテアカネ	中	少	少	—	—	—	少	—	少	少	—	少	—	少	少	少	少	少	—	少	少	少	—	少	—	少	—
38	マイコアカネ	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	リスアカネ	少	—	少	少	—	—	—	—	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	—	—	—	少	—	少	少	少
40	ノシメトンボ	多	多	少	少	少	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	—
41	コノシメトンボ	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	ネキトンボ	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	コシアキトンボ	中	中	中	中	中	中	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少
44	ウスバキトンボ	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	中	中	中	中	少	中	中	中	中	中	中	中
45	チョウトンボ	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	—	—	少	—	—	少	—
	観察種数	26	24	26	20	19	18	20	19	19	20	20	21	18	21	20	18	20	15	14	14	14	14	17	17	12	14	16

(注) 多、中、少は観察された数を相対的に表し、—は観察なし *アオイトンボはオオアオイトンボの可能性がある。

図表 6-4-2 自然生態園で観察されたチョウの推移

No.	種名	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
1	ジャコウアゲハ	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	ナミアゲハ	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	キアゲハ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
4	クロアゲハ	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	ナガサキアゲハ	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	モンキアゲハ	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-
7	カラスアゲハ	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	オナガアゲハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
9	アオスジアゲハ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	キタキチョウ	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	モンキチョウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	ツマキチョウ	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
13	モンシロチョウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	ウラギンシジミ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	ウラナミアカシジミ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	ムラサキツバメ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
17	ムラサキシジミ	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○
18	ベニシジミ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	トラフシジミ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
20	ウラナミシジミ	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	○	○
21	ヤマトシジミ	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	ルリシジミ	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-
23	ツバメシジミ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	テングチョウ	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	アサギマダラ	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
26	ツマグロヒョウモン	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	ミドリヒョウモン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
28	アサマイチモンジ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	コムシジ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
30	キタテハ	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
31	ヒオドシチョウ	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
32	ルリタテハ	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	アカタテハ	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○
34	ヒメアカタテハ	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
35	コムラサキ	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○
36	ゴマダラチョウ	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	サトキマダラヒカゲ	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	ヒメジャノメ	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	コジャノメ	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	クロノマチョウ	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	キマダラセセリ	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	チャバネセセリ	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○
43	イチモンジセセリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	クロヒカゲ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-
観察種数		16	21	17	20	20	23	24	27	28	30	31	27	25	32	28	30	26	29	28	30	30	29	29	27	27	

(注) -は観察なし

5 マルチパートナーシップ型事業

生物多様性保全の取組におけるマルチパートナーシップの象徴として、「第4章 施策の展開」の基本方針3で示した2つのマルチパートナーシップ型事業を実施します。

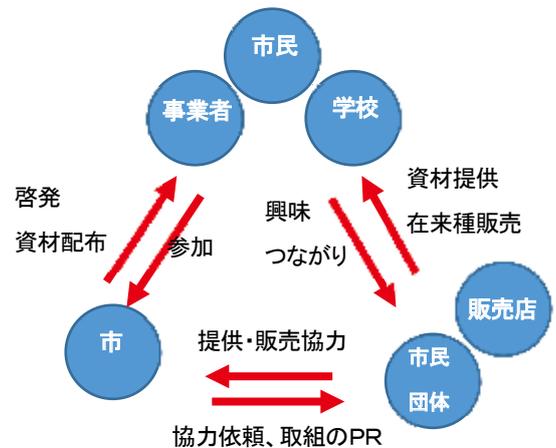
ここでは、各事業の概要や目的、マルチパートナーシップの観点について、想定される進め方とともにその試案を以下に示します。

(試案) 生物多様性保全の目標を実現するための マルチパートナーシップ型事業推進プログラム

マルチパートナーシップ型事業 ①

在来種を育てよう運動

身近な地域における生物多様性を保全していくため、各家庭や各事業所等で在来種の草花や樹木、生きものなどを育てていく運動を進めます。



事業の概要・目的

- 各家庭や各事業所等で在来種を育てることで、岩倉市内に在来種が存在するスポットを広げていきます。
- 在来種を育てることで、「在来種」・「外来種」の概念を知り、「在来種」を守っていく機運を高めるための啓発活動として行います。

マルチパートナーシップの観点

- 市民や事業者、学校などの複数の主体に参加してもらいます。
- 市民団体が在来種の生きものを育成し、家庭や事業所等に提供できるしくみづくりをめざします。
- 市民や事業者、学校などが、提供を受けた在来種の動植物を各家庭や施設で育てます。
- 製造事業者などに呼びかけ、鉢やプランター、水槽の製造や提供を依頼します。
- 生花店やホームセンターに呼びかけ、「在来種コーナー」を設置してもらいます。
- 事業に関わった各主体の取組を広報いわからや市ホームページでPRします。

【コラム】「在来種を育てよう運動」に関わる動向

①ネイチャー・ポジティブ (Nature Positive)

ネイチャー・ポジティブとは、生物多様性や自然の損失を食い止め、回復させ、豊かにすることを優先して事業活動などを進めていくことです。

2021年10月、国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明宣言」により、「少なくとも2030年までに生物多様性の損失を逆転させて回復させる」とされました。ネイチャー・ポジティブは、気候変動の「カーボンニュートラル」に相当する、生物多様性の国際的な目標となっています。

②人と自然の共生地域OECM

「OECM」は、Other Effective area-based Conservation Measures（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字で、この言葉は2010年、名古屋で開かれた国連生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で愛知目標を作り上げるときに生まれました。

OECMとは、国定公園や保護地域のような自然を守るための地域以外の生物多様性の保全に貢献している場所のことです。ネイチャー・ポジティブというゴールに向け、OECMを核に、2030年までに日本の陸と海のそれぞれ30%を人と自然の共生する地域にしていく、30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）が次の生物多様性国家戦略の目玉の一つとなるとされています。

人の適切な営みによって、結果、自然が守られている場における河川、森林、農業、都市、企業所有の緑地を管理する関係者が、生物多様性の保全に関わる主体となるということです。

こうしたOECMの理念のもと、岩倉市でも身近な場所で在来種を育てていく運動を進めていきます。



（出典）環境省

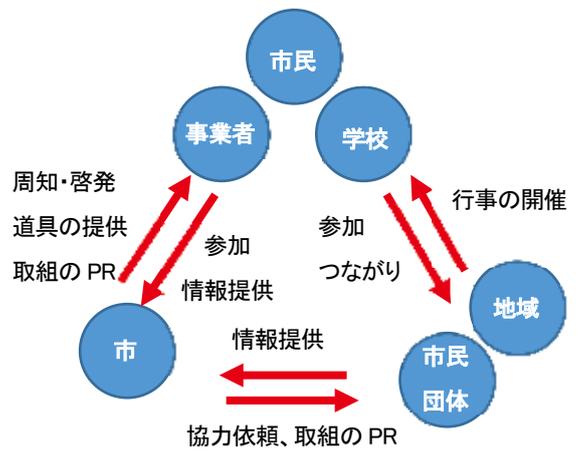
③日本経済団体連合会（経団連）の取組

日本の経済を牽引している経団連では、「経団連生物多様性宣言」を公表しています。現在は、環境省とともに「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を実施し、各企業がさまざまな生物多様性の保全につながる取組を行っています。

（取組の例）

- ・地域の外来種の防除活動に協力する。
- ・工場の敷地内に地域の在来種の植栽を行う。
- ・社員食堂で魚などを継続的に活用し、水産物の持続可能な利用を促進する。
- ・レジ袋、ストローをバイオマスや生分解性素材に置き換えて、プラスチックを削減する。
- ・事業所の敷地内にビオトープなどをつくり、生きものとの共生をめざした環境づくりをする。
- ・事業所の敷地内のビオトープで、市民を対象にした自然観察会を行う。
- ・農場での化学肥料・農薬の量を削減し、生きものへの負荷を軽減する。
- ・工場から出る水を削減し、徹底的にきれいに排水し、河川や海洋の生態系の保全に配慮する。

マルチパートナーシップ型事業 ②
外来生物バスターズ
市民や事業者など多様な主体の参画により、外来種の早期発見による生態系かく乱の未然防止や外来生物の駆除作戦を展開します。



事業の概要・目的
<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな主体の参加によってオオキンケイギクやアカミミガメなどの外来生物を駆除し、本市の生態系を守ります。 ○「外来生物」について知り、実際に駆除することで生態系の保全について学んでもらう機会を創出します。

マルチパートナーシップの観点
<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業者、学校、地域、市民団体など多様な主体の参加を募ります。 ○外来生物の目撃情報や生息地域について情報を共有します。 ○市民団体「岩倉の水辺を守る会」が実施しているアカミミガメの駆除活動に、他の主体の参加を促します。 ○事業に関わった各主体の取組を広報いわくらや市ホームページでPRします。



出典：環境省

【取組紹介】「外来生物バスターズ」に関わるこれまでの取組
～アカミミガメバスターズとオオキンケイギクバスターズ～

①アカミミガメバスターズ

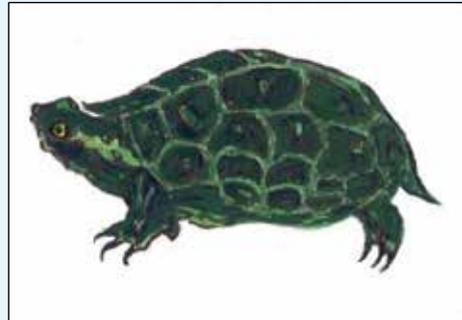
市と市民団体「岩倉の水辺を守る会」が協働で実施している五条川親水事業は、五条川に親んでもらえるよう、水辺まつりや親子魚釣り大会などを実施しています。こうしたイベント以外にも重要な事業が、カメの外来種調査と駆除「アカミミガメバスターズ」です。

毎年2回、五条川の各所に檻を設置。そこにかかった外来種であるアカミミガメは全体の約90%の割合で、在来種のイシガメなどの生息を脅かしていることが分かります。

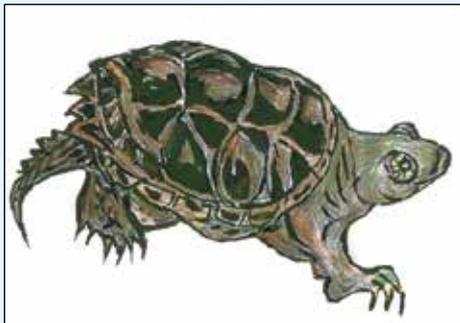
アカミミガメバスターズには、岩倉の水辺を守る会以外の団体からも参加があり、多くの人の関わりで実施されています。



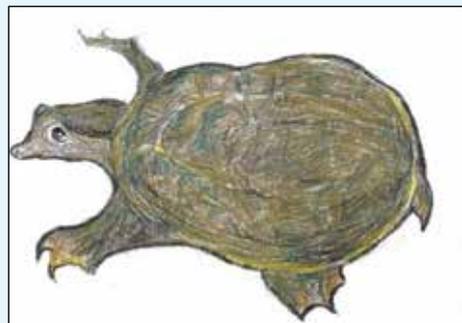
▲アカミミガメ



▲クサガメ



▲カミツキガメ



▲スッポン

②オオキンケイギクバスターズ

オオキンケイギクは北米原産の多年草で、強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていました。しかし、あまりに強く、一旦定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

現在、アダプトプログラムに登録している事業所（ニワホーム（株）、デイサービスセンター・優悠の家の皆さん）が、普段清掃をしている周辺の地区のオオキンケイギクの駆除をしています。

オオキンケイギクは本市各地に生息しており、地域ぐるみの防除対策を積極的に推進する必要があるため、オオキンケイギクバスターズ事業として、個人・団体で展開していきます。



第7章

計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて



1 本計画や施策・事業等の周知

「五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境」の基本理念のもと、その実現に向けて本計画を推進するためには、市のみならず、市民や事業者に多くの役割を担っていただくことが重要です。

そこで、まずは、広報いわくらや市ホームページなどを活用して本計画そのものの周知に努めます。また、本計画に基づき進めていく施策・事業や各種支援制度等について、多様な機会を活用して周知していくものとします。

特に、多くの市民や事業者などさまざまな主体とともに環境保全活動を推進していくため、「マルチパートナーシップ型事業」に重点をおいた周知活動と事業推進を図っていくものとします。

2 環境学習等の推進

多くの市民の環境に対する関心を高め、一人ひとりの環境行動を喚起するため、家庭や地域、学校などで、さまざまな機会を通じた環境学習・環境教育を推進していく必要があります。

そこで以下のような施策・事業を実施します。

(1) 家庭・地域等における環境学習の推進

①環境学習の推進

市民一人ひとりが環境保全の担い手となれるように、家庭でのCOOL CHOICEの呼びかけ、自然生態園や五条川等を拠点とした身近な自然体験や水辺の生きものなどをテーマとした環境学習の実施、親子ごみ探検教室の開催、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギー等をテーマとした学校等への出前教室や環境講演会の実施など、事業者や市民団体と連携を図りながら、多様な学習機会の提供に努めます。

②環境関連イベントの開催

地球温暖化対策や生物多様性の保全、ごみ問題など環境問題全般について、多くの市民の理解を深めてもらうために、市民ふれ愛まつりの一環として、市民・事業者・市民団体・市との協働によって毎年開催している環境フェアを継続します。

また、市民参加による環境美化活動にスポーツや遊びの要素を取り入れることにより、子どもや若者も楽しみながら継続的に関われるような環境イベントを開催します。【マルチパートナーシップ型事業：新たなクリーンアッププロジェクト】

(2) 学校における環境教育の推進

①教科や総合的な学習の時間における環境教育の充実支援

小・中学校の社会科や理科、生活科等の教科や総合的な学習の時間を中心として、環境教育を充実するため、講師の紹介や出前教室の実施など必要な支援に努めます。

また、地球温暖化対策などさまざまな環境保全活動やSDGsに取り組んでいる事業者も見受けられることから、こうした事業者の協力による“生きた知識や行動をもたらす環境学習・教育”を推進します。

②動植物の飼育・栽培環境等の施設整備への支援

緑のカーテンづくりや在来植物の植栽による生きものが生息できる環境づくり、メダカの育成など環境教育を行うための学校に対する支援に努めます。

(3) エシカル消費の普及促進

温室効果ガス排出量の削減やごみを極力出さない資源循環を意識した暮らし、生物多様性の保全に寄与する暮らしにつながるよう、消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮し、その課題に取り組む事業者を応援する消費活動である「エシカル消費」を紹介し、普及を進めます。

3 計画の進行管理

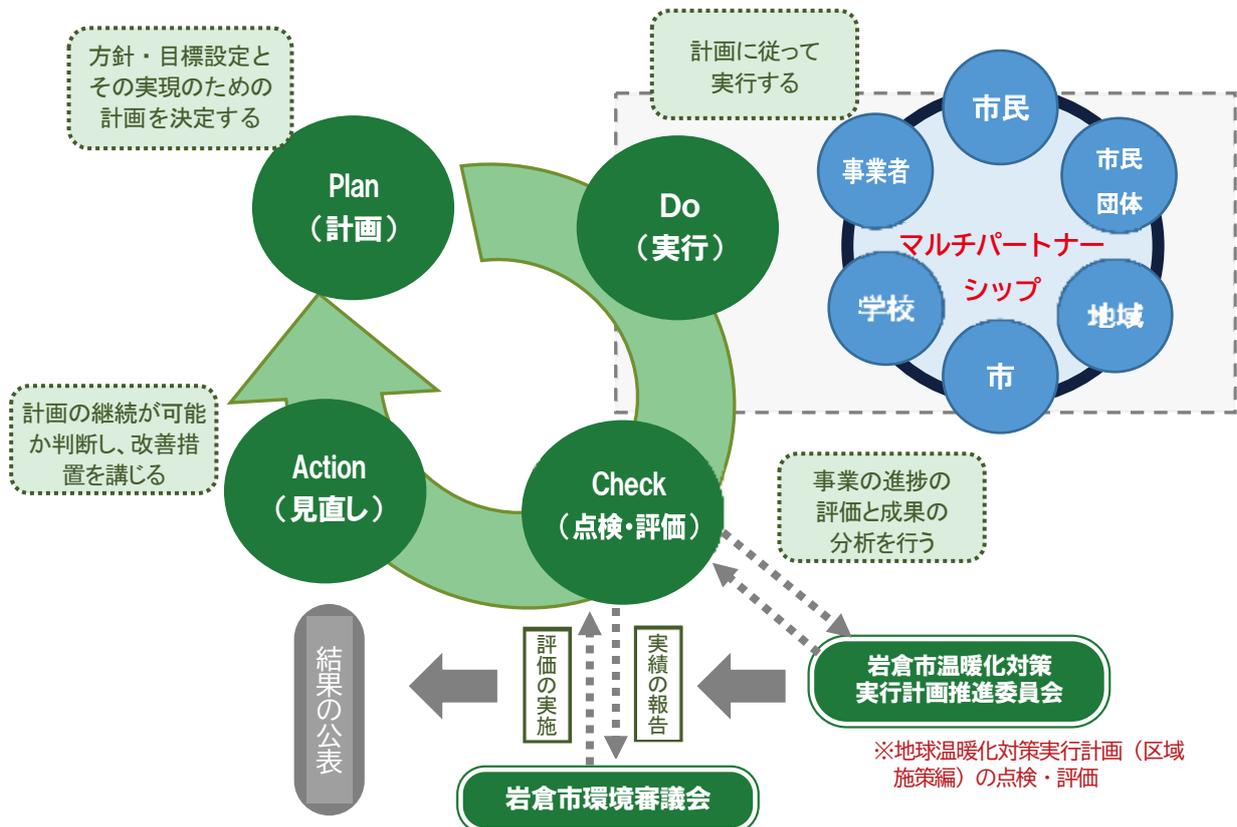
本計画に掲げる施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するためには、各事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。

そのため、「環境に関する施策・事業の方針・目標や手順等の計画の立案（Plan）」⇒「方針に基づいた施策・事業の実行（Do）」⇒「施策・事業の進捗状況の整理を通じた点検・評価（Check）」⇒「点検結果を踏まえた計画の見直し（Action）」⇒「計画（Plan）」といった一連の流れに沿ったPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策・事業の継続的な改善を進めていくものとします。特に「マルチパートナーシップ型事業」に力を置きながら進行管理に努めるものとします。

「施策・事業の進捗状況の整理を通じた点検・評価（Check）」については、単位施策を基本単位として、事業内容（*印で示されている施策）の実施状況と成果等を踏まえながら総合的かつ環境側面にしっかりとフォーカスさせながら的確に行っていくものとします。

そして、第三者的な観点からのチェックを行うため、岩倉市環境審議会に適宜報告するものとします。また、岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にあたる本計画の第5章部分については、岩倉市温暖化対策実行計画推進委員会（庁内組織）において点検・評価を行います。

そして、点検・評価結果や施策・事業の進捗状況については、市民や事業者との情報共有に努めるものとします。

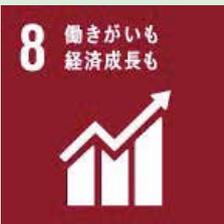


4 計画推進とSDGsの実現

本計画の推進を通じて、特に環境側面からSDGsの17の^{ゴール}目標の実現を目指します。SDGsの17の^{ゴール}目標と本計画で提示している主な施策・行動との関係性を示すと下表のとおりです。

図表 7-4-1 SDGsの17の^{ゴール}目標と本計画の主な施策

ゴール 目標	目標の意識文
	主な施策・行動の例示 ※【 】内は、本計画書の掲載箇所
	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>★食品ロス削減の推進におけるフードドライブの取組で貧困の解消に向けた支援を行う。 【第4章の基本方針2の「基本施策1-④」と「マルチパートナーシップ型事業：食品ロス削減チャレンジプロジェクト」】</p> <p>★エシカル消費の紹介によって、貧困層が働く海外の農場の商品購入を促進する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>★食品ロス削減の推進におけるフードドライブの取組で貧困の解消に向けた支援を行う。 【第4章の基本方針2の「基本施策1-④」と「マルチパートナーシップ型事業：食品ロス削減チャレンジプロジェクト」】</p> <p>★「フードマイレージの低減を図る観点からの地産地消の推進」、「農地の保全」の取組を通じて持続可能な農業の促進につなげる。 【第4章の基本方針1の「基本施策1-①」と「基本施策3-①」】</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>★「喫煙者と非喫煙者がともに快適に暮らせる環境づくり」を通じて健康を促進する。 【第4章の基本方針4の「基本施策2-①」】</p> <p>★スポーツや遊びの要素を取り入れた環境美化活動を通じて健康を促進する。 【第4章の基本方針4の「マルチパートナーシップ型事業：新たなクリーンアッププロジェクト」と第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>
	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>★「生物多様性に関する環境学習等の推進」をはじめとした環境学習を通じて教育機会を提供する。 【第4章の基本方針3の「基本施策1-②」と第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>
	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う。</p> <p>★「環境関連イベントの開催」にあたっての環境フェア実行委員会において進めている男女共同参画を今後も継続して進めていく。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p> <p>★男女共同参画基本計画で掲げている「環境活動への参画の促進」に基づき、女性の視点や能力を環境活動に生かすことができるよう支援していく。</p>

ゴール 目標	目標の意識文
	主な施策・行動の例示 ※【 】内は、本計画書の掲載箇所
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>★「愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営」により水環境の向上を図る。【第4章の基本方針2の「基本施策2-③」】</p> <p>★「五条川的环境整備と保全」により水環境の向上を図る。 【第4章の基本方針3の「基本施策2-①」】</p> <p>★「河川等の水質調査の実施」や「公共下水道の整備と維持管理および接続促進」、「合併処理浄化槽の普及」などを通じて水環境の向上を図る。 【第4章の基本方針4の「基本施策1-①」と「基本施策2-②」】</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>★「住宅用地球温暖化対策設備の設置促進」によってZEHや太陽光発電システム等の導入を促進する。【第4章の基本方針1の「基本施策1-②」】</p> <p>★再生可能エネルギーの重要性を学校の出前教室で啓発する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>★「事業所等における環境配慮行動の促進」を通じ、地球温暖化対策を事業者が進めていくことによって投資を受けやすくなり、事業が展開しやすくなることで経済成長を促していく。【第4章の基本方針1の「基本施策2-①」】</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>★「事業所等における環境配慮行動の促進」を通じ、地球温暖化対策を事業者間で情報共有し、省エネルギーについての理解を深めていくことで、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させることにつなげる。【第4章の基本方針1の「基本施策2-①」】</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>★フェアトレードを含むエシカル消費の紹介を通じて、途上国の経済的・社会的に弱い立場にある生産者と経済的・社会的に強い立場にある先進国の消費者の間の不平等の解消と貧困のない公正な社会づくりに貢献する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>

ゴール 目標	目標の意識文
	主な施策・行動の例示 ※【 】内は、本計画書の掲載箇所
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>★「住宅用地球温暖化対策設備の設置促進」や「徒歩や自転車で生活できるまちづくり」といった脱炭素社会の実現、「ごみの減量化・資源化」や「廃棄物の適正処理」などの循環型社会の構築、公害のない安全・安心・快適な生活環境づくりを進めることによって持続的なまちをつくる。【第4章の基本方針1の「基本施策1-②」や「基本施策3-③」、基本方針2の「基本施策1・2」、基本方針4全般】</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な消費生産形態を確保する。</p> <p>★「3Rの推進と情報発信」や「エシカル消費の普及促進」などを通じて、環境にやさしい消費行動を促し、ひいては企業等の環境にやさしい生産・販売につなげる。【第4章の基本方針2の「基本施策1-①」、第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>★脱炭素社会の実現に向けた施策全般を進める。【第4章の基本方針1全般】</p> <p>★「ごみの減量化・資源化」「廃棄物の適正処理」の取組全般を通じて温室効果ガス排出削減につなげる。【第4章の基本方針2全般】</p> <p>★生物多様性の危機のひとつに気候変動があり、そうした観点から「自然との共生と生物多様性の保全」を進める。【第4章の基本方針3全般】</p> <p>★温室効果ガス削減や再生可能エネルギーの重要性を学校の出前教室で啓発する。エシカル消費の紹介で、気候変動に貢献する商品の購入を促進する。【第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>★「使い捨てプラスチック製品の使用抑制」、「不法投棄防止パトロールの実施」を通じて河川から海へ流出するプラスチックごみの削減につなげる。【第4章の基本方針2の「基本施策1-①」と「基本施策2-①」】</p> <p>★「河川清掃による水辺の美化と海ごみゼロウィークへの参加」の取組により、海へ流出するプラスチックごみの削減につなげる。【第4章の基本方針3の「基本施策2-①」】</p> <p>★「河川等の水質調査の実施」や「五条川等の河川清掃」などを通じ、海洋ごみや富栄養化を含む陸上活動による汚染を軽減し、海洋汚染の防止につなげる。【第4章の基本方針4の「基本施策1-①」と「基本施策2-①」】</p>

ゴール 目標	目標の意識文
	主な施策・行動の例示 ※【 】内は、本計画書の掲載箇所
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>★「緑の基本計画に基づく公園緑地の整備」や「農地の保全」など緑の保全と創造を進めます。【第4章の基本方針1の「基本施策3-①」】</p> <p>★生物多様性の危機のひとつに気候変動があり、そうした観点から「自然との共生と生物多様性の保全」を進める。【第4章の基本方針3全般】</p> <p>★自然生態園や五条川等を拠点に水辺の生きものなどをテーマにした環境学習や自然体験プログラムを実施する。【第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>★「環境関連イベントの開催」に関して、市民・事業者・市民団体等からなる環境フェア実行委員会で、環境フェアの運営について協議を行うなど、あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型および代表的な意思決定を確保することを意識して行動する。【第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>★環境政策・施策全般をマルチパートナーシップで進めるとともに、マルチパートナーシップ型事業をその象徴的な事業と位置づけ、本計画を推進する。【第1章から第4章における施策全般、マルチパートナーシップ型事業、第7章の「2. 環境学習等の推進」】</p>

資料編

1 用語の解説

	用語	解説
あ	アダプトプログラム	自分たちの地域に愛着がある、自分たちの住まわちをきれいにしよう、そんな気持ちを持つ市民による公園・道路等の里親制度。市民・市民団体・事業者がアダプトプログラムに登録し、清掃活動や草取りなどの活動を定期的に行っている。また、本市では毎年5月30日を「アダプトプログラムの日」と定め、一斉清掃を行っている。
う	海ごみゼロウィーク	海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動のこと。海洋ごみの約8割は、陸（まち）から川を伝って海に流れ出したものとされることから、海洋ごみを減らすには海だけでなくまちでも活動することが重要と考えられている。
え	エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」のこと。主な内容として、急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行、余分な荷物を載せない、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。
	エコ モビリティ ライフ	環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげた言葉で、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通機関、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル。
	エシカル消費	倫理的消費のこと。消費者基本計画（2015年3月閣議決定）において、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」とされている。社会や環境に配慮した商品・サービスを積極的に選択することで、消費者それぞれが社会的課題や環境問題の解決を考慮した消費活動である。例えば、エコマーク商品、リサイクル製品、持続可能な森林経営や漁業の認証商品といった「環境への配慮」、フェアトレード商品、寄付付きの商品といった「社会への配慮」、障害者支援につながる商品といった「人への配慮」に加え、地産地消や被災地産品の応援消費等も、エシカル消費に含まれる。
か	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	環境基準	環境基本法に基づいて、国が定める環境保全上の目標のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染および騒音について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準が設定されている。
	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。
	環境マネジメント	企業などが自ら企業活動の中で、排出物の抑制やエネルギー消費の削減など環境負荷の低減を図るために数値目標、取組内容を定め、これに基づき環境配慮等の行動を実践し、その結果の点検、見直しを行い、さらに継続的な改善を図るという一連の環境管理体制のこと。
く	グリーンインフラ	自然環境が有する様々な機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。具体的には、多自然川づくり、遊水地、水循環、雨水流出抑制のための貯留浸透、都市緑化、緑の防波堤などがある。
こ	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線（紫外線）により光化学反応を起こして生成される、オゾン、アルデヒド等の酸化性物質の総称。呼吸器や植物に影響を与え、光化学スモッグの主な原因となる。
	光化学スモッグ	日差しが強く、気温が高く、風が弱い日などに、光化学オキシダントの濃度が高くなり、白いもやがかかったようになる現象をいい、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などの植物へも影響を与える。

	用語	解説
さ	サーキュラーエコノミー (循環経済)	あらゆる経済活動において、製品やサービスの設計段階から廃棄物の発生や汚染を出さないようデザインするとともに、生産から利用の段階では製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持したまま循環させることで、資源の投入量と廃棄物の発生量を最小化する経済システム。
	再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素(CO ₂)を排出しない(増加させない)地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。
し	食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。
す	3R	Reduce(リデュース)物を大切に使う。ごみを減らす。Reuse(リユース)繰り返し使う。Recycle(リサイクル)再び資源として利用する。この3つの言葉の頭文字をとって「3R(スリーアール)」と呼んでいる。 本市では、「Refuse(リフューズ)必要ないものは買わない(断る)、使わない」を「Reduce(リデュース)」と一体的な概念として捉えて、「Reduce・Refuse」、「Reuse」、「Recycle」を3Rと呼ぶことにしている。
た	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理(調査・計画・設計・施工・維持管理等)を行うこと。
	多自然調整池	雨水貯留施設の一つであり、雨水流出抑制機能だけでなく、地域の生態系に配慮して整備された調整池。
ち	地球温暖化	地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象のこと。その主な原因は、二酸化炭素(CO ₂)やメタン、フロンガスなどの人間活動による温室効果ガスの増加によると考えられている。
	地産地消	「地元生産-地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。「地産地消」は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。
と	特定外来生物	生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡・野外に放つことなどが原則として禁止されており、違反した場合には重い罰則が課せられる。
ひ	BOD	Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。有機物による水の汚濁を示す指標で、水中の汚濁物質が20℃で5日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のこと。単位はmg/l(水1l当たりに消費される酸素のmg数)で表す。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。
	ヒートアイランド現象	都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランド現象という名称が付けられている。
	ビオトープ	ドイツ語で、直訳は「生命の場所」。湿地、雑木林、池などに存在する固有の動植物群を保持する空間のこと。動物が自力で生活し、その「種」の持続的な維持が可能な場所や環境をいう。
	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊する、粒径が2.5μm(1μm=1/1,000mm)以下の小さな粒子のこと。髪の毛の太さの1/30程度と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。
ふ	フードドライブ	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々や施設等に寄付をするボランティア活動。生活困窮者等の支援や食品ロスの削減につながっている。

	用語	解説
心	浮遊粒子状物質 (SPM)	Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m (1 μ m=1/1,000mm) 以下のものをいう。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。
ま	マルチパートナーシップ	市民同士の協働や地縁的な組織と NPO 等の志縁的な組織との協働に加えて、事業者と行政との協働、事業者と市民の協働といった、これまで以上に多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていくこと。
み	緑のカーテン	アサガオ、ハチマ、ゴーヤ等のツル性植物で窓の外に作る自然のカーテン。植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギーの取組。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方。
れ	レジリエンス、レジリエント	防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。なお、レジリエントは、レジリエンスの形容詞。

2 岩倉市環境基本条例

岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）

岩倉市環境保全に関する基本条例（昭和47年岩倉市条例第27号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本的施策（第7条～第12条）

第3章 総合的推進のための施策（第13条～第15条）

第4章 効果的推進のための施策（第16条～第20条）

第5章 岩倉市環境審議会（第21条～第25条）

附則

私たちのまち岩倉は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、五条川を中心に肥沃な土壌が広がり、水と緑に恵まれた豊かな自然環境のもと、いにしえより続く先人の努力により尾張地方の中心地のひとつとして発展を遂げてきた。

しかしながら、わが国の発展を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式は、私たちの生活を豊かにする一方で、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少や公害をもたらしたばかりでなく、地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球規模の環境問題を招いており、これまで以上に良好な環境を保全していくことはもとより、創造していく姿勢が求められている。

すべての市民は、良好で快適な環境のもとに健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような認識のもと、私たちは市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たすことによって、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与するために、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない豊かな環境の恵みを現在及び将来の世代の市民が受けることができるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、持続的に発展することができる循環型社会が形成されるように推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、多様な生物が生息することができる生態系及び自然環境が広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然及び生物を大切にすることを養い、自然との触れ合いを深め、人と自然との共生が実現されるように推進されなければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、市民一人一人の日常生活及び事業者の事業活動が現在及び将来の世代の地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、全ての施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保のため、公害の防止、環境の美化、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全及び創造等)

第8条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造し、並びに生物の多様性の確保を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(快適な環境の確保)

第9条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の推進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第13条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岩倉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第5章に規定する岩倉市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第14条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第15条 市は、全ての施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(工作物の新設等に係る環境への配慮の推進)

第16条 市は、工作物の新設、土地の形状の変更その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第18条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 岩倉市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく合議制の機関として、岩倉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的かつ重要な事項

(組織)

第23条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、環境問題について知識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第25条 第21条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

2 岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年岩倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岩倉市環境の緑化に関する条例の一部改正)

3 岩倉市環境の緑化に関する条例（昭和47年岩倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

4 この条例の施行の日において、現に改正前の岩倉市環境保全に関する基本条例第19条の規定に基づき岩倉市環境保全審議会委員の身分を有する者は、この条例の第23条第2項の規定に基づき岩倉市環境審議会委員として委嘱された者とみなす。

3 岩倉市環境審議会

岩倉市環境審議会規則（昭和47年岩倉市規則第14号）

（趣旨）

第1条 この規則は、岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第25条の規定に基づき、岩倉市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民活動団体を代表する者

2 審議会の委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第5条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員5人以内を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の委員のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べるができる。
- 4 学識経験のある者のうちから任命された専門委員の任期は、2年とする。
- 5 前項の専門委員は、再任することができる。

（専門部会）

第6条 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもつて構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（幹事）

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年5月2日から適用する。

附 則 (昭和59年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年5月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月29日規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月24日規則第12号)

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

岩倉市環境審議会開催概要

とき	内容
令和3年9月28日(火) (書面開催)	第2次岩倉市環境基本計画の改定概要の報告
令和4年6月29日(水)	第2次岩倉市環境基本計画策定業務の進捗状況について
令和4年9月29日(木)	第2次岩倉市環境基本計画策定業務の進捗状況について
令和5年2月10日(金)	第2次岩倉市環境基本計画(案)について【諮問・答申】

岩倉市環境審議会委員名簿

区分	団体・役職名等	氏名	備考
知識経験のあるもの	岩倉市校長会	渡辺 まゆみ (小川 康夫 ※)	職務代理者 ※令和4年3月まで
	尾北薬剤師会 岩倉支部	賀田野 倫代	
		木ノ本 みゆき	
各種団体を代表する者	愛知北農業協同組合 岩倉支店 支店長	石黒 文浩	
	岩倉市商工会 会長	山田 幹夫	会長
	岩倉青年会議所 理事長	河合 良弥	
	岩倉市区長会の代表	塚本 秋雄	
市民活動団体を代表する者	岩倉の水辺を守る会	奥田 信夫	
	岩倉ナチュラルリストクラブ	三輪 千秋 (川口 義治 ※)	※令和4年3月まで
	3R-いわくら	若園 絹子	
	岩倉五条川桜並木保存会	花井 晴司	
	岩倉市婦人会	小笠原 三代子	

諮問・答申

岩環発第2486号
令和5年2月10日

岩倉市環境審議会
会長 山田 幹夫 様

岩倉市長 久保田 桂朗

第2次岩倉市環境基本計画（案）について（諮問）

岩倉市環境基本条例第22条第1号の規定に基づき、第2次岩倉市環境基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和5年2月10日

岩倉市長 久保田 桂朗 様

岩倉市環境審議会
会長 山田 幹夫

第2次岩倉市環境基本計画（案）について（答申）

令和5年2月10日付け岩環発第2486号で諮問のありました第2次岩倉市環境基本計画（案）について慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会の意見を十分尊重し、市民・事業者・市の協働により、環境側面から将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現に努められるよう要望します。

4 岩倉市環境基本計画検討委員会

岩倉市環境基本計画検討委員会条例（令和3年岩倉市条例第2号）

（趣旨）

第1条 この条例は、岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第13条第1項の規定に基づく岩倉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するための検討を行う岩倉市環境基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画に盛り込むべき項目及び内容の検討に関すること。
- (2) 環境基本計画の素案の策定に関すること。

（組織）

第4条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市民活動団体の代表者
- (5) 市民の代表者

（任期）

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部環境保全課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

岩倉市環境基本計画検討委員会開催概要

回	とき	内容
第1回	令和3年11月5日(金)	(1) 環境基本計画の概要について (2) スケジュール及び今後の進め方について (3) 令和2年度の主要事業の進捗状況について (4) アンケート調査について (5) 意見交換(気になる環境動向など)
第2回	令和4年3月30日(水)	(1) 今後のスケジュールについて (2) 環境基本計画主要事業の総括について (3) 環境に関する事業所アンケート調査結果について (4) 環境に関する市民アンケート調査結果について
第3回	令和4年9月9日(金)	(1) 市長と企業との意見交換会について (2) 単位施策の成果指標の達成状況について (3) 第2次環境基本計画の枠組み(骨子案)について
第4回	令和4年11月21日(月)	(1) 計画の策定状況について (2) 計画の骨子及び基本方針の修正について (3) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)案について
第5回	令和4年12月20日(火)	(1) 第2次岩倉市環境基本計画(案)について (2) 生物多様性地域戦略について (3) パブリックコメントの実施について
第6回	令和5年2月8日(水)	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第2次岩倉市環境基本計画(案)について (3) 第2次岩倉市環境基本計画概要版(案)について

岩倉市環境基本計画検討委員会委員名簿

区分	団体・役職名等	氏名	備考
識見を有する者	日本福祉大学国際福祉開発学部 教授	千頭 聡	委員長
	尾張西部生態系ネットワーク協議会 会長	長谷川 明子	副委員長
	愛知県尾張県民事務所 環境保全課 課長補佐	前川 高寛 (飛田 靖之 ※)	※令和4年3月まで
	岩倉市校長会	渡辺 まゆみ (小川 康夫 ※)	※令和4年3月まで
企業の代表者	石塚硝子株式会社 環境部 部長	山内 毅	
	ミヨシ油脂株式会社 名古屋工場 総務課 課長代理	新関 恒一	
	株式会社丹羽工務店 代表取締役社長	丹羽 智哉	
関係団体の代表者	岩倉市環境委員会	鬼頭 悟	
	岩倉市廃棄物減量等推進協議会 会長	吉田 始功	
市民活動団体の 代表者	ローカル・ワイド・ウェブいわくら	林 久美	
	ふれあい花の会	佐賀 逸子	
市民の代表者	市民公募委員	相原 陽子	
	市民公募委員	長瀬 三枝	
	市民登録委員	平野 巧貴	

5 岩倉市環境基本計画検討作業部会

岩倉市環境基本計画検討作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市環境基本計画検討作業部会（以下「作業部会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第13条第1項の規定に基づく岩倉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定のための基礎的な調査及び研究並びに上位計画等を踏まえた計画案の調整等を行うため、作業部会を置く。

(所掌事務)

第3条 作業部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画の立案のための調査及び研究に関すること。
- (2) 環境基本計画の素案の調整に関すること。
- (3) その他環境基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 作業部会は、建設部長、秘書企画課長、協働安全課長、行政課長、長寿介護課長、環境保全課長、商工農政課長、都市整備課長、維持管理課長、上下水道課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって組織する。

(座長)

第5条 作業部会に座長を置く。

- 2 座長は、建設部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 作業部会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 作業部会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を座長に届け出て、代理人を出席させることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、作業部会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、建設部環境保全課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

岩倉市環境基本計画検討作業部会開催概要

回	とき	内容
第1回	令和3年10月27日(水)	(1) 環境基本計画の概要について (2) スケジュールについて (3) 令和2年度の主要事業の進捗状況について (4) アンケート調査について (5) 意見交換(気になる環境動向など)
第2回	令和4年8月25日(木)	(1) 単位施策の成果指標の達成状況について (2) 第2次環境基本計画の枠組み(骨子案)について
第3回	令和4年12月26日(月) (書面開催)	(1) 第2次岩倉市環境基本計画(案)の意見書について

岩倉市環境基本計画検討作業部会委員名簿

役職	氏名	備考
建設部長	片岡 和浩	座長
秘書企画課長	秋田 伸裕	職務代理者
協働安全課長	小松 浩	
行政課長	佐野 剛	
長寿介護課長	中野 高歳	
環境保全課長	隅田 昌輝	
商工農政課長	竹井 鉄次	
都市整備課長	西村 忠寿	
維持管理課長	田中 伸行	
上下水道課長	神山 秀行	
学校教育課長	近藤 玲子	
生涯学習課長	佐野 隆	

6 市民・事業者の意向把握

(1) 環境に関する市民アンケート調査【再掲】

市民の環境問題への意識や取組状況、今後の意向などを把握し、本計画の課題や今後の方向性を検討するために、「環境に関する市民アンケート調査」を実施しました。

【調査期間】 令和3年11月26日（金）～12月13日（月）

【調査対象】 住民基本台帳から無作為に抽出した市内在住の18歳以上の市民2,000人

【有効回答数】 864人（有効回答率43.2%）

(2) 環境に関する事業所アンケート調査【再掲】

事業所に対して、環境問題への取組状況や今後の意向、課題などを把握するための「環境に関する事業所アンケート調査」を実施しました。

【調査期間】 令和3年11月26日（金）～12月13日（月）

【調査対象】 市内所在の事業所300社

【有効回答数】 122社（有効回答率40.7%）

アンケート調査結果のポイントについては、21ページから23ページをご参照ください。

(3) パブリックコメント

第2次岩倉市環境基本計画（案）について、広く市民の皆さんからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

【実施日時】 令和4年12月28日（水）～令和5年1月27日（金）（31日間）

【意見者数】 2件（個人：1人、団体：1団体）

【意見件数】 17件

【提出された意見と市の考え方】 次ページの表のとおり

提出された意見と市の考え方

No.	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
1	全体	多くのデータを活用しわかりやすい計画になっている。	－
2	全体	第5次総合計画の精神を受け、マルチパートナーシップ型事業を積極的に展開する姿勢が見られ評価できる。	－
3	全体	レジリエンス・レジリエント・エシカル消費・バスターズなど、なじみの少ない語句を説明してほしい。	計画書本文中などで説明のない語句で特に必要があると考えられるものについて、用語の解説を掲載して説明することとします。
4	全体	計画書本文の形を整えるため、掲載されている多数のデータ・写真などを可能な限り分離して「参考資料」などとするべき。	計画書の体裁を整えることも重要ですが、本文付近に資料を掲載することで容易に参照できると考えるため、原案どおりとします。
5	17	愛知県下のリサイクル状況（図表2-2-6）で当市の現況がよくわかる。	－
6	19	水質BODの測定点が明示されていない。	測定点である「五条川待合橋」を記載しました。
7	30, 31	基本方針1に、「緑の基本計画」にしたがって緑地公園の増加・拡大、企業・学校などへの植樹の促進を追加し、基本方針4にSDGs15（陸の豊かさを守ろう）を追加してはどうか。	基本方針1については、計画書57ページにおいて基本施策3の単位施策①「緑の保全と創造」として、公園や広場、個人や事業所の敷地内の植栽を含む緑地を整備・増進する旨を記載しています。 基本方針4については、水に関係する施策の比重が大きいためアイコンの追加はしませんが、計画の実施過程において広くSDGsの目標達成に寄与することを念頭に活動を進めてまいります。
8	51	2030年度CO2削減目標について、国と同じ46%は高過ぎるのではないか。国の削減目標はエネルギー・大規模製造産業や運輸手段改善による削減を主体に考えられているはずであり、本市においては最もCO2排出量の多い家庭を約1/3にすることさえも難しいのではないか。	ご指摘どおり、本市の特徴や環境を鑑みると、国と同基準の目標を達成することは容易ではありません。本市には山や森林がないため植林などによって二酸化炭素の吸収量を直接的に上げることは難しく、また、大規模な設備投資や産業規制なども現実的ではありません。その中で、市民や事業者を始めとした様々な主体の協力を得ながら、本計画書に沿って実現可能な取組を着実に積み重ねていくことが重要です。その過程においてめざすべき目標として国と同基準の数値を掲げることには意義があると考えますので、原案どおりとします。
9	57	基本施策3-②の自動車における環境負荷削減対策例にふれあいタクシーのEVコミュニティバス化も例示してほしい。	ここでは、対象となる交通手段を一般的な表現で例示しており、本市の事業である「ふれあいタクシー」を例示することは適さないため、原案のままとします。ただし、事業の実施において参考とするため、担当部署へ提案することとします。

10	59	適応策の内容①に将来増加が見込まれる耕作放棄地の削減または活用に触れてほしい。	適応策「④自然災害への対策」において、耕作放棄地の発生抑制に努める旨を記載しています。
11	64	画像について、左の画像はナミテントウではなくヒメカメノコテントウです。	左の画像を削除しました。
12	67	第4の危機4行目について、「評価」→「指摘」に変更すべき。	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次“評価”報告書からの引用であるため、「評価」としており、原案どおりとします。
13	74	岩倉市自然生態園でも見られる昆虫としてキマダラカメムシやアミガサハゴロモの仲間があります。植物ではセイタカアワダチソウも代表的です。	キマダラカメムシとセイタカアワダチソウを本文に追記しました。計画書の画像については、原案どおりとします。
14	75	表題の「岩倉市生物多様性地域戦略のめざすもの」は必要ないのではないかと。	岩倉市生物多様性地域戦略の目標や対象地域を明確にするため必要な項目だと考えますので、原案どおりとします。
15	77	基本施策2－①五条川の散策環境（健幸ロード）の充実とするべきではないかと。	健幸ロードを含めた散策環境を充実していく考えですが、限定するものではないため原案どおりとします。
16	85	マルチパートナーシップ型事業①の図示で、事業者・市民・学校→市民団体の興味を参加に変更すべき。	参加の前段階として興味や関心を持っていたと意図を込めて「興味」としています。原案どおりとしますが、「参加」につながるような働きかけをしていきたいと考えます。
17	87	マルチパートナーシップ型事業②の図示で、事業者市民に学校を追加してはどうか。	学校を追加しました。

環境都市宣言

私たちの住む岩倉市は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木をはじめとした水と緑に恵まれた豊かな自然に包まれており、先人たちは、その中で豊潤な歴史と文化を育んできました。

私たちは、この恵み豊かな環境を守り、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかし、より便利で快適な生活様式や社会経済活動の拡大は、私たちの身近な生活環境への影響はもとより、温暖化をはじめとした地球規模の環境問題にも影響を及ぼすようになっていきます。

私たちは、その原因が日常生活や事業活動にあることを自覚し、地球環境の中で生かされている存在であることを再認識しなければなりません。これまで以上に良好な環境を保全し、創造していくことが私たちに課せられた責務です。

私たちは、一人ひとりが環境に対する責任を持ち、自然と共生する、持続可能なまちを目指し、ここに「環境都市」を宣言します。

- 1 市民・事業者・市が協働して、環境の保全と創造に取り組むまちを目指します。
- 1 身近な自然や生物を大切にする心を養い、自然との触れ合いを深め、人と自然が共生するまちを目指します。
- 1 省エネルギー・省資源に取り組み、低炭素型・循環型の地球にやさしいまちを目指します。



第2次岩倉市環境基本計画

五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境



発行：岩倉市（2023年3月） 編集：建設部環境保全課
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

TEL 0587-38-5808（直通） FAX 0587-66-6100
E-mail kankyohozen@city.iwakura.lg.jp
ホームページ <https://www.city.iwakura.aichi.jp/>